

会 議 録

第 1 日

(昭和62年 9 月10日)

○議 事 日 程 第 1 号

昭和62年9月10日(木) 午前10時開会

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 会期の決定について

第 3 議案第77号ないし議案第98号 説 明

議案第77号 昭和61年度四日市市立四日市病院事業決算認定について

議案第78号 昭和61年度四日市市水道事業剰余金処分並びに決算認定について

議案第79号 昭和61年度四日市市農業共済事業決算認定について

議案第80号 昭和62年度四日市市一般会計補正予算(第1号)

議案第81号 昭和62年度四日市市競輪事業特別会計補正予算(第1号)

議案第82号 昭和62年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算(第1号)

議案第83号 昭和62年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第1号)

議案第84号 昭和62年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

議案第85号 昭和62年度四日市市交通災害共済事業特別会計補正予算(第1号)

議案第86号 四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例等の一部改正について

議案第87号 四日市市地区市民センター条例の一部改正について

議案第88号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について

議案第89号 四日市市住宅新築資金等貸付に関する条例の一部改正について

- 議案第90号 四日市市漁港管理条例の制定について
- 議案第91号 四日市市沿道整備計画区域における建築物の構造の制限に関する条例の制定について
- 議案第92号 四日市市道路占用料徴収条例の一部改正について
- 議案第93号 四日市市水路使用条例の一部改正について
- 議案第94号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 議案第95号 市道路線の廃止について
- 議案第96号 市道路線の認定について
- 議案第97号 工事請負契約の締結について
- 議案第98号 製造請負契約の締結について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員 (41名)

青 山 弘 忠  
 小 井 道 夫  
 伊 藤 信 一  
 伊 藤 正 数  
 伊 藤 雅 敏  
 宇 野 長 好  
 大 島 武 雄  
 大 谷 茂 生  
 金 森 正  
 川 口 洋 二  
 川 村 幸 善

喜多野 等  
 久 保 博 正  
 小 林 博 次  
 後 藤 長 六  
 坂 口 正 次  
 佐 藤 晃 久  
 田 中 武  
 田 中 基 介  
 谷 口 廣 陸  
 豊 田 忠 正  
 中 村 信 夫  
 永 田 正 巳  
 野 崎 洋  
 野 呂 平 和  
 橋 本 茂  
 橋 本 増 蔵  
 長谷川 昭 雄  
 古 市 元 一  
 堀 内 弘 士  
 前 川 辰 男  
 益 田 力 子  
 水 野 和 子  
 水 野 幹 郎  
 毛 利 道 哉  
 森 真 寿 朗  
 森 安 吉  
 山 口 孝

市長 橋本 増蔵  
副市長 橋本 増蔵  
副市長 橋本 増蔵

山路 剛  
山本 勝彦  
渡辺 一彦

教育長 岡田 久江  
教育次長 西村 正雄

○欠席議員（0名）

○出席議事説明者

市長	加藤 寛嗣
助役	坂倉 哲男
助役	片岡 一三
収入役	毛利 道男
調整監	伊藤 長爾
市長公室長	栗本 春樹
総務部長	田中 賢
財政部長	鈴木 一美
市民部長	宮田 勉
福祉部長	田中 昌治
商工部長	荒木 道也
農林水産部長	竹村 二郎
環境部長	鵜飼 滋
都市計画部長	東 寛
建設部長	尾中 忠邦
下水道部長	前川 鉦一
消防長	山口 博
消防次長	久志本 幸彦
病院事務長	石田 進
水道事業管理者	奥村 仁人
水道局次長	伊藤 利男

代表監査委員 吉田 耕吉

○出席事務局職員

事務局長 小坂 靖  
議事課長 平井 俊英  
議事課長補佐 石原 隆  
議事係長 岡崎 雄治  
主幹 日置 正人  
主事 井上 紀久夫

午前10時2分開会

○議長（橋本増蔵君） おはようございます。ただいまから、昭和62年9月四日市市議会定例会を開会いたします。  
ただいまの出席議員数は、37名であります。  
今定例会の議事説明者は、市長はじめ24名であります。

表彰状の伝達

○議長（橋本増蔵君） 会議に先立ちまして、去る6月25日、東京の日比谷公会堂において開催されました第63回全国市議会議長会定期総会において、大島武雄君が20年以上の在職議員として表彰されましたので、ただいまから表彰状の伝達を行います。

大島武雄君、議場中央にお進み願います。

〔大島武雄君議場中央に進む〕

○議長（橋本増蔵君）

表彰状

四日市市 大島武雄殿

あなたは市議会議員として20年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第63回定期総会にあたり本会表彰規程によって特別表彰いたします。

昭和62年6月25日

全国市議会議長会

会長 吉野 晃司

〔表彰状授与〕（拍手）

○議長（橋本増蔵君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付いたしました議事日程第1号により取り進めますので、よろしくお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（橋本増蔵君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員には、議長において川口洋二君及び久保博正君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（橋本増蔵君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

おはかりいたします。今定例会の会期は、本日から9月25日までの16日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本増蔵君） ご異議なしと認めます。よって、今定例会の会期

は本日から9月25日までの16日間と決定いたしました。

日程第3 議案第77号 昭和61年度四日市市立四日市病院事業決算認定についてないし議案第98号 製造請負契約の締結について

○議長（橋本増蔵君） 日程第3、議案第77号昭和61年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、ないし議案第98号製造請負契約の締結についての22件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいま上程されました各議案についてご説明申し上げます。

議案第77号は、昭和61年度市立四日市病院事業決算認定についてであります。

まず、決算報告書の収益的収入の決算額は80億 236万 4,953円で、予算額に比べ、2,532万 4,953円の増収となりました。これは主として医療環境、診療内容の充実に努めたことにより、利用患者数が増加したことによるものであります。

収益的支出におきましては、決算額が79億 4,960万 5,122円となり、4,932万 4,878円の不用額を生じましたが、これは材料費等において予定額を下回ったことなどによるものであります。

次に、資本的収入につきましては、決算額は3億 7,196万 1,955円となり、予算額に比べ59万 6,045円の減収となりました。これは負担金等の減によるものであります。

一方、資本的支出の決算額は7億 452万 2,763円となり、67万 7,237円の不用額を生じました。これは、看護学院学生修学資金等が予定額を下回ったことによるものであります。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億3,256万808円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補てんいたしました。

損益計算書は、収益80億223万8,383円、費用79億1,896万2,886円、差引経常利益8,327万5,497円となり、これに特別利益12万6,570円、特別損失3,064万2,236円を加減した結果、5,275万9,831円の当年度純利益を生じました。

剰余金計算書におきましては、欠損金について、前年度未処理欠損金1億2,264万4,546円に当年度純利益を補てんいたしましたので、差引当年度未処理欠損金は6,988万4,715円となりました。

資本剰余金は、救急車等の寄附による受贈財産評価額の増等により、合計3,343万500円の増となり、前年度繰越額5億1,933万7,167円と合わせて、5億5,276万7,667円を翌年度へ繰り越しました。

欠損金処理計算書は、当年度未処理欠損金6,988万4,715円全額を翌年度へ繰り越しました。

貸借対照表におきましては、資産総額91億2,950万524円、負債総額10億4,370万1,942円、資本総額80億8,579万8,582円であります。

以上が病院事業決算の概要であります。今後の病院運営につきましては、年々増加する重篤患者に適切に対処するため、高度医療器械等の新規導入や更新に迫られてくることから、一層経費の増嵩が考えられ、依然として厳しい状況にありますが、引き続き経営基盤の確立に努めるとともに、地域住民の健康を守る中核病院として、機能が十分発揮できるようさらに診療内容の充実を図るとともに、医療サービスの向上に一層努力を傾注する所存であります。

議案第78号は、昭和61年度四日市市水道事業剰余金処分並びに決算認定についてであります。

まず、決算報告書の収益的収入の決算額は47億6,827万9,458円で、予算額に比べ1,222万5,458円の増収となりましたが、これは特別利益等の

収入増によるものであります。

収益的支出につきましては、決算額43億4,781万5,355円となり、2,799万7,645円の不用額を生じましたが、これは経常的経費が予定額を下回ったことによるものであります。

次に、資本的収入につきましては、決算額は8億1,439万1,592円で、予算額に比べ2,517万8,592円の増収となりましたが、これは主に工事負担金の増収によるものであります。

資本的支出の決算額は21億536万217円で、676万2,783円の不用額を生じましたが、これは人件費等が予定額を下回ったことによるものであります。

資本的収入が資本的支出に不足する額12億9,096万8,625円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんいたしました。

損益計算書につきましては、収益47億6,827万9,458円、費用43億4,781万5,355円となり、差引4億2,046万4,103円の当年度純利益を生じました。

剰余金計算書におきましては、利益剰余金は、繰越利益剰余金年度末残高84万2,462円に当年度純利益4億2,046万4,103円を加算して、4億2,130万6,565円が当年度未処分利益剰余金となりました。

また、資本剰余金は、前年度末残高35億8,352万8,402円、当年度発生高1億5,745万8,892円、翌年度繰越資本剰余金37億4,098万7,294円となりました。

剰余金処分計算書(案)につきましては、当年度未処分利益剰余金4億2,130万6,565円のうち、減債積立金2億7,200万円、建設改良積立金1億4,900万円を積み立て、当年度未処分利益剰余金を処分しようとするものであり、また利益剰余金を処分した残額30万6,565円を翌年度へ繰り越すものであります。

貸借対照表におきましては、資産総額194億7,676万1,234円、負債総

額10億 6,663万 2,539円、資本総額 184億 1,012万 8,695円となっております。

以上が水道事業の決算の概要であります。給水収益が順調に推移したことなどにより、財政の安定確保ができました。

今後とも経営の効率化を図り、現行水道料金が保持できるよう健全経営に努めるとともに、安定給水の確保のために、配水管網の整備及び老朽管改良の推進、また地震災害の備えを講じるなど、サービスの充実と円滑な事業運営に向けて、一層の企業努力をいたす所存であります。

議案第79号は、昭和61年度四日市市農業共済事業決算認定についてであります。

まず、決算報告書の収益的収入の決算額は、農作物共済、蚕繭共済、家畜共済、果樹共済、園芸施設共済及び業務の各勘定を総合いたしますと2億 1,232万 3,821円となり、予算額に比べ 8,606万 7,179円の減収となりましたが、これは共済事業の性格上、ある一定基準までの被害を見込んで予算を計上しており、当年度はその基準より被害が少なく、保険金が収入減となったためであります。

収益的支出の決算額は、各勘定の総合額 1億 7,282万 6,401円で、予算額に比べ1億 2,556万 4,599円の不用額を生じましたが、収入と同様に当年度は基準より被害が少なく、共済金の支出減となった結果であります。

損益計算書は、事業収益合計 1億 8,774万 9,695円、事業費用合計 1億 7,236万 3,529円、差引事業利益 1,538万 6,166円で、これに事業外収益合計 2,457万 4,126円、事業外費用合計46万 2,872円を加減して、3,949万 7,420円の当年度純利益を生じました。

剰余金計算書におきましては、当年度未処分剰余金は 3,949万 7,420円です。

不足金計算書におきましては、繰越不足金年度末残高は68万 7,239円です。

剰余金処分並びに不足金処理計算書は、まず剰余金処分計算書では、農作物共済、蚕繭共済、家畜共済及び園芸施設共済の当年度未処分剰余金の合計 3,949万 7,420円を、関係法令に基づき各共済勘定ごとに法定積立金及び特別積立金へ積み立てるものであります。

不足金処理計算書は、当年度未処理不足金68万 7,239円を家畜共済勘定の法定積立金34万 3,620円と特別積立金34万 3,619円で未処理不足金処理に補てんするものであります。

貸借対照表におきましては、資産合計 4億 594万 9,118円、負債合計 2億 943万 7,639円、資本合計 1億 9,651万 1,479円となりました。

以上が農業共済事業の決算の概要であります。農業共済事業につきましては、ご承知のとおり、四日市市、三重郡の1市4町において三泗農業共済事務組合を設立し、本年4月1日から業務を開始しており、同日付で財務引継ぎ等をいたしましたところでございます。

議案第80号は、本市一般会計補正予算第1号案であります。

今回の補正の主なる内容は、国庫補助割当の決定もしくは見通しを得たもののほか、去る5月に決定された内需拡大を中心とした緊急経済対策に基づいて、国の補正予算で公共事業費の追加措置が講じられたことにより、事業の追加割当が得られる見込みのもの及び単独事業費の追加補正とこれらに関連する債務負担行為、地方債の補正でありまして、歳入歳出予算の追加額は19億 6,333万 2,000円となり、補正後の歳入歳出予算額は 571億 3,653万 2,000円と相なるのであります。

以下歳出各款における主な補正の内容をご説明申し上げます。

第2款 総務費は、追加公共事業費等に係る交通安全対策事業費であります。

第3款 民生費は、在宅重度身体障害者短期保護事業費及び痴呆性老人在宅ケアモデル推進事業費であります。

第6款 農林水産業費は、県支出金の決定等によるものでありまして、

農業費は、農業生産体質強化総合推進対策事業費とコントリーエレベーター建設事業の新農業構造改善事業費から高生産性水田農業確立緊急対策事業費への組替増額と土地基盤整備等に係る新農業構造改善事業費の追加であります。

農地費については、土地改良事業費、農村総合整備モデル事業費の追加と新たに農道舗装整備事業費及び県単農地防災事業費を計上いたしました。水産業費については、事業費の追加決定をみた磯津漁港改修事業費の補正であります。

第8款 土木費のうち道路橋梁費は、国庫補助割当増のほか、内需拡大のための公共事業追加による道路及び橋梁新設改良事業と市単道路改良事業、道路路面復旧工事費の追加を行うとともに、橋梁新設改良費に係る債務負担行為の変更を行いました。また、国道23号四日市地区沿道整備計画区域内の防音工事に対する沿道環境整備事業費補助金を計上いたしました。河川費は、米洗川ほかの準用河川と都市小河川小池川に係る補助事業費及び市単改良工事費と維持修繕工事費を追加計上いたしました。都市計画費では、内需拡大のための追加事業費を含む千歳町小生線ほかの街路事業及び四日市市民公園ほかの公園事業費と市単事業費を追加いたしました。都市下水道費では、羽津都市下水道ほかの補助事業費と附帯事業費並びに排水対策費を追加計上し、住宅費においては、既設公営住宅に係る外壁塗装工事費を計上いたしました。

第9款 消防費は、大矢知分団車庫の改築工事費の計上と消防艇等購入費の減額補正であります。

第10款 教育費は、国の内需拡大対象事業として、西朝明中学校格技場新築事業費を新たに計上したほか、学校施設整備費、学校施設開放環境整備費並びに校舎等補修費、子供広場整備費補助金の追加計上を行いました。

以上歳出並びに関連する債務負担行為の概要をご説明いたしましたが、歳入につきましては、歳出各科目に対する特定財源を充当するとともに、

一般財源として市税を計上して収支の均衡を図ったのであります。

次に、各特別会計の補正予算についてご説明申し上げます。議案第81号競輪事業特別会計の補正は、現在建設中の前売投票所に発券機を増設するための投票機器使用料の追加と、これに関連する債務負担行為を計上いたしました。なお、歳入につきましては、前年度繰越金を計上いたしました。

議案第82号食肉センター食肉市場特別会計の補正は、大動物屠室改良等施設整備費並びに修繕料の追加でありまして、歳入につきましては、繰越金のほか一般会計繰入金を追加いたしました。

議案第83号公共下水道特別会計の補正は、国庫補助事業費の決定並びに内需拡大のための追加事業により幹線管渠布設費、ポンプ場築造費を追加するとともに、日永浄化センター焼却炉築造費並びに関連する債務負担行為の計上を行いました。また、市単事業として各排水区の整備費、雨水対策費等を追加するとともに、生活保護家庭に係る水洗便所設置費補助金を計上いたしました。歳入につきましては、国庫補助金、市債の特定財源のほか繰越金を追加いたしました。

議案第84号土地区画整理事業特別会計の補正は、東橋北住環境整備基金積立金でありまして、財源は同事業費寄附金であります。

議案第85号交通災害共済事業特別会計の補正は、共済会費並びに共済見舞金の改正等により、歳出においては、共済見舞金、報償金並びに予備費の追加とあわせて債務負担行為の変更を行いました。歳入につきましては、共済会費収入、諸収入のほか一般会計繰入金を追加計上いたしております。

以上が昭和61年度各公営企業決算及び昭和62年度一般会計並びに特別会計の補正予算案の概要であります。続きまして、条例その他の議案のうち主なものについてご説明申し上げます。

議案第88号国民健康保険条例の一部改正につきましては、保険料の賦課

限度額の改正、保険料の減免についての基準額の引き上げ等、所要の改正を行おうとするものであります。

議案第89号住宅新築資金等貸付に関する条例の一部改正につきましては、国の制度改正に合わせて、住宅新築資金等の貸付利率を引き上げるとともに、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が本年4月1日から施行されたことに伴い、規定の整備を図ろうとするものであります。

議案第90号漁港管理条例の制定につきましては、磯津漁港の維持運営を図るため、漁港における行為の制限、占用の許可、監督処分等について、新たに条例を制定しようとするものであります。

議案第91号沿道整備計画区域における建築物の構造の制限に関する条例の制定につきましては、国道23号四日市地区において、都市計画法に基づく沿道整備計画により、当該区域の建築物について防音上講じるべき必要な措置について、新たに条例を制定しようとするものであります。

議案第92号道路占用料徴収条例の一部改正及び議案第93号水路使用条例の一部改正につきましては、本年4月1日をもって日本国有鉄道が民営化されたことに伴い、道路占用料及び水路使用料に係る減免規定について、所要の改正を行おうとするものであります。

議案第97号及び議案第98号は、工事及び製造の請負契約締結議案でありまして、北部雨水汚水4号幹線管渠布設工事第1工区及び大井の川ポンプ場ポンプ設備の製造について、それぞれ請負契約を締結しようとするものであります。

以上が各議案の概要であります。どうかよろしくご審議いただき、議決、認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本増蔵君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

議事日程に従い、本件に関する審議は留保いたします。

---

○議長（橋本増蔵君） この際、報告いたします。

専決処分の報告及び監査結果の報告がまいっております。既にお手元に送付いたしておりますので、ご了承願います。

---

○議長（橋本増蔵君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

今回は、9月14日午前10時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時33分散会

会 議 録

第 2 日

(昭和62年 9 月14日)

○議 事 日 程 第 2 号

昭和62年9月14日(月) 午前10時開議

第 1 期 一般質問

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員 (40名)

青 山 弘 忠  
小 井 道 夫  
伊 藤 信 一  
伊 藤 正 数  
伊 藤 雅 敏  
宇 野 長 好  
大 島 武 雄  
大 谷 茂 生  
金 森 正  
川 口 洋 二  
川 村 幸 善  
久 保 博 正  
小 林 博 次  
後 藤 長 六  
坂 口 正 次  
佐 藤 晃 久  
田 中 武  
田 中 基 介  
谷 口 廣 陸

豊田 忠正  
中村 信夫  
永田 正巳  
野崎 洋  
野呂 平和  
橋本 茂  
橋本 増蔵  
長谷川 昭雄  
古市 元一  
堀内 弘士  
前川 辰男  
益田 力  
水野 和子  
水野 幹郎  
毛利 道哉  
森 真寿朗  
森 安吉  
山口 孝  
山路 剛  
山本 勝  
渡辺 一彦

○欠席議員 (1名)

喜多野 等

○出席議事説明者

市長 加藤 寛嗣  
助役 坂倉 哲男

助 役 片岡 一三  
収入 役 毛利 道男  
調整 監 伊藤 長爾  
市長公室長 栗本 春樹  
総務部長 田中 賢  
財政部長 鈴木 一美  
市民部長 宮田 勉  
福祉部長 田中 昌治  
商工部長 荒木 道也  
農林水産部長 竹村 二郎  
環境部長 鶴飼 滋  
都市計画部長 東 寛  
建設部長 尾中 忠邦  
下水道部長 前川 鉦一  
消防長 山口 博  
消防次長 久志本 幸彦  
病院事務長 石田 進  
水道事業管理者 奥村 仁人  
水道局次長 伊藤 利男

教育長 岡田 久江  
教育次長 西村 正雄

代表監査委員 吉田 耕吉

○出席事務局職員

事務局長 小坂 靖

議事課長	平井俊英
議事課長補佐	石原隆
議事係長	岡崎雄治
主幹	日置正人
主事	井上紀久夫

午前10時1分開議

○議長（橋本増蔵君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は38名であります。

本日の議事は、一般質問であります。

#### 日程第1 一般質問

○議長（橋本増蔵君） これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

橋本 茂君。

〔橋本 茂君登壇〕

○橋本 茂君 おはようございます。

私はまず第1に、今後の市政運営についてお尋ねいたします。

市長が市政を担当されてから3期11年を迎えるわけですが、来年は市長選挙も行われる時期であります。3期目のこの3年間をとってみましても、国政におきましては、戦後最悪の内閣と言われる中曽根自民党政府が、軍事費大突出の予算を組み、軍拡と財界奉仕の立場から、国民の暮らし、福祉、教育を切り捨てる悪政を推し進めてまいりました。

四日市市政はどうであったでしょうか。私は、この2年半は一市民として、そしてこの5カ月間は議員として市政にかかわってまいりましたけれども、私が痛感いたしますのは、この間の加藤市政は、残念ながら一貫して中曽根自民党政治に追随をし、大企業に奉仕をし、にせ地方行革を推し

進め、市民にはさまざまな負担を押しつけてきた3年間であったということとであります。

市政の実態で申しますならば、関係する特定大企業が大きく恩恵を受ける港湾整備には、毎年13億円ないし16億円もの市民の血税をつぎ込む一方、寝たきり老人のお世話をするホームヘルパー制度、以前は無料で喜ばれておりましたが、わずかな額を有料で取り立てる冷たい市政になってまいっております。また、毎年のごとく、国民健康保険料や保育料の値上げが強行されております。さらに、過去15年間に160億円以上もの巨額がつぎ込まれた同和行政、この不公正な実態は、いまだに是正されておられません。市政の実態は、こうした端的な事例で十分でありましょう。

今26万市民が切に望んでおりますのは、国の悪政の前に大きく立ちはだかって、市民の安全と利益と暮らしを守り抜いてくれる市長、市民本位の市政を推し進めてくれる市長だと思っておりますが、この点で加藤市長、あなたは残る1年をどのように運営されようとしているのか、お伺いいたします。

また、漏れ聞くとことによりますと、来年の市長選挙は、四選を目指して意欲を燃やしているとのことですが、この点もどうされるのか、市民の前に今議会の場で明らかにすべき時期ではないでしょうか。

第2に、今延長された国会におきまして、私たち市民に大きな犠牲を強いることになる諸悪法が、異常なスピード審議を経て強行採決されようとしておりますが、市民の命と暮らしを守る立場から、市長としてどんな態度をとられるのか、私は以下3点についてお尋ねいたします。

まず第1点は、マル優廃止問題です。マル優廃止は公約違反で、国民の総反対に遇って、前国会で廃案となつて、決着済みのものでありましたが、今また持ち出されてきております。マル優廃止は、市民の零細な貯蓄の利子に一律20%の税金をかけることになって、4人家族で年間5万円もの増税になります。市民の暮らしを直撃し、ひいては市財政へも重大な影響を

与えるものです。市議会は、昭和59年9月には意見書で、また昨年9月と12月にも要望書や意見書という形で、3度にわたってマル優廃止に反対する意見を政府に提出しております。市長は当然この議会の意向を尊重してしかるべきだと思います。

ところが、市長の所属する全国市長会は、他の地方五団体とともに、8月5日から与野党へ、税制改革法案の早期成立を求める緊急要望を行ったと聞いております。この行動は、増税に反対する四日市市民と議会への背信行為であることは明らかです。マル優法案は、今国会で重要な局面を迎えておりますだけに、市長はこの市長会の行動に抗議を申し入れるとともに、市民と議会の意向に沿って、反対の意思と行動を積極的に今とられるべきだと思います。いかがされるのか、明らかにしていただきたいと思っております。

次に2点目として、公害健康被害補償法に関係してお尋ねいたします。

市長、あなたは8月11日、衆議院環境特別委員会に参考人として出席され、発言をしておられます。私はそのときの委員会の会議録を見まして、市長が大変重大な発言を行っていることを知り、驚いております。本議会で改めて問う次第であります。公害健康被害補償法、以下公健法と申しますけれども、15年前の四日市公害裁判の画期的な判決を機会に生まれたものであります。汚染者負担の原則に立ち、被害者を迅速に救済する上で重要な役割を果たしてまいりました。四日市では、今なお八百四十余名の認定患者の方々が苦しんでおられる。そして、新規認定患者は今年度で、8月の5人認定を入れて既に20人にも達しております。全国では毎年9,000人も公害患者の方が増加され、この補償制度の一層の拡充こそが強く求められているところだと思っております。

ところが、今国会では、衆議院の環境特別委員会で、委員会の正式な資料要求をしていた中公審答申の議事録など、これは大気汚染専門委員会の科学的結論よりも、財界の要求を受け入れる形の内容、すなわち公健法改

悪の根拠となっているものでありますが、これなど環境庁が提出拒否をしているという大変な事態にもなっております。市長、あなたが国会で発言された中で、指定地域解除やむなしの立場を明らかにしながら、今後も大気汚染を原因とした慢性閉塞性肺疾患の患者発生の可能性も否定できないとしながらも、難病指定を行うなどしてほしいと国に対して要請をしています。この要請は一体何を意味するのか。すなわち、公健法によって、患者救済のためにコンビナート加害企業が硫黄酸化物の排出量に即して賦課金を支払っております。昨年度は約21億7,000万円ほどであります。公健法改悪後は、このかわりに一般の国民の税金で治療させなさいということになるわけであります。私は、これはまさに、加害者、汚染者の責任を免罪して、国の責任にだけ患者救済をかぶせていく立場だと思います。コンビナートの利益の擁護者の立場ではないかと、厳しい批判の声が上がっているのも当然だと思うわけであります。

ちなみに、最近の公健法審議の中で環境庁は、「医療費は支給しない。病気になれば、一般の医療施設を利用してもらう」と答弁し、新規発生患者への対策は、難病指定どころか、全くないに等しいことが明らかになっています。市長が要請した道は閉ざされているのです。

加えて加藤市長、あなたはさらに発言の中で、「今後制度がなくなった場合、新規患者に対して四日市市の独自の救済制度は考えていないのか」という問いに対して、「個々の患者さんに対して金銭的な給付で、独自のものをやるという考えはございません。現在四日市では独自の救済というものは一切ありませんので、全体的に考えてそうだろうというふうに私は思っております」と述べているわけです。私はこれは、新規発生患者を切り捨てる立場を明確にした、重大な発言だと思います。

去る7月24日、四日市公害勝訴判決15周年記念日に、日弁連調査団が磯津の患者の皆さんと交流をした際に、あの裁判を原告として闘ったおひとりがこう発言してみえました。「判決後5周年のときは、裁判は勝ったが、

まだ公害はなくならないという認識だった。10周年のときは、指定地域解除は、知事も市長もまだ時期尚早としていた。しかし、この15周年には、全国で指定地域解除と言う、患者や住民が何も言っていないのに、知事も市長も解除だと言う。15年前には生まれていなかった町の子供らが新しく認定患者にすらなっているのに」、こう怒りをもっての訴えであります。市長、この声とともに、八百四十余名の認定患者の方々の苦しみを真正面から受けとめていただきたい。私は、その方々とともに、市長の国会での発言の撤回を今議会において強く求めるものであります。そして、市独自の救済制度の取り組みを改めて求めるものであります。

また、今、市の公害対策審議会には、加害企業代表2人を含んでいますが、被害者である患者の代表は入れないという不公正な構成です。この点の是正をも求めるものです。以上、明確な答弁を要求いたします。

続いて3点目は、固定資産税の評価替えに関してであります。今、狂乱地価と言われるほど、大企業による土地投機、地価つり上げが進んでいます。政府は、実効的価格対策を何一つせずに、来年4月固定資産税や都市計画税の大増税に踏み切ろうとしています。国土庁調べの住宅地の地価上昇率はこの3年間で、全国平均で8.2%、四日市では8.1%となっておりますが、今年度の東京都をはじめ大都市の狂乱地価は異常な値上がり率であり、これを固定資産税にはね返らせるようなことになれば、市民負担は耐えられないまでに増えることは必至であります。しかも、固定資産税の増税は、イコール都市計画税の増税であり、さらに国民健康保険料や保育料の資産割分の値上げにはね返り、地代、家賃の値上げに結びつくなど、市民の生活と経営を直撃することになります。来年度の評価替えは全面凍結し、現行評価額のまま据え置くべきであります。市長は、四日市市民の暮らしと営業を守り抜く立場から、直ちに政府に対して評価替えの凍結を申し入れるよう求めるものであります。

第3に、火災防災対策の強化についてお尋ねします。

9月は、1日が防災の日で、防災週間を設けている月でもあります。最近、市が発行いたしました「我が家の防災手帳」の中でも、市長は、「災害が起きたときには、その被害を最小限度に食いとめるよう各種の対策を進めております」と述べていますが、その一つに消防署の機能強化と設備充実があり、一層の推進が求められるところであります。

8月27日に、北消防署管内、富田地区の工場火災に際しまして、署内望楼の監視カメラが作動していなかったことが明らかになりました。これに対して関係地区住民の方からは不信不安が強く出されております。この監視カメラは2ヵ月前から使用しておらず、今後は撤去するとのことですが、これは、火災のみならず防災対策という観点からも、設備の後退であると言えます。中署には、25倍ズームつきと言われる監視カメラが現在作動しております。同程度の設備は北署にも改めて設置されてしかるべきだと思います。火災の発見、現場の把握と対策等に必要な機器であり、かつ第3コンビナート地帯を控えた北署ですので、万一のコンビナート災害などの防災対策で威力を発揮させるという点からも、不可欠な設置だと思います。具体的な答弁を求めます。

第4に、清掃事業の委託についてお尋ねいたします。

8月19日に総務委員会におきまして、片岡助役、また環境部長から、し尿収集については、63年度から直営で収集できなくなる約1万3,000klを、昨年発足した生活環境公社に委託する、そして現在委託している民間2業者も公社に一本化していきたいという提起がございました。その後、8月末には、市職労執行部にもこの内容が示されたと聞いております。私は、大変重大な提起だと思うわけであります。し尿もごみ収集も、清掃事業は本来地方自治体固有の事業であり、公共の市民サービスが最も求められている分野であります。この事業に、収益を優先させたり、民間との比較コストを論じたりしていけば、市民サービスの低下と料金値上げにつながり、関係する職員や労働者の方には、労働密度の一層の強化と労働条件の悪化

をもたらすものとなります。今、直営のし尿収集につきましては、市は、退職者不補充、すなわち職員減らし、合理化と言いかえてもよいと思いますが、その方針で進めているがために、来年度は直営でやれなくなる、公社への委託となるわけですから、私は、退職者不補充なる方針を撤回して直営でやる、そのために必要な職員をきちんと配置する、このことを改めて指摘するものであります。

現実的に市民サービスという点で調べてみましても、例えばここに持ってまいりましたけれども、この市職員労働組合が昨年9月に実施した各地区の自治会長さん対象のアンケート結果をまとめている「ごみ・し尿で文化を創るパンフレット」でも明らかですが、し尿くみ取りの項を見ますと、「民間委託地域の富田、富州原、大矢知では、ごみ収集のように親切にできないのか。市の直営のくみ取りに変更してほしい。朝食や昼食近くのくみ取り中止を」など、厳しい批判、不満が多く出されています。一方直営地域では、「現状でよいと思う。くみ取り後の洗浄もきちんとしてくださるので、助かります。良好だ。定期になってよい。きれいにくみ取ってくれる」などなど、その違いが歴然としております。直営に携わる職員の皆さんの仕事ぶりがあらわれてもいます。もし公社への委託が強行されるならば、収益性を掲げ、コストを問題にする方針であるだけに、経営いかにでは、市民サービスの維持がどこまで貫けるかが大きな疑問であります。そこで働く方々が高齢者だけに、し尿の業務に耐えられるかどうか、労働強化、低賃金、そして市民サービス低下につながるとなれば、これまで民間委託に出ている問題と同じ轍を踏むことは、火を見るよりも明らかです。

加えて、今後公共下水道の普及が進めば、し尿くみ取りの件数と量はますます減少していきます。とても採算性、収益性を追求する事業にはなり得ません。今、現在の職員の方々も、公社委託反対、直営で頑張るという声をあげてみえるわけですから、あくまで直営を守るという立場、方針を

とるべきです。明確な答弁を求めます。

最後は、四日市大学開設などとも関連しまして、富田山城線の無料化についてお尋ねいたします。

来年4月開設予定の四日市大学への通学・通勤者は、4年後には1,200人を超すわけですが、そのうち3割から4割はマイカーになると予測されております。予定されている経路は、富田山城線から入る1本の道路のみと聞いております。それだけに、関係者からも、この際富田山城線を無料開放したらどうかという強い声が出されております。当然の声だと思うわけですが、もともと富田山城線は、昭和48年の建設時、内陸部の開発につながる幹線という位置づけがありましたが、今日、四日市北部地域の東西の道路網の整備、交通渋滞解消に向けて、1号線や名四国道と名阪自動車道を結ぶ点で、大変重要な幹線となっております。それだけに無料開放は市民の切実な要求となっております。来年4月の四日市大学開設ともかかわって、ますます切望されていることを踏まえて、市としてその無料化に向けて、県に対してどのような働きかけや交渉を進めてきたのか、また進めようとしているのか、お尋ねいたします。

○議長（橋本増蔵君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） お尋ねの第1点、第2点についてお答えをいたします。私から答えのない点については、それぞれ担当の方からお答えを申し上げます。

まず第1点、今後の市政運営についてでございますが、最近の社会経済情勢というのは、大変厳しいスピードで変化をしております。これは、技術革新、あるいは情報機器の高度化、あるいは産業構造の変化等によるものだというふうに思うんですが、それは同時に、市民生活の上に大変いろんな変革をもたらしておることも事実であろうかと思えます。そういった状況でございますが、特に最近の高齢化の進行ということが極めて

顕著に出てまいりまして、それらのために大変多くの行政課題というもの  
が想定をされているわけでございます。

こういった状況の中で、将来を見通しまして、冷静かつ的確に判断をいた  
しまして、将来に禍根を残さないような市政を運営していくということは、何  
よりも大切なことだというふうに思っておりますが、特に私は、いろ  
んなたくさんの課題があればあるだけに、全体の課題をバランスよく処  
理していくということが必要でありますし、そのために各種の施策を推進  
する。もちろんこれは、行政だけの力では不可能でありまして、さらに、  
行政だけでやると、費用負担、あるいは受益等の間にアンバランスが出て  
くるというようなことでもありますので、それぞれの制度を全体のバラン  
スの上から眺めて確定をしておるわけでございまして、先ほどご指摘のあ  
りました一部負担の問題、あるいは港湾施設の建設の問題、同和行政の問  
題等々につきまして、これはやはり考え方の相違ということもございま  
すので、ここは理論闘争の場ではないというふうに思いますので、それはま  
た別の場所でさせていただきたくて、私は、これらの施策を推進  
するに当たりましては、常に議会にご提案を申し上げ、議会で十分ご審議  
いただいて、ご決議いただいたものを、執行機関としての責務を果たして  
おるつもりでございますので、その点はご了承を賜っておきたいというふ  
うに思うわけでございます。

なお、今、あと1年で私の任期一杯を迎えようとしておるわけでござい  
ますが、今、市当局が抱えております課題というものは、広域の問題から  
単独の問題まで、随分たくさんの課題が山積をいたしておりますので、こ  
ういった行政課題をひたすら全力投球をいたしておるところでございます  
し、またそうすることが私の使命であろうかというふうに考えてもおりま  
すので、次期のことについては、今の段階で何とも申し上げることができ  
ない。私は、それほど深く考えているわけではありません。もちろん、私  
の出処進退ということは極めて大切な問題でもありますので、十分考えて

対処してまいりたいというふうに思うのでございますが、いましばらく考  
える時間をお与えいただけますようお願いを申し上げておきます。

次に、第2番目のご質問でございますが、現在国会で税制改正が審議を  
されております。その審議の中には、減税の問題とひらくるめまして、小  
額貯蓄非課税制度の問題、あるいは地方税の問題、さらに地方交付税の問  
題等が審議されておるわけでございます。

そこで、地方六団体では、この問題につきまして、審議が長引いて、な  
かなか決定しかねる。減税だけ先に先行されて決定して、地方税の減じた  
分をどうするのかということについての何らの結論が出ないということに  
なりますと、地方交付税の算定やら、あるいは来年度の予算編成やら、さ  
らにそれは今年度の追加をやる手かげん等の問題について非常に不安定に  
なってまいりますので、そういった不安定なことにならないようにという  
意味合いで、地方六団体が地方自治確立対策協議会というのをつくりまし  
て、国に対して陳情、緊急要望をいたしましたわけでございます。

ちょっとそれを読みますと、「現在臨時国会に提案されている地方  
税法、地方交付税法等の一部を改正する法律案については、目下不安定な  
状態に置かれている地方財政を安定化し、地方交付税の8月算定や内需拡  
大等による公共事業の早期実施が行えるようにするために、国においては  
早急にその成立を図ることを強く要望する」ということを言っておるだけ  
でございますが、格別マル優の問題について触れているわけではございま  
せん。もちろん、地方税法の中には、減税見合いによります地方交付金と  
いうのが入ってくるわけでございますけれども、これは県税に属するもの  
でございますが、これにスライドされて、その中から市の方に配分がある  
ということでございますけれども、それらのことも全部確定いたしません  
と計算ができませんので、そういう陳情をしたというふうにご理解を賜っ  
ておきたいと、こう思う次第でございます。

さらに、公健法の改正につきましては、先ほどご指摘のありましたよう

に、私が去る8月22日に衆議院の環境委員会へ参考人として出席を求められたわけでございます。私が陳述をいたしました内容というのは、既に2月4日付の内閣総理大臣あてに提出をいたしました意見書の内容を申し上げただけのことでございますが、もちろんこの意見書を策定いたしますまでには、当市の公害対策審議会でのご審議、さらにはその内容についての議会へのご報告、ご議論等を踏まえて出したものでございます。したがいまして、格別その時点と変わったことを言っておるわけではございません。その点をあらかじめご説明申し上げておきたいというふうに思うわけでございます。

なお、その間の審議のやりとりがあったわけでございますが、私どもは、この現行制度というものがなくなった場合には、今度は新規の患者指定というものはなくなるわけでございます。したがいまして、ただ私は、いわゆる閉塞性気管支炎、こういった病気というものは全体的になくなるわけではありませぬので、その中でも特に重症の患者の方は、実は治療法も確定していない、なかなか治りにくいということもありますので、全体をひっくるめまして、これは国において難病指定をするべきである、こう考えてそういう陳情をいたしました次第でございます。

なお、先ほどございましたように、現行の患者さんの方々に対する対策というものについては、現状の補償をすべて満たしていただくということが前提になっておりまして、その負担は企業負担になるわけでございますから、企業負担を国の負担にすりかえようとしたということではありませぬので、ご理解を賜っておきたいというふうに思う次第でございます。

公対審の中に患者の代表を入れよというご意見もございましたが、これについてはよく検討させていただきまして、また後ほど考えて、結論を出してみたい、こういうふうに思っております。

○議長（橋本増蔵君） 財政部長。

〔財政部長（鈴木一美君）登壇〕

○財政部長（鈴木一美君） 固定資産の評価替えに関しましてお答え申し上げます。

既にご承知のように、固定資産税と申しますのは、土地、あるいは家屋、償却資産、これらが本来持っております価値、これに着目して担税力を求めて課税をしておりますものでございますが、これにつきましては、3年ごとに評価替えを行うことが法律上規定をされております。それが、ちょうど63年の1月1日が評価替えの基準日でございまして、現在これについての作業が進行中でございます。これは、あくまで税の公平を期するために、全国的に、あるいは地域的に各市町村間等の均衡も図りながら評価の基準を定められるものでございまして、まず第1には、国の中央固定資産評価審議会にて調整が行われる。このことは、今月末ぐらいには結論が出てまいるといっておりますが、新聞報道等にもございますように、昨今の急激な土地投機によりまして、急激な上昇を見ているところもあるわけでございますが、基本的には今回の評価に当たりましては、61年の7月時点の地価を基準にして現在検討が進められるところでございまして、今まで出てまいっております資料からは、過去における評価替えの上昇に見合う、それ以上の上昇率というものではないのではないかというふうに考えておるところでございます。

なお、ご承知のように、住宅宅地、あるいはその中における小規模住宅宅地におきます課税減免制度等、税率を下げた適用も法の中で定めておるところでございますので、ご了承賜りたいと思います。

○議長（橋本増蔵君） 消防長。

〔消防長（山口 博君）登壇〕

○消防長（山口 博君） 第3点の火災防災対策についてお答えをさせていただきます。

ご指摘のありました北消防署のテレビカメラにつきましては、昭和46年の3月に設置されたものでございまして、白黒の画像の機能でございます。

設置以来、2度のオーバーホールをはじめ、たび重なる修理を行い、維持管理に努力してまいったのですが、機能全体の老朽化が著しくて、修理による回復が不可能な状態になっているのでございます。

このテレビによる効果といたしましては、当初大別して、火災の発見と火災等災害の防御対策に活用することを目的としたわけでございますが、通報設備の充実と申しますか、電話の普及、また建築物の高層化、特に白黒画面にありましては、夜間における火災の判別が困難で、火災を早期に発見することは難しいのが実情でありますことから、災害発生後の事後対策に重点を置いた活用といたしておったのでございます。

昭和59年の3月に消防本部に設置をいたしましたテレビカメラは、夜間の火災判別が少しでも容易にならないか、あるいは災害発生後の事後対策も十分に検討して、テレビ画像のカラー化とズーム機能の充実を図って導入しております。

事後対策に効果を上げた最近の例といたしましては、昨年5月、市内采女町で発生したプロパンガス爆発火災で、火災直後よりビデオ収録をいたしまして、貴重な資料となり、自治省消防庁へも送付をして、今後の研究資料として貢献をいたしております。

消防といたしましては、先ほどの例にもございますように、消防本部に設置されたテレビカメラにおきまして、本市の主な地域を包含することが可能でありまして、災害の事後対策及び今後の防御活動を検討する上で効果のあるものと確信をしておる一方、現在開発されているテレビカメラの機能では、火災発見には限界があると考えております。しかしながら、災害時の被害を軽減するためには、早期に防御策をすることが最も重要でありますことから、今後の対策といたしましては、火災の早期発見に対応できる装備の導入につきまして広く調査研究をし、検討を行ってまいりたいと考えております。

なお、火災の早期発見につきましては、住民の皆様方の協力ということ

が不可欠でございますので、火災等災害時の早期通報につきまして、一層のご理解とご協力をいただけますよう、広報の充実に努めてまいっている所存でございます。

○議長（橋本増蔵君） 環境部長。

〔環境部長（鶴飼 滋君）登壇〕

○環境部長（鶴飼 滋君） 第4点目の清掃事業の委託の問題についてお答えをさせていただきます。

先ほど橋本茂議員からお話ございましたように、清掃事業の委託問題につきましては、閉会中の調査事項といたしまして、先般来総務委員会の中で種々にご議論を賜っているわけでございます。清掃事業につきましては、お話ございましたとおり、市民生活に直結したものでございますから、したがって基本的には、清掃事業そのものが地方自治体の固有の事務であるわけでございます。

しかしながら、近年、快適な生活環境を求める住民ニーズの高まりの中で、長期的に見てまいりますと、し尿の収集及び処理につきましては、先見性を持った計画的な処理、こういったことが極めて重要な課題ではないかというふうに考えているところでございます。したがって、清掃事業そのものは極めて公共性が高い、こういうことが要求されるわけでございますから、今後とも住民サービスを保持いたしながら、コストの低減、また資源化、有効利用、そういったことについて一層効率性を追求していかなければならない、そのように考えているところでございます。

したがって、市といたしましては、し尿の収集業務について、退職者不補充を基本といたしまして、昭和63年度から順次株式会社生活環境公社に委託をしてみたい、そのように考えておるところでございます。また一方、現在民間業者に委託をしております収集業務につきましても、将来的には株式会社生活環境公社の方にこれを統合し、より効率的な収集業務ができるように努力をしてみたい、そのように考えておるところ

でございます。

なお、市職労に対しましては現在話し合いを進めているわけですが、今後とも職員の労働条件等を十分勘案しながら対処してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（橋本増蔵君） 市長公室長。

〔市長公室長（栗本春樹君）登壇〕

○市長公室長（栗本春樹君） 四日市大学の通学対策についてでございますけれども、基本的には現状の交通体系を利用することになります。通学手段といたしましては、今さらここで申し上げるまでもございませんけれども、電車、バス、自動車等が考えられるわけですが、主には、三岐鉄道の暁学園前駅の利用と、それから三岐バスのあかつき台1丁目バス停の利用、この2つの輸送機関の利用が主な通学手段となるものと考えております。

しかし最近、ご指摘のように、学生も自動車通学が非常に多く見込まれるところでございますので、富田山城線から学校への進入路を整備いたしまして、校内にも250台の駐車場を一応確保する予定といたしております。

また、歩行者専用道路につきましても、関連の市道整備を行うなど、通学対策にでき得る限りの配慮をいたすことといたしておるところでございます。

なお、関連する富田山城線の無料化の問題につきましては、所管をいたします建設部長の方から答弁をしていただきます。

○議長（橋本増蔵君） 建設部長。

〔建設部長（尾中忠邦君）登壇〕

○建設部長（尾中忠邦君） 5点目についてお答えをいたします。

ご質問の富田山城線の無料化ということでございますが、ご承知のように当路線は、三重県道路公社が昭和48年に着工いたしまして、昭和59年3

月、国道23号線までの全線約5.3kmが開通いたしておるものでございます。完成当時の交通量は1日平均1,170台でございましたが、その後徐々に増加いたしまして、昭和61年度は2,800台となっておりますところでございます。この有料道路の1日平均の計画交通量は5,600台となっております、現在はおおむね50%の交通量となっておりますのでございます。

ご指摘の無料化ということでございますが、この道路の有料期間は、建設後30年という計画になっておりまして、それからまいりますと昭和80年代になるわけでございます。この建設費は当時47億円かかっておりまして、現在累積で約56億円に上っていると聞いております。無料化となれば、当然この未償還分の負担が問題となるわけでございます。県当局といたしましては、有料道路の趣旨から、全線開通後極めて短い期間であり、さらには財政問題もありまして、直ちに無料ということは現時点では考えられないとのことでございます。しかし、市といたしましては、周辺の道路事情を踏まえ、また北勢地域の活性化の面からも、今後十分検討をしてみたいと考えております。

○議長（橋本増蔵君） 橋本 茂君。

〔橋本 茂君登壇〕

○橋本 茂君 答弁をいただいたわけですが、市長がおっしゃった私の質問に対する答弁の最初に、考え方の相違で、ここは理論闘争の場ではないからというふうに、私の具体的な質問を避けられた形で、理論闘争にすりかえをなさいましたけれども、私がお聞きした真意を酌み取っていただけないように思うわけであります。

私は、今の国の悪政が地方自治体に押し寄せてくるこういう現状を踏まえながら、四日市市政をつかさどる市長として、現実問題に出ていることを幾つか事例を挙げながら、どう対処されるのかというふうにお聞きしているわけですから、決して理論闘争を挑んでいるわけではございません。今市民が臨んでおります国の悪政の前に大きく立ちはだかって、パッサリ

切られている補助金カットなどにきちんと物を言う、あるいは大企業の特例や、あるいは優遇、こういうものに対して適正なものに改めていく。また、不公正な同和行政などをきちんと、全市民的に指摘されている問題として正していく。こういう点で、市民本位の市政に改めるという点で、私は市民の声を多く聞かせていることを代弁しながらご指摘し、質問をさせていただいておるわけですから、まともな答えをいただきたいと思うわけであり、この1年間、引き続き全力投球とおっしゃったわけですから、そういう点で、ぜひともまじめな答えをいただきたいと思うわけであり、

さて、2番目の、国会で審議中の3つの問題についてのお答えもいただきましたが、マル優の廃止問題について、地方六団体の動きの解説をされましたけれども、市長として抗議をされたのか、そしてあなたは、マル優の今緊急の局面に対して、市民と議会の意向を尊重していくという立場でどう対処されるのか、お答えになっていないと思います。この点は改めてお聞きいたします。

さらに、固定資産税についても、凍結を申し入れるのかどうか、明らかにしていただきたいと思います。

続いて、公健法の問題でございますが、市長が国会で参考人として出られたときに、同じ参考人に、東京都の衛生局長が東京都を代表して出られております。この中でこの沼田さんという方は、「東京都は公害患者の方に、医療費の自己負担分の公費負担制度につきましては、公害健康被害補償法の動向いかにかわらず、引き続き存続させていくつもりです」、こういうふうに東京都の立場を述べているわけです。こういう自治体が全国9割以上も、指定地域解除については反対、慎重な態度をとるということで出されているときに、三重県知事と加藤市長、あなたは、解除やむなしという立場で臨んでいる、そういう点の違いが、国会の参考人の発言の中でも浮き彫りになった。そのことを私はあなたにご質問をさせていただ

いたわけであり、四日市独自として新しい患者の救済を本気になってしていく時期ではないかと思うわけです。公健法がなくなっても何もしない。新しい患者に対しても、コンビナート企業の出すお金よりも、国民の税金を使って治療してください。これでは話にならないわけであり、

私は改めて、四日市の公害の歴史を振り返ってみますと、この昭和40年、平田市長の時代に、全国に先駆けて患者の救済、これを医療費の無料化ということで救済を開始した、こういう歴史がございます。ところが、22年後の今日、あなたの市長の時代に独自の救済制度もとらない、新しい患者の切り捨て、これを公言してはばからない。この事態について私は、多くの患者の方とともに、これでは四日市の市長として情けないじゃないかということ、こういうことを申し上げているわけでございます。ぜひとも私たちは、今後とも粘り強くこの四日市市の新しい患者に対する救済制度、これは公健法のいかにかわらず引き続き存続させていくという東京都などの先進的な事例、大いに取り入れていく必要があるのではないかと、いうことを強く指摘しておきたいと思っております。

さらに、続いて、災害問題の中で私の質問に対して消防長からお答えをいただきましたが、広く調査検討をしたいということで、私の質問に答えていないと思うわけであり、北消防署に監視カメラを取りつける点でどうかという点を私はお尋ねしているわけでありまして、中消防署にだけあって、北消防署、あるいは南消防署では、今作動していない、あるいはないという状況なわけですから、これは北消防署の場合、住民の不信も募っているわけですから、これは当然取りつけてしかるべきでありますし、市長は常々、高度情報化都市、テレトピア構想などを推進していく立場であって、こういう最新鋭の機器について、私は、防災をきちんと責任を持って進めていくという観点からすれば、当然配置してしかるべきだ、この点で設備を後退させたままいくというのは、まさに市長の進める行革の中身ではないでしょうか。私に言わせれば、まさににせ行革だというふうに

思うわけであります。市長、この点で、北消防署にカメラをつける英断をされるということを私は重ねて市長にお聞きしたいと思います。

清掃問題についてご指摘をしたいと思います。し尿の収集は、順次委託を進めていくというお話でございました。小出しに1万3,000kl当 confronted 公社に委託というふうに出てまいったわけですが、一体どんな計画でこの「順次」という中身が今計画されているのか、その全貌を明らかにしていただかないと、総務委員会、あるいはこの議会の場で議論がやはりできないというふうに私は思う。その点で突っ込んだ質問をさせていただいているわけですから、それをまず明らかにしていただきたい。

同時に、公社への委託を順次強力に進めるという立場で、環境部長、発言をなさったわけですが、今公社のかかわる事業での、それに従事される労働者の皆さんの実態は、市長も環境部長もご存じですか。今お隣の市営駐車場の中で、排気ガスを吸いながら休憩をしている労働者の皆さん、おばさんたちをよく見かけられると思うんですが、あの方々は、今の環境公社の孫請の方々だというふうに聞いております。そして、昼休みもああいうところにとらなきゃいかぬ。その方々の手によって、緑と太陽の町というのを目指す四日市のこの緑化事業が守られているわけであり。その賃金も、それから労働条件も、大変劣悪なものだというふうに私はその方々から最近聞きました。こういう点での公社の委託の実態、これは一端でございませけれども、それにし尿収集やごみ収集が、直営を切り捨てて任されていくとなったら、これは私はほうっておけない問題だということでお尋ねをしたわけでございませ。職員の皆さんの反対も、市職労の執行部との話し合いの中身などで出されております。その点も明らかにこの場でしていただきたいと思ひます。

以上、改めてお尋ねをいたします。

○議長（橋本増蔵君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） まず第1点でございませが、先ほどのにせ行革というご発言がありましたが、私どもはまじめに行革をやっておるつもりでございませので、にせの行革などはやっておるつもりはございません。

次に、港湾施設の建設、あるいはホームヘルパーの方々の一部有料化の問題、同和行政等についてご指摘がありましたが、私はまじめにご答弁申し上げたつもりでございませ。全体のバランスをよく考えて、不公平が起きないように、市民の間に公平な行政の結果が行き渡るようにということを考えながら各種の施策を講じておるということをお願い申し上げます。

しかも、その一つ一つの問題点については、それぞれ議会にご提案申し上げ、議会の皆様方のご賛同を得て実施をしている、こういうことございませして、いたずらに中央政府に追随をしておるでございませるか、そういったようなことで考えておるわけではございませないので、その点は誤解のないようお願いを申し上げておきたいと思ひます。

次に、公健法の問題でございませが、地域指定が解除になるかならないかということで、随分考え方が変わってくると思ひますのでございませが、仮に公健法の改正が国会で通りまして、地域指定の問題が今後国の方でおそらく決定をされるであろう、そういう前提で物を考えた場合には、新しい患者さん、いわゆる指定地域の中における新しい患者さんの認定という事実はなくなるであろう、こういうふうに私は思っております。したがって、今の患者さんの救済というのは、従来どおり企業側が負担をしてやっていく、こういうことになるわけでございませして、新しい患者を市独自で認めよというお話になりますと、少し問題が変わってくるというふうに思ひます。市が独自に救済しております患者さんというのは現在はいないわけございませから、公健法が変わることによって、新しく市独自の患者さんを設けるということは多分ないであろうと、こういう前提で私はあの当時国会で答弁を申し上げたのでございませして、そういうふうにご理解をい

ただいておきたい。

ただし、私は、いわゆる閉塞性疾患、4疾患、それに該当する患者さんというのは、今指定地域の中にもいらっしゃいますし、指定地域外にもいらっしゃる。これを区別して、指定地域の中の人だけを賠償責任によって負担していくということが、なかなか理論的に難しいことであるというので、今度のような措置をとろうということでございまして、そうなりますと、本当に重症の患者さん、いわゆる指定で1級、2級、あるいは特級、1級というような重症の患者さんというものは、これは現在の医学では治療の方法がないんじゃないか。そういった面から考えまして、やはり当然にそれは国が面倒を見てしかるべき病気の一つじゃないだろうか。いわゆるスモン病でありますとか、そういったような病気と同じような扱いをしてもいいのではないかと、こういうふうに思っておるわけでございますので、そういうふうにご理解を賜っておきたいと思うわけでございます。

なお、北消防署のカメラについては、これは現実問題として、高い建物がたくさん今後もできていく。そうしますと、カメラによって発見をするということは、私は困難であろうかと思えます。ただ、カメラが役に立たないというわけではございません。火災の場所がわかって、消火活動をやっておる。その火の状況が今後どうなっていくのだろうかというのは、だれしも心配なことでございますから、そういった面を本部の方で十分監視するのに役立つことだというふうに思っております。ただ、今こういった機器はどんどん進歩しつつありますので、カメラだけに頼るということではなくて、新しい機器を十分研究いたしまして、最善の防災体制というものを確立していく必要があるのではないだろうか。

ただ、こういった機器というものは、慌てて、この機器がいいからということで取りかかりますと、今のカメラのように、将来に対して余りその目的を達成できないというような事態の発生も考えられるわけでございますので、十分に検討をして、私はやってまいりたいというふうに思う次第

でございます。

なお、固定資産の問題については、これはやはり、そういうことを国に持っていくということはいかがか。六団体できちっと整理して発言をしていくのが一番正しいと、一番いいやり方だと、こういうふうに思っております。

○議長（橋本増蔵君） 時間がまいりましたので、橋本茂君の一般質問はこの程度でとどめさせていただきます。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本増蔵君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 今後の市政運営の問題でございますけれども、市長は、全体のバランスを考え、不公平が起きないようにということでやってきましたおっしゃっていただけますけれども、例えば同和行政、橋本茂議員が指摘しました問題の中にも明らかなように、多くの市民がこれほど不公正な行政はないというふうに見ておられる問題、これは正しいとして、今後も続けられる、こういうことの表明にはかならないと思えますが、果たしてそうでしょうか、改めて確認をしておきたいと思えます。

それから、マル優問題についてでございますけれども、マル優廃止に直接触れたわけではないとおっしゃっていただけますけれども、マル優廃止を前提とした税制改革法の早期成立の要請行動を展開したわけでありまして。この点は、市長の方こそ認識を新たにさせていただきたいと思えますし、市長ご自身は、今日マル優廃止が成立するか成立しないかの瀬戸際にあります中で、市民の声を代表して、国会等に、関係方面にしかるべき、今の時点に合った反対の意思表示等をなされるおつもりはないのかどうか、これを容認していくのかどうか、これを改めてお答えいただきたいと思えます。

それから、公健法の問題でございますけれども、先日の中日新聞の社説で、「環境庁は悲願を間違うな」、こういう社説が出ております。「制度

の廃止は、産業界の強い要請による、湖沼法や、流産になったアセスメント法など、産業界の反対する案件には弱腰だった環境庁はこの改正には熱心で、みずからのシンボルを引きおろすのがあたかも悲願かのようにだった」と、こういうふうに言われております。市長がこの公健法やむなしとされた理由、亜硫酸ガスの問題が改善され、一つは、汚染地域と非汚染地域との差異がなくなった。こういうことが直接的な理由になっておりますけれども、依然として患者がある、存在する、そして新規患者も発生する公害が生じているということ。差異がなくなれば、全域に拡大をして、この公健法の地域指定のあり方の改善を求めるのが前提であり、やむなしとする必要はないわけでありまして。改悪、指定解除やむなしとすることはないわけでありまして。

ところが、これにやむなしとして賛成した。そして国会では、「この四日市、公害の町というイメージ払拭こそが四日市市民の悲願であり、私のぜひ取り組まなければならないことだ」とおっしゃっているわけでありまして。公害イメージの悲願が大事で、四日市市民の患者、あるいは市民の命と健康を守ることは二次、こういうことを端的に受けとめられるではありませんか。しかも、今のご答弁でもありますように、新たな新規患者は発生しない。その枠組みをみずから外すことに手をかして、新規患者は発生しないんだ、こういうことでは、これは本当に市民不在の考え方だと言わなければならないと思います。この点、私は市長の姿勢を厳しく改善を求めたい、改めるよう求めたいと思うのでございます。

それから、環境公社の問題でございましてけれども、かつて議員説明会で市当局は、四日市清掃とか富田清掃とか、いわゆる今下請しているところの統合などは考えていないということをはっきりと明言しているはずであります。しかし、今日なし崩し的にこの清掃事業の下請化の問題については、当局は議会に対してもそういう対応をしてきておりますけれども、既成事実を進めるといって対応をしてきておりますけれども、この四日市清掃

なり富田清掃は、今下請しているところを統合していかなきゃならない事情は何で生じてきたのか。し尿等の事業が将来的に、公共下水道の普及と絡んで採算性がなかなか難しい、もう民間ではやり切れない、だから助けてくださいという形で持ち出してこられているところに、一つの統廃合への道の問題があるんじゃないですか。リサイクルの問題にしたって、うまみが吸える間は民間でやるけれども、結局はしりふきをするのは市、公、税金でやる、こういう形があらわれております。したがって、今この点をもっともっと慎重に対応しなけりゃならない。改めて当局のこの下請化の問題については検討していただきたいし、特に統廃合問題については、これまでの我々に対する説明と食い違っている、この点を明らかにしていただきたい。

○議長（橋本増蔵君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 同和行政についてご答弁を申し上げます。

今までやってまいりました同和行政というのは、私はそれぞれの時点において、市民の皆様がご理解を賜った施策でなかろうかと、こういうふうに考えておまして、すべて提案をして議決をいただいたものを実行してきた、こういうことでございます。

なお、今後の問題については、かつて総務委員会でご答弁を申し上げましたように、全面的な見直し作業に入って、次の段階へステップを踏み込みますと、こう申し上げておりますので、さようにご理解を賜っておきたい。

第2番目のマル優の問題でございまして、これは、地方六団体で共同で陳情をしたわけでございます。これは、何も市長会だけで陳情したわけはありません。さようご承知を賜りたいと思っておりますし、私どもは、マル優がどういう議論になるのかということについては、国会の議論を待ちたい。もうしばらくのことでございますから、これは私は国会の議論にお任

せをしておきたい。素人でございますから、余り国の税制についておかしなことを言いたくない、こう思っておるわけでございます。

第3番目の公健法の問題でございますが、私は、制度上そういうものなくなるであろうと、こう言っただけでございます、新しい患者が発生しないと言ったわけではありません。こういった閉塞性気管支炎、この4疾患というものは、今後もいろんな地域で発生をするであろう、その中の重い患者さんについては、私は、これはやはり国が面倒を見るべきである、こういうふうに考えておるということを申し上げたわけでございます。この辺について、それを全部今の公健法のあれを広げて企業に負担をせよというのは、いささかオーバー過ぎる。日本全国ですから、これは大変なことになると、私はそういうふうに思うわけでございます。地域指定があったというのは、それなりの意味があったんじゃないか。そのために、いろいろ今日まで皆さんがご活動いただいた、そのご活動に対しましては、私は深く敬意を表したい。

私が念願をしておると言ったのは、四日市は公害の町であるというイメージを払拭したいと言っただけの話でございます、この問題と直接関連のない話でございますので、さようご承知おきを賜っておきたい。これは私は、いろんな場でいろんな人から言われたからそういうふうに思っておるといってございませぬ。

○議長（橋本増蔵君） 環境部長。

〔環境部長（鶴飼 滋君）登壇〕

○環境部長（鶴飼 滋君） ご答弁申し上げたいと思うんですが、なぜ委託をするのかということでございますが、より効率的な収集について、長期的に見れば、私は、公社にこれを委託するということがより好ましい、そういうふうに判断をしているわけでございますので、今後十分業者側とも話し合いをいたしながら、そういった方向で対処してまいりたい、そのように考えておるわけでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本増蔵君） 暫時、休憩いたします。

午前11時12分休憩

午前11時32分再開

○議長（橋本増蔵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤晃久君。

〔佐藤晃久君登壇〕

○佐藤晃久君 通告に基づきまして、橋北地区の諸問題について質問をしていきたいと思いますが、何分本会議におきまして初めての質問の場でございますので、皆さん方に失礼なことを申し上げるかもしれませんが、よろしくご理解を賜りますよう、まずもってお願い申し上げます。

橋北地区は、戦災復興事業から今日まで手をつけてもらえなかったためにおくれている地域でございますので、問題が山積されておりますが、時間の関係上、6点に絞って質問させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

第1点目は、区画整理事業についてお尋ねいたします。

橋北地区は、ご承知のように東は伊勢湾、南は三滝川、北は海蔵川、西は近鉄の線路によって区画されている地区でございます。四日市町の発足当初から同町に編入され、発達してきたわけでありませぬ。四日市の中心部の一画を占める主要な地域でもあります。しかし、橋北地区、東の伊勢湾に面した午起地区には、昭和24年から昭和28年にかけて、午起海岸沿いに市営住宅184戸が建設されたわけでありませぬ。戦災で家をなくした人や市外からの転入者も多く、市民からも親しまれた環境のよい住宅街でありませぬ。昭和30年代に入って、午起海岸の膨大な土地、海面69万㎡が埋め立てられ、昭和36年に完成し、ここに南塩浜コンビナートと並ぶ第二の石油コンビナートが形成されてからは、住宅地帯としては環境が悪化し始めたのでございませぬ。また、団地開発等による丘陵部への人口移動により、昭

和30年来臨海部において、人口減少が続き、町の活気は年々低下を余儀なくされてきている今日の状況でございます。東橋北地区では、昭和57年1月に地区全体の活性化に向けて、東橋北地区再開発推進委員会が発足いたしました。その一環として午起三丁目地域の移転問題、地区全体では委員の勉強会の段階という状況でございます。橋北地区は、戦災復興区画整理事業の一環として昭和30年に一部の町が区画整理され、個々の住宅もすべて道路に面しており、下水道も完備されている状況でございます。その反面、戦災復興事業の一環として、区画整理されていない東新町、高浜、高浜新町、午起、浜一色、京町は、道路、公園、下水道の整備がされていない状況であります。橋北地区は、四日市市の中心部の一画を占める主要な地域にもかかわらず、戦後42年もたった今日、依然として火災が起きると消防車が通れない、急病人が出て救急車が通れない戦前の道路状況でございます。また、地域の環境をよくすることや、教育、文化、福祉、健康などの諸活動をする集会所を見ても、当地には1カ所もないわけでございます。私は、今日まで、行政は、四日市の全体を見て執行していくものだと思っておりましたが、橋北地区が今日活力のない町になったのも、いろいろ問題があったと思いますが、そこで今後、この区画整理事業を積極的にどう進めていくのか、当局の考え方をお尋ねいたしたいと思えます。

第2点目は、交通安全対策についてお尋ねをいたします。

橋北通りの大栄スーパー前の交差点でございますが、昭和58年度の調査では、1日利用する自動車、単車がざっと1万2,900台という状況でございます。この地点は、病院、郵便局、喫茶店などが立ち並んでいる密集地でございます。京町、浜一色、東新町、高浜、高浜新町、川原町、新浜の住民の方々が、この地点を利用して、市場へ買い物に、喫茶店、郵便局へこの道路を利用するのでございます。また、橋北地区は、ご承知のとおり老人の方々が多く、全市で老人の数が2番目になっております。老人の皆さんは、この地点を通過して、市場、病院、スーパーへと利用されている

現状であります。現在、手押し式による「横断中」という信号機が設置をされておりますが、車がとまらず、危険であります。「横断中」の信号を「とまれ」の信号に変更してほしいという地域の要望があります。この点、どのようにお考えかお尋ねをいたします。

3点目は、橋北地区内の農業用水路と生活排水路の浄化対策についてお尋ねをいたします。

この地区は、戦災復興で区画整理されなかった地域でもあります。陶栄町、滝川、浜一色、京町、東新町、高浜、高浜新町から西、東に3本の農業用水路が通っています。その中で一部の農地が今なお農地として残っていますが、農業用水路として使用していない陶栄町、滝川、浜一色の一部は雑草に悩まされ、環境衛生面で蚊、悪臭に悩まされている現状でございますが、環境保全という立場で今後どのような整備計画を立てられているかお尋ねいたしたいと思えます。

その反面、農業用水路を使用している地域でございますが、昔は、農業用かんがい用水路であるということで、用水路の清掃もされていたそうですが、農地が少なくなった今日、用水路の清掃も怠りがちになっています。住宅密集地帯では、汚染度が特に高いと思われませんが、その原因は、生活排水、雑排水等による汚染だと思えます。用水路の管理は、農業関係者であります。末端の排水路の維持管理は、建設部、環境部、下水道部になっていると思えます。稲作中は絶えず水が流れていますが、毎年秋になると、水をとめるわけでありまして。水が通らないから、排水路が途端にどぶ川になって悪臭と蚊に悩まされる毎日が続くわけでございます。毎年住民の方々から自治会に苦情が出ている現状でございますが、この現状を市当局はご承知だと思います。このような現状を今後当局はどのような対策を考えてみえるのか、お伺いをいたしたいと思えます。

第4点目は、近鉄川原町駅前の自転車放置対策についてお尋ねをいたします。

近鉄川原町駅前周辺には、2カ所に分かれて自転車の放置がされています。1カ所は、近鉄川原町駅前に約30台ぐらゐ道路に放置されています。他の1カ所は、滝川公園の中と道路に約50台ぐらゐ放置されているのは、当局もご承知だろうと思います。この自転車の放置は、近鉄電車を利用して、通学、通勤をされている方々であります。駅周辺の滝川町自治会の役員さんが、駅を中心とする放置自転車を再三にわたって整理、注意されていますが、依然として後を絶たないばかりか、むしろ増加をする傾向にあります。交通安全上、また防犯上、防災上、極めて憂慮される事態となっているわけですが、住民の方々の要望は、川原町駅前周辺に自転車の駐輪場を設置してほしいということですが、今後の対策として、市当局のお考えをお聞きをしたいと思います。

第5点目は、浜一色町、陶栄町、京町の子供たちの遊び場確保についてお尋ねをいたします。

当地区は、全市で一番密集している地域でございます。また、この地域は、戦災復興事業で区画整理されていない地域でございます。海蔵川、三滝川、近鉄線路、川と線路に挟まれた地域でございます。海蔵川の河川に公園がありますが、以前、川に落ちて死ぬという事故が時々ありましたので、学校では現在危険区域ということで、この公園での遊びは親同伴でなければ禁止になっておりますが、今ではほんの一部の人がゴルフ、犬の散歩に利用するだけで、西橋北の数少ない中で一番広い公園がほとんど利用されていないという今日の現状でございます。子供から老人までの憩いの場として、今すぐにも安全対策を考えてほしいと思います。そうすれば、この公園も有意義に利用でき、今のままだと何のための公園かわからないのでございます。

私たちの小学生の時代は、まだ空き地があって、その空き地を利用して遊んだものです。しかし、今日の現状ではその空き地もなく、公園という公園もなく、河川でも遊べないわけでございます。本市の公園整備事業は、

全国平均を上回っている現状でございますが、浜一色、陶栄、京町には、一寸の光も当たっていないわけでございます。子供にとって開放された自由は、遊び、いたずら、道草、おしゃべり、冒険などによって、想像や空想の世界がいっぱいあると思います。人間の成長にとって自立への旅立ちの世界であると思うわけでございます。昔のように子供たちが自由に元気に遊び、豊かに生きられる状態ではなくなっている今日、人と人とのつながりも希薄になり、危険箇所、交通事故も増え、生命の危険にさらされている状況の中で、子供は学校と家庭と地域社会の中で強く元気に育っていくものだと思うわけでございます。いかによい環境にするか、橋北地区の地元の若いお母さん方の願望は、安心して子供が遊べる場所の確保を強く要望されているわけでございます。この際、ぜひとも考えていただくことを強く要望いたします。

第6点目は、三滝川四日市橋付近の緑地公園整備についてお尋ねをいたします。

三滝川下流の老松橋から慈善橋までは、市民の憩いの場として公園が整備されていますが、慈善橋から明治橋までの区間は整備されていませんが、今後公園を整備する意思があるのか、お伺いをします。

今の現状は、雑草が生えて見苦しくなっています。また、空瓶、空缶その他のあらゆるごみが投棄をされて、ごみ捨て場となっている感があります。汚いから捨てる、捨てるからさらに汚くなるといった悪循環を起していると思います。以前はこの地区の方々が年に何回と清掃されていたそうですが、雑草と多くのごみを投棄されるため、今日の状態になっているわけでございます。風紀上、環境衛生上、好ましくない状態に置かれておりますので、年に3回、4回の草取りを実施する意思はないか、お伺いをいたしまして、私の第1回目の質問を終わらせていただきます。  
○議長（橋本増蔵君） 暫時、休憩いたします。

午前11時52分休憩

午後1時2分再開

○議長（橋本増蔵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 第1点について私からお答えをいたします。

東橋北地区でございますが、住工混在の現状でありまして、大変市街地が過密になっておるといことは事実であります。したがって、防災あるいは交通安全、排水等々、改善を図らなきゃならぬということは、かねてから私も考えておったところでございますが、いろいろの手法について、地域の方々との意見交換等を十分重ねてまいりました。ようやく隣接地域との土地利用の調和を図った区画整理手法によります整備を進めたいということで今日までまいったわけでございますが、午起三丁目の住環境整備事業というものは、ようやく9月に事業着手ということになってまいっております。さらに西橋北並びに東橋北地区におきましても、協議会が発足をいたしまして、まちづくりについていろいろご協議を行ってまいるところでございます。

したがって、本年度につきましては、西橋北地区並びに東橋北地区を含めましたまちづくりとなりますその基本のアンケート調査及び町の診断、さらにはどう整備していくかという整備課題、まちづくり構想案の作成を協議会の皆様方にお諮りをしながら、進めてまいる予定でございます。引き続きまして町の診断結果などの資料を使いましての自治会単位等の懇談会を通じて住民の方々への啓発を行いまして、事業の実現に向けて取り組んでまいりたいと思っておりますのでございまして、大変長い期間かかってようやくこの段階にきました。大変ご迷惑をかけておりますことに対しまして、まことに遺憾に思っておりますのでございますが、今後、ただいま申し上げましたような順序で街区の整備を進めてまいりたいというふう

に思っておりますので、ご協力のほどお願いを申し上げます。

○議長（橋本増蔵君） 市民部長。

〔市民部長（宮田 勉君）登壇〕

○市民部長（宮田 勉君） ご質問の第2点目と第4点目につきまして、私の方からご答弁申し上げます。

ご指摘の交差点につきましては、現在押しボタンによる点滅式の大型横断標識が設置されておるところでございますが、これは昭和59年2月に県の公安委員会によりまして、橋北通りの横断者の安全を確保するというところで、設置されたものでございます。しかし、この標識はドライバーにとりましても非常になじみが薄いというようなこともございまして、横断をしようとする者が押しボタンを押して点滅をさせましても車がとまらないということで、道路横断の安全確保に効果が上がらないというのが現状でございます。地元の自治会からも、普通の横断信号機に切りかえるようにというような強い要望も受けておりまして、市におきましては、去る8月13日に地元自治会、それから警察当局の担当の方に現地につぶさに調査していただきました。その結果、南警察署の方におきましても、その必要性は認めていただきまして、県の公安委員会の方へ信号機への変更を要望しているところでございます。しかし、警察の方の見解によりますと、信号機の設置、信号機への変更という必要性は認めるものの、全市におきましてはさらに優先順位の高い施設等もあって、直ちにというわけにはいかないというご回答でございますので、とにかく現地の交通安全性を確保するために、市におきましても、今後とも早期に実現できるように関係ご当局の方へ要請をしてみたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

次に、4番目のご質問の近鉄川原町駅周辺の自転車放置対策についてでございますが、同駅周辺の自転車駐輪につきましては、ただいまご指摘いただきましたような状態でございまして、特に踏切東にございます飲食店

前の狭い路上にたくさんの不法駐輪があるということで、通行の支障となっております。これが対策につきましても、看板等で駐輪をしないように呼びかけて、利用者のモラルに訴えておるわけでございますが、その効果が上がらないという現状でございます。最近地元の協力を得まして、建設部とともに強力な撤去を実施いたしておるわけでございますが、撤去の手を少しでも休めますと、またすぐにもとの状態に戻ってしまうということでございますが、これというも川原町駅周辺に適当な駐輪場を確保する用地がないということが非常に大きな問題でございますが、地元自治会からも、その対策といたしまして、滝川公園の一部を公園の機能を損なわない範囲で駐輪場に開放できないかという強い要望も受けております。現在関係部局におきまして検討中でございますが、公園の持つ意味を十分考慮した上で、ご指摘のありました交通安全、防災の見地からも、急を要する問題でもございますので、暫定的に公園内、あるいはその周辺の道路を含めまして対策が立てられないか、現在検討を進めているところでございます。しかし、自転車の利用者にとしましては、目的に少しでも近いところへ駐輪をするという面もございまして、こういう点も十分踏まえまして、結論を早く出したいというふうに考えておりますので、ご理解、ご了承賜りたいと思います。

○議長（橋本増蔵君） 下水道部長。

〔下水道部長（前川鉦一君）登壇〕

○下水道部長（前川鉦一君） 第3点目の農業用水路と生活排水路の浄化対策についてお答えを申し上げます。

橋北地区を流れております排水路は、海蔵川を水源といたします農業用水路でございます。都市化の進展に伴いまして、上流は生活排水路に、また下流は農地を潤す用水路となっております、排水と用水の両面を持った水路でございます。ご指摘のように用水時期になりますと、川から取水した水によりまして水路は浄化されるわけでございますが、それ以外の時

期では、雨水のほかは生活排水だけとなりまして、地形的にも水路勾配が余りないところから、排水が滞留するといったのが現状でございます。したがって、昭和45年以来、海蔵川と三滝川に挟まれました約170haの区域の公共下水道事業に着手いたしまして、戦災復興区域を中心に事業を実施してまいっているところでございますが、現在の事業進捗率は、約60%程度という状態となっております。

また、ご指摘の戦災復興区域以外の地域につきましても、既に公共下水道区域に包含はされておるわけでございますが、ご存じのように基盤整備がなされておらない地域でもございますので、現状では道幅も狭く、公道も数少ないといったことから、下水道管の布設すら困難な状況にあるわけでございます。したがって、この問題につきましても、一昨年9月議会におきましても、同様のご質問をいただいておりますが、先ほどもお話がございました区画整理の動向も踏まえまして、雨水対策並びに環境対策上緊急を要するところから、水路の改修、清掃などの事業を進めまして、地域の環境改善に努力をいたしてまいりたいと考えておるわけでございます。

なお、国道1号より西の方の橋北地内につきましても、既にほとんどの地域が公共下水道事業も完備いたしておりまして、一部の地域でまだ事業が完了を見ておらないといったところもございまして、今後事業が完了いたしました後には、不要となつてまいりますこれらの水路につきましても、環境対策の面から道路側溝として順次整備を行ってまいりたいと、このように考えておるわけでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（橋本増蔵君） 教育長。

〔教育長（岡田久江君）登壇〕

○教育長（岡田久江君） 5番目の子供たちの遊び場の確保についてお答え申し上げます。

子供たちの健全な発達を促進し、豊かな環境を提供することは、地域住

民はもとより、行政の重要な課題でもございます。そのためには行政主体による公共事業と、それから地域住民の方々の協力を得て行う補助制度を伴う整備事業とがございまして、ご存じのように当地域は住宅、工場の密集地であり、子供たちの遊び場は、立地上周辺の河川敷の活用という方法があり、公園施設としてこの整備を行っております。また別に補助事業としての子供広場の制度があります。全市で数は239ヶ所となっておりますが、この制度はそれぞれの地域の自治会などで用地が確保できて、そして一定の期間適正に管理ができる場合、敷地造成、あるいは施設整備の一部を助成するものであります。ご質問のとおり橋北地区では適当な用地の確保が困難と思われまますが、今後地域の方々のご協力により遊休地等の有効な活用が図られますよう、市としても本制度の周知に一層の努力をしてみたいと思っております。

○議長（橋本増蔵君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（東 寛君）登壇〕

○都市計画部長（東 寛君） 最後の項目の件につきましてご回答申し上げます。

三滝川は、本市の中心部を流れる主要河川でございまして、市街地の中での貴重な潤い空間として、また緑地として活用していくべき適地のある河川であると思っております。

ところで、ご指摘もございましたように老松橋から慈善橋までは、地域の要望も踏まえまして、河川環境の向上を図りますために、昭和57年から59年までかけまして緑地として整備してまいりました。今後、河川整備済区域でございまして高水敷地を利用いたしまして、もちろん河川管理者との協議もしていくわけでございまして、既に供用している芝生広場の西側へ多目的歩道というようなものを中心にしながら、整備を上に向かってやっけてまいり所存でございまして。

特に、雑草等生茂っております草刈りの問題でございましてけれども、こ

れはまだ県の管理ということで、大体7月から8月にかけて1回と、11月から12月にかけて1回、合計2回だけは定期的に行ってもらっております。特に春から夏までの期間が少々あきますので、4回ということではなく、もう1回だけ増やしてくれと、今いろいろ交渉しております。時期的な問題も含めまして、そういうものを何とかやっぱりもう1回増やしながりに引くように、私どもも頑張りたいというふうに思います。

それから緑地の安全施設の面でございましてけれども、海蔵川が特に水が高くなりまして、危険性がございまして。これは今まで安全性を保つためにいろいろ事故があった後、丸太を配置いたしまして、それにいろいろ加工いたしまして、6カ所ほどこういうものを置いておいたわけですが、いろいろ散逸いたしまして、この8月にロープとそれから丸い浮き輪ですけども、これをうまく兼ね合わせました救命具というか、これをこちらの右岸側には20カ所、80mぐらいつつになりますけれども、配置をして現地に今置いてあります。それから海蔵地区の方は地域の方へ任せてくれということで、これは15個預けてございまして。そういったことで、こういう安全問題につきましては細かい配慮をもって対処してまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解賜りたいと思っております。

○議長（橋本増蔵君） 佐藤晃久君。

〔佐藤晃久君登壇〕

○佐藤晃久君 ただいまの6点にわたって答弁をしていただきましたが、最終的には、どれをとっても区画整理事業を積極的に進めてもらう以外にないと理解はいたしておりますが、また時間の関係もありますから、第1点の区画整理事業についてであります。答弁の中にも、これから協議会なり、まちづくりの基本アンケート調査、診断調査なり、そういう中からまちづくりの構想案を作成されて、区画整理協議会に提出されるのはいつごろか、お尋ねをいたしたい。

2点目は、交通安全対策の中で、今年の8月13日に地元と警察当局と現

地で調査をされたというふうに答弁で述べられておりますが、南署の見解は、「これも変更することは認めている」という見解を出されていますので、その他の必要箇所または優先度と予算の関係があるかと思いますが、交通量調査を毎年行って、交通量、横断者数との基準というものは、優先度に対する基準というものがあるのか、あれば基準はどのぐらいかお尋ねをいたしたい。

3点目でございますが、農業用水路の改修は来年度の計画に入っているかどうか、お尋ねをいたしたいと思います。

これに関連して、国道1号の西側の排水路についてであります。道路側溝は年次的に整備していただくわけでございますが、この整備の最終年度はいつごろであるか、これもお尋ねをいたしたいと思います。

4点目の自転車放置対策についてであります。これも結論的には、自転車の駐輪場を設置をしてくれということでもありますけれども、7月に地元から、滝川公園の一部を機能を損なわない形で駐輪場に利用できるように要望が上がっておりますが、検討された結果どうなったのか、お聞かせ願いたいと思います。

また、この自転車の利用は、近鉄電車の利用者ばかりでありますので、近鉄に対する地方公共団体から鉄道用地への提供について申し入れがあったときには、「鉄道事業者は用地の譲渡、貸付けなどに積極的に協力しなければならぬ」という規定をされておりますが、市当局は近鉄への申し入れに対しどのような結論が出たのか、これもお聞かせを願いたいと思います。

子供広場の遊び場の確保で、安全対策の関係は先ほども答弁されましたので、理解をいたします。

最後になりますが、三滝川の河川の関係ですが、これも整備の関係で、河川管理者は県にあるために、これからも積極的に働きかけていただくことを要望いたしたいと思いますが、これに関して、三滝川の真ん中に土

砂の堆積物が大きく横たわっているわけでございますが、この点も踏まえ、県の河川管理者の方に強く要望をしていただき、質問を終わりたいと思います。

○議長（橋本増蔵君） 都市計画部長。  
〔都市計画部長（東 寛君）登壇〕

○都市計画部長（東 寛君） 第1点目の区画整理の課題だとか、診断だとか、また課題整備等の抽出についていつごろまでかかるのかということでございますが、現在A調査ということで、橋北東、西ともでございますが、コンサルタントの方に発注しておりまして、11月中旬ということを工期にしておりますので、地区の方々にもお話ししておりますが、その時点でもってご報告申し上げますと、こういうふうにしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本増蔵君） 市民部長。  
〔市民部長（宮田 勉君）登壇〕

○市民部長（宮田 勉君） 再質問いただきました3点につきましてご答弁申し上げます。

まず、信号機の設置の基準でございますが、これは公安委員会の方で実施されておるものでございまして、私今具体的な数字はちょっと把握いたしておりません。ただ、信号機の設置によりまして、その優先順位といいますのは、交通量とか、横断者数とか、それからその他必要とされている箇所とのいろんな比較から、その優先順位を決めていくと。これでいきますと、ただいまご指摘の、ご要望のございました橋北地区についての信号機は、相当優先順位が遅くなるということでございますが、これを何とか早くしていただきたいということで、現在警察を通じまして公安委員会の方へ要請をしているところでございますので、ご理解賜りたいと思います。

それから暫定措置につきましてでございますが、ちょっと先ほど私の答弁がまずかったかもわかりませんが、現在関係部局と、公園内あるいはそ

の周辺の道路を含めて暫定的な駐輪場の確保ができないか検討いたしております。これを早期に結論を出させていただくというように、先ほどご答弁をさせていただいたつもりでございますが、申しわけございませんでした。そのように今検討中でございます。

それと近鉄に対する要望でございますが、本年6月に近鉄の名古屋の方から担当に来ていただきまして、全市の近鉄沿線の駅の駐輪状況を市の方とともどもに調査をいたしまして、そして用地の確保できるめどのあるところにつきましては、近鉄へ協力要請を強力に今進めているところでございますが、ご指摘のございます川原町につきましては、その用地が全然ないというような状態でございますので、これにかわる適切な措置がとられるということで、抜本的な対応策を考えるとともに、まずは暫定的な措置で対応をさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解、ご了承賜りたいと思います。

○議長（橋本増蔵君） 下水道部長。

〔下水道部長（前川鉦一君）登壇〕

○下水道部長（前川鉦一君） 下水道の関係につきましてお答えを申し上げます。

まず第1点の水路の整備は来年度の計画に入っているかどうかと、こういったお尋ねでございますが、先ほども申し上げましたように、雨水対策上、また環境対策上、緊急を要する箇所から、今後地元の方々とも十分ご協議を申し上げまして進めてまいりたいと、このように考えておるわけでございますので、いましばらく検討の時間をいただきたいというふうに考えておるわけでございますので、ご了承賜りたいと存じます。

また、第2点の不要となった水路の道路としての側溝化の件でございますが、何年ぐらいであるかといった具体的なご質問でございますが、先ほどもご説明申し上げましたように、まだ公共下水道の一部終わっておらないそういった家庭もあるわけでございますので、今後そういった方々のご

事情、私の方のいろいろな計画等十分調整を図りながら、また地区の関係の方々ともご協議申し上げながら、進めてまいりたいというふうに思っておるわけでございますので、この点につきましてもご理解を賜りたいと思うわけでございます。

○議長（橋本増蔵君） 伊藤信一君

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 今年の夏は殊に暑い夏でございましたけれども、清風会にとりましては、極めて悲しい夏でございました。ご存じの同志の後藤寛次さんが亡くなられたからでございます。

皆さんもご存じのように、後藤さんは、頭のよい、判断力のすぐれた、殊に多くの人から好かれ、愛され、ほれられ、しかも信頼された立派な人でございます。たとえ議席がなくとも、同志として頼りがいのある人でございます。故人の冥福を祈りながら、質問を続けさせていただきたいと思っております。よろしくお願いを申し上げます。

昭和60年は、広島、長崎に原爆が投下されてから40年になります。それを記念して、私たちは60年3月議会で四日市市の「非核平和都市宣言」を決議いたしましたのでございます。続いて6月の代表者会議で各会派から、広島、長崎の慰霊式典に参加することを決めました。広島市へは、山口、中村、佐野、豊田、相松議員が、長崎市へは、山本、大島、伊藤の議員が参加いたしましたのでございます。私はその出発の前に長崎市から原爆の絵はがきをいただいて、こんな便りを書いて用意をいたしました。「原爆が40年前の今日、この長崎市へ投下されました。一瞬目も当てられぬ悲惨な地獄絵図。四日市市はこの3月、『非核平和都市』となることを宣言いたしました。原爆で亡くなられた人たちの慰霊祭に、私は今ここに参加いたしております。60年8月6日、長崎市で。伊藤信一」と書いて出しました。ささやかなPRでございますが、でもなぜ私は長崎へ来たかを多くの人に

知ってもらいたかったからでございます。わずか 100枚でございますが、私たちのこの参加を、立場と考えようによりましては、「広報よっかいち」で堂々とPRしていただいても、その価値はあるものと今でも思っております。

日本じゅうがこの8月6日、9日を中心にして、平和への運動がいろいろの形で展開されております。四日市ではこの日を中心に、市立図書館では毎年原爆や6月の空襲当時の悲惨な資料が展示されております。その資料の一つに、広島原爆の体験学習を高校の生徒が行ったという川底にあった瓦がございます。この瓦は、私が原爆の様相を調査に行ったとき、広島市の職員から記念にいただいたものでありますが、2枚の瓦であります。原爆の光の当たったところと当たらないところがはっきりわかる瓦でございます。今はこの川はきれいに清掃されましたので、1枚の瓦もなくなっております。ただそこには、全国の高校生の手によって建てられた碑がございます。「天がまっかに燃えたとき、わたしのからだはとがされた。ヒロシマの叫びをともに世界の人よ」と書かれておりました。藤波図書館長の話によりますと、この記念日ごろになりますと、学校で宿題でもあるのか、子供たちが図書館に来て、この資料を熱心に勉強しているというところでございます。

東橋北小学校は、この8月6日を夏休みの登校日と決めてありますので、子供たちは登校してまいります。全校生を体育館に集めまして、原爆の恐ろしさや、あるいは「原爆許すまじ」の映画を見せるということをおこなっております。文化会館でも原爆の映画を上映して、市民の人々にPRしてあるのでございます。四日市は、8月の初めは、ご存じのように大四日まつりや、あるいは港まつりがあり、さらに今年は市制施行90周年の記念事業がたくさんあって、大変な忙しさでございました。しかし、こんな忙しい中にありましても、平和運動のためには、いま一息の盛り上がりがあるてよいのではなかろうかと思ったのでございます。この運動について、市

関係者でよく検討していただきたいということをご提言申し上げるわけでございます。

ご検討いただきたい点につきまして二、三申し上げますと、先ほど申し上げましたように、四日市市は60年3月、「平和都市」となることを宣言いたしました。どの都市へ参りましても大きな標柱を立てて、「非核平和都市宣言の都市」とPRいたしておりますが、四日市も近鉄の駅の前にあるというので、改めて私は確かめに参りました。初めは「暴力追放宣言都市」だけ見て、この標柱でないと思いましたので、西側の方へ回ってまいりましたけれども、見当たりませんので、また戻ってまいりましてよく見ますと、1つの柱に先ほど申してまいりましたように「暴力追放宣言都市」、それと「非核平和宣言都市」、もう1つは「交通安全宣言都市」がございました。飲み屋のメニューならこれでいいかもわかりませんが、何もかもごちゃ混ぜの宣言ではどうかという感じを持ったのでございます。1本の柱に3つ書くということは、極めて経済的で利便的でございます。しかし、果たして効率的であるかどうかは疑問でございます。ご検討いただきたいことでございます。

次に、昨年からはじめた花火大会は、市民の皆さんに大変好評でございます。この花火大会は、平和をたたえる花火大会だと承知をいたしております。この花火大会を中心にして平和運動を企画することも、また盛り上がるのきっかけになるのではなかろうかと思うのでございます。

もう一つは、戦前からどの地区にでも、忠霊塔とか、忠魂碑がございました。終戦と同時に、「学校内にある忠魂碑や法安殿は軍国主義の象徴であるから撤去せよ」という進駐軍の厳しい達しがあったように覚えております。しかし、教育委員会で調べていただきますと、まだ9校の校庭に残っているということですが、これをどう処理するかについても、この際はっきりとしていただきたいと思うのでございます。

実は、この問題は、私の地区の小学校の校庭に実に立派な忠魂碑がござ

います。台の高さが2m、塔は五角形の大理石、長さ8mというすばらしいものでございます。余り立派なので、もっと日の当たる場所へ移転したという気持ちと、そして9校も校庭にあるということがわかりましたのでちがった角度でこれを検討することも必要だと考えましたので、こういったような発言になっておるわけでございますので、どうするかについてご答弁をいただきたいと思います。

また、近くの稲沢市では、市内41のお寺の鐘を突いて、そして皆さんにこの日を知らせるといことも承っております。平和への思いをみんながかみしめるために、何をしたらよいかを考える、いま少し盛り上がった企画が欲しいと思ったので、こうした発言をいたしておるのでございますけれども、長崎の市長が、この式典の最後にこういうことを言われました。「平和は武装して守るものでなく、世界の人々が手をつないでつくり上げるものである」と言われました。この市長の言葉を私たちがよくかみしめて、この問題を検討していきたいと思うのでございます。

次に、文化費1%。

「文化費1%」という言葉が流行語となった時代がございました。たしかこれは神奈川県知事長洲一二先生の言葉だと覚えております。橋をかける、建物を建てる、この場合、この橋なり建物をより文化的に、そして個人的にするため、総費用の1%ぐらい多くかけよといったような意味だと思っております。

この間、神前の保育園へ雨漏りの実情を教育民生委員会が視察に参りましたときも、この話が出ております。神前の保育園を見て2つの疑問があったのでございます。1つは、公共建物という、なぜ箱型にしなければならないのかということと、1つは、箱型よりも屋根型の方が雨漏りしないのではないかとということでありましたが、この疑問につきましては、九鬼課長からよくわかるように説明がありました。

60年8月、私たち清風会は、富山県の小矢部市へ参りました。人口3万

6,500人ぐらいの小さい町でございます。メルヘンの都市と言われるほど公共建物は変わっています。みんなとんがり帽子のような屋根で、おとぎの国へ来たような感じがいたします。私の町の四日市の隣の大安町でございますが、大安町の公共建物というものはすばらしいけれども、ここはそれとは違った雰囲気のある町でございます。

一つ例を申しますと、「石動」という中学校には、東西南北に門がございます。北はケンブリッジ大学の門を模したものの、南はオックスフォード大学の門を模したものの、東は東京の迎賓館の門を模したものの、西はバックingham宮殿の門を模したもので、実に立派なものであります。東西の門は「開かずの門」と言いまして、入学と卒業のときだけしかあけないのでございます。日本広しといえども、門の4つもある学校はここだけであろうと思います。

この小矢部の市長さんは、建設省の偉いさんでございまして、立派な方でございますが、この人がこういうことを言っております。「公共の建物は、公共の活動及び活動のシンボル。建築は科学であり、建築は思想であり、建築は芸術である。だから建築には哲学がなければならぬ」といった立派な建築哲学を持った市長さんでございまして。確かに保育園や幼稚園の建物が、とんがり帽のような建物やメルヘンふうで、夢があっていいことだと私たちは見てまいったのでございます。

雨漏りのする神前保育園その他につきましても、来年度予算で恐らく修理されるだろうと思っておりますけれども、この際、とんがり帽の屋根に改装できないかとも思ったのでございます。九鬼課長も、印田次長も、日本の国は雨が多いから屋根型がいいと認めていながら、どうして箱型の設計になっていくのかと笑っておりましたが、結局は予算が足りないということになるのでありますけれども、やはり日本の風土に合った屋根づくりをすることが本当ではなからうかと思うのでございます。

四日市の小、中学校の建物は全部箱型でございます。箱型は屋上を利用

するのには大変よろしいけれども、雨漏りに対しては弱いということを考える必要があると思います。しかし、他の公共建物につきましても、文化会館、あるいは武道館、あるいは緑地の体育館、特に竣工間際の水沢の自然の家は、背景にマッチしたイギリスふうのしょうやかな建物でありますから、恐らく全国に誇られるような建物になるだろうと思っております。

次に、四日市市制施行90周年の記念事業の一つとして、天津、ロングビーチ、四日市の3市のサッカー少年団の交流試合が、8月初め行われました。この交流試合は、恐らく日本で初めてであり、四日市市でなければできないという有意義なものでございました。私は幸い四日市サッカー少年団と若干関係がございますので、初めから終わりまでこの試合を見てまいりました。ただ、この試合に関係をいたしておりましたスポーツ課、あるいは国際交流課の職員は、夜も寝ないでお世話をさせていただきました。大変ご苦労だったと思っております。

そして8月5日の夜、天津、ロングビーチ、四日市市のサッカー少年団のさよならパーティーがプラザホテルで開かれたのでございます。市長はそのあいさつの中で、「こうした交流試合が今回限りで終了するということは、まことに惜しい。来年も、再来年も実施していきたいと思う。関係職員には大変ご苦労をおかけいたしますが、よろしく願いいたします」という言葉がありました。お聞きいたしておまして、この言葉は、市長ならずとも、私があいさつしても、だれがあいさつしても出てくるようなこの場の空気は、まことに和気あいあいとした雰囲気でもございました。

試合中の一つの例をとりますと、準優勝戦で、水沢と天津のチームが闘いました。試合は1対1で進み、勝敗はPKで決まりました。水沢のチームは勝ち、天津のチームは優勝戦への望みが絶たれたのでございます。天津の子供さんが残念がって、みんなが泣いておりました。通訳の女の方まで泣いておるのでございます。58年に私たち四日市チームも天津で負けて帰ったのでございますけれども、そのとき天津の人たちは、「試合は一時、

友好は永遠、この少年の交流は天津市と四日市市を結ぶ大きなきずなになるだろう」といって慰めてくれたのでございますけれども、私たちはこの泣きぬれたその場の子供たちにどう呼びかけてよいか、手のつけようもないような状況でございましたが、そのうちに次の試合が始まってまいりますと、ロングビーチの子供さんと写真を写したり、写されたりしておる間に、負けた残念さも忘れて楽しく遊んでいたのでございますが、そのうちに両方の子供たちがユニホームを脱ぎ、シャツ、ズボンを脱ぎ、そしてストッキングも脱いで、いつの間にかすっかり交換をしてしまったのでございます。これは大人の世界で見られない、子供の姿であればこそ、この美しい姿を見られたのでございます。パーティーの場でも、こんな和やかな場がたくさんございました。市長もこの和やかな風景をごらんになっておられますので、先ほどの言葉が出たのだらうと思うのでございます。いろいろの条件なり、立場なり考えますと、大変難しい問題でございすけれども、四日市なればこそ、この交流試合ができるということを考えながら、ご検討をいただきたいと思うのでございます。

次に、陸上競技場の問題でございすが、今日のスポーツは、戦前と比較いたしますと、非常に多様化いたしております。小学校でも、中学校でも、スポーツは大切な教育でありますから、いろいろのスポーツが盛大に行われております。このスポーツを行う場、すなわち運動場、屋内体育館などについての考え方も、時の流れに従って大きく変化をいたしてまいっております。小学校ですら屋内体育館だけではとるので、にがりを入れた砂や土で運動場を整備している学校が市内に2校ございます。中部西小学校と浜田小学校でございす。雨が降ってもすぐ使えるとか、はだして運動ができるとか、それなりの利便さがございす。昨年度、教育民生委員会ではこれを見学して、今後毎年計画的に整備していくよう要望いたしましたのでございす。

続いて、私たちは、中央緑地の陸上競技場が雨天には使用できないとい

う古い型の競技場でございますので、これを全天候型の競技場に改装することを検討するための見学に参ったのでございます。南部スポーツ課長の説明によりますと、「全天候型にいたしますと、3億円ぐらいの巨額な費用がかかるので、必要であるとは理解していますが、手のつけようがございません」という説明がございました。この競技場は第2種認定の競技場ですが、この認定も64年度で切れますので、何とかしていかなばならぬというので苦慮しておるといってお話でございました。皆さんも承知のように、高校野球のできる球場を四日市につくってほしいという要望は、関係者から10年ほど前から出ておりました。昨年この球場ができてから、高校野球はもちろん、いろいろな大会に使用されております。つくってよかったなど、だれしも思っていることと思います。他の町村でできないところを、少々無理してでも四日市が率先してつくっていくということは、北勢の中核都市として四日市が君臨している以上、これは当然でなかろうかと、私は考えているのでございます。他市になかった緑地の立派な体育館や水泳場は、大競技場としていろいろの場合に使用されております。この陸上競技場も全天候型になれば、もっともっと利用度も多いし、立派な記録も期待できるのでございます。この競技場にただ1カ所、全天候型の走路がございます。それは跳躍場でございます。ただその跳躍場だけを使用に来るといふ選手もあるといういじらしい話も承っております。ご検討をいただきたい点でございます。

なお、この問題に関連して要望しておきたいことは、先ほども触れましたように、スポーツの多様化に加えまして、だんだんこれが低年化してまいっております。それがため小学生、中学生の参加がだんだん増えてまいっております。来年は中学生も国体に参加できるようになりました。詳しいことはわかりませんが、私の知っている限りで、海蔵小学校のバレー、富田小学校の野球、西笹川小学校の男女のハンドボール、オール四日市のサッカーなどの人たちが、全国大会に出場しております。しかし、

同時に父兄は、この旅費づくりに苦勞しているということも耳にいたしておりますので、言いなれた言葉でございますけれども、スポーツ振興のためのスポーツ奨励基金をつくってでも、スポーツの奨励に努力をしていくことも大事だということ、申し上げておきます。

最後に、私たちは8月17日、桜地区で、「明日の四日市を考える」というシンポジウムを開いたのでございます。集まっていた人たちは、みんな桜地区の方ばかりでございますから、問題は自然桜地区に関係したもののばかりでございます。桜地区は、申し上げるまでもなく四日市の中核となる新興地域でありまして、新興地域だけに、いろいろの問題を抱えております。具体的に申し上げれば、際限のないほど持っておりますけれども、その中の発言の一つ、二つを申し上げます。

桜地区では、現在、労住が桜花台を開発中でございます。ここに1,050戸の住宅ができるということでございます。汚水の処理は、公共下水道でなくて集中浄化槽で、しかも管理は住民ということをお聞きいたしておるのでございます。同じ労住の開発したあがたが丘でも同様集中浄化槽でございますが、最近ここが臭いといううわさが桜地区へ流れてまいりましたので、桜花台は大丈夫かという質問が出ておるのでございます。私の会派の宇野、伊藤正数両議員があがたが丘へ参りまして、その実情を確かめてまいりますと、確かに臭いものが流れているということでございます。臭い話を申し上げて甚だ申しわけございませんけれども、恐らく生が流れているのじゃないかという気がします。と申しますのは、10年ぐらい前でございましたが、坂部が丘にもやはり労住の浄化槽がございます。やはり臭いというので、見に行きましたら、生が流れておりました。そのときに住民は、「市の方で管理していただけませんか」という言葉が出ておったのでございます。それが現在どうなっているか私はわかりませんが、しかし、この問題は全国的に県や市で管理してほしいという声が挙がっているということを東都市計画部長から聞いておりますが、言っている東都

市計画部長が、それをそのまま認めて桜花台でも適用していこうとするのか、あるいは桜花台についてはどうするかという問題についても、ひとつよくご検討をいただきたいと思うのでございます。

それからもう一つは、労住ができますと、車が多くなりますから、先ほどの佐藤議員のおっしゃったように、交通安全はこれで大丈夫かということでございます。やはり学区制の見直しをしてほしいという言葉も出ておりました。

それから桜花台が開発された場合、現在の小学校の校地を若干拡張しただけで、それでよいのかという質問が出ております。私たちはその辺の事情がわかりませんので、現在の小学校は既に、430名、430名と申しますと、四日市で標準に近い学校でございます。教育の効率化をねらうなら、私は別に小学校を1校用意する必要があらうし、財政の効率化ということを考えれば校地の拡張でよいというふうに考えておりますが、要は、桜地区がこれからどのように進んでいくかという予想のできない今日、大変難しい問題でございますけれども、多くの場合、小学校、中学校を建てる場合、財政の効率化ということを頭に置きながら、仕事を進められる。これは行政の立場でございますが、先ほどの神前の雨漏りの問題につきましても、金さえかければ雨の漏らないようなものができるのに、予算の関係でできないということで、結局雨の漏るようなものをつくってしまうわけでございます。その辺は、やはり教育という問題を、何よりも教育の効率ということを考えていただきたいと思うのでございます。

桜花台の問題につきましても、普通ならば、いわゆる県あるいは市の開発した住宅団地であれば、小学校、幼稚園、保育園、そういった教育的な施設というものを考えながら開発しておるはずでございますけれども、なぜか労住の場合にはそういったことが非常に少ないので、今でも疑問に思っておるわけでございます。

それから四日市湯の山線の混雑を一日も早く解消してほしいという発言

とあわせて、近鉄桜駅前の広場が狭いので何とかならぬかというお話がございました。労住ができるので、なおさら混雑するのではなからうかということでございますが、この問題は、桜地区の問題じゃなくて、湯の山線全体の問題であろうと思います。市の方でも各駅を十分ご検討いただいて、その上で近鉄と十分話し合いをして、そして対し方を考えていただきたいと思いますのでございます。

それはなぜかと申しますと、今の湯の山線という問題は、ただ単に湯の山線という問題じゃなくて、四日市の将来が恐らく50万、100万都市になるということは、いろいろの面で考えてみて、考えられることでございます。もう30万人は手が届いております。1つ合併すれば50万人、50万都市なれば100万都市。日本の国が毎日のように都市化しております。都市化しなければ、やはり発展しないと申しますか、うまくまいりませんので、四日市もその波に乗っていかねばなりません、その波に乗っていった場合、一番中心になるのは湯の山線でなからうかと思えます。それがためか四日市土山線の国道昇格の運動を盛んにやっておられます。これが国道に昇格し、湯の山線が拡張されていけば、やはり四日市のある一つの動脈ができることでございますので、長い将来を考えて、近鉄側と話し合いをして仕事を進めていただくことができれば、ありがたいと思うのでございます。これは余分な話でございますけれども、よろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本増蔵君） 暫時休憩をいたします。

午後2時12分休憩

午後2時28分再開

○議長（橋本増蔵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） お答えをいたします。

まず第1点、非常に高い立場から現状分析をいただきまして、問題提起をいただきました。大変考えさせられるところでございますので、今後各問題全部にわたって十分考えて対処いたしたいというふうに思うのでございます。

まず、第1番目の平和運動ですけれども、この問題につきましては、既に3年前ご提案をいただき、議員各位の貴重なご提言を踏まえて、今日まで積極的に取り組んでまいりました。特に、戦争体験のない世代が多くなっておる今日、戦争の悲惨さ、恐ろしさ、あるいはむなしさ、そういったものを風化させることはできませんし、平和の尊さを新しい世代に伝えていかなければならないわけでございます。

そこで、多数の方々から応募いただきました国際平和に対する作文を見ましても、戦争のない世代の方々の方が平和を理解する機会として、主として映画や資料展などが挙げられておるわけございまして、やはり視覚に訴えるという啓発事業が最も大事ではないかというふうに思っております。去る8月7日に文化会館で、非核平和都市の親子映画鑑賞会を開催いたしました。大変盛況でございまして、市民の方々が非常に深い関心を持っておられるということ強く感じた次第でございます。行政としては、さらにこの運動をもっと盛り上げていかなければならないということでございますから、何らかの行事をさらに検討いたしまして、運動がより一層浸透していくように努力をいたしてまいりたいと思っております。

そこで、まず四日市工業高校跡地に四日市民公園ができるわけでございますが、ここへ前回、前々回であったか、議会でもご提案をいただきまして、この平和のモニュメントといったものも飾って、非核平和都市をアピールしていくということも一つの方法ではないかというふうに考えておりますので、これをひとつ企画いたしてみたいと今思っておりますのでございます。

さらに次に、忠霊塔の問題が出ておりました。この忠霊塔は、随分市内

にたくさんございまして、学校にある分もあります。あるいは市民センターの近くにあるものもある。さらに、公園にあるものもあるということ。随分たくさん忠魂碑、慰霊碑等があるわけでございます。そこで、これらの慰霊碑をどこかへまとめてということになりますと、これはなかなか容易なことでもありませんし、この忠霊塔には名前が刻み込んであるものもあるわけでございます。したがって、これをどうするかということについては、画一的に考えるわけにもまいりませんので、遺族の方々等とも十分相談をさせていただき、あるいは地域の方々とも十分相談をさせていただいた上で、どうするかを決めてまいりたいというふうに思っております。ところでございますから、さようご承知おきをいただきたいと思います。

次に、90周年事業の記念で行いましたサッカーの交流試合でございますが、これは大変有意義であった。こういった交流を重ねることによって、それこそ国際理解が生まれてくるだろう、私はそういうふうに強く感じたところでございますし、さらにもはや我々の時代ではない。次代の人たちが国際感覚をしっかりと身につけてもらう必要があるということではないかと思っておりますので、そういった意味では、やはり子供のときからこういう交流、親善を重ねてまいるということが、貴重な経験になるのではないだろうか、私はさように感じた次第でございます。

そこで、サッカーだけがいかどうかということになりますと、いろいろな種目もありますので、あるいは運動だけでなしに、音楽でありますとか、そういった面もありますので、そういうようなことも十分配慮しながら、来年度はどういうイベントを行うかということをよく考えてみたいというふうに思っております。次第でございます。

それからさらに、文化費の問題でありますとか、陸上競技場の問題でありますとか、あるいはスポーツ奨励基金でありますとか、こういう問題がありますけれども、これらの点につきましては、実は教育委員会の取り扱い事項でありまして、余り私が差し出がましいことを申し上げるわけにも

まいりませんが、やはりいろんな機会をとらえながら、次のステップに向かって前進をしていくということが必要ではないか。従来どおりのことを守っていけばそれでいいんだという考えでは、私は進歩がないというふうに考えておりますので、いろいろな機会に、次のステップへ向かって進むような努力をする。大変抽象的な答弁でございますが、時間がございませんので、ご了承賜りたいと思うんですが、私からはそれだけ申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（橋本増蔵君） 教育長。

○教育長（岡田久江君） 登壇

○教育長（岡田久江君） ただいま市長からお答えいただきましたことで、よく私たちも検討を続けていきたいと思いますが、2番目の文化費のことについて触れさせていただきます。

これまでの学校施設の整備については、木造から鉄筋と、次に児童の増加によりまして、校舎の新設とか増築、屋体、プール等の整備へと、多く、早くという時代に対応しなければならないということでご指摘のような形でしたが、四角い画一的な校舎じゃなくて、これからの校舎はもっと夢のあるということ、方々の例を挙げてご提言ございまして、これからの学校建築には、箱型デザインから、地域の景観とか、調和と意匠や、あるいは色調に留意した、個性のある文化的な学校施設づくりが必要だと考えております。最近建築しました内部東小学校、それから内部中学校、今建設中の三滝中学校におきましては、さきにも述べたような、個性のある学校づくりに努めておりますところですが、今後も積極的に努力して、ご提言のような潤いのある文化的な施設づくりに努力してまいりたいと考えております。

それから、5番目の桜地区のシンポジウムにつきまして、その中の教育に関するところを申し上げます。この地区は、1,050戸の桜花台の分譲が

いよいよこの秋から開始されますが、本団地の小学生の通学問題で、当時の桜地内に計画されておりました団地造成などから発生いたしました児童生徒数の推計によって、59年12月の地元の説明会の席上で、桜小学校へ通学していただくようにご理解とご了承を賜ったところでございます。なお、桜花台南に東名阪自動車道を挟んで開発が予定されております桜南区画整理につきましては、同席上で、桜台小学校でお願いしたい旨もご説明申し上げておりますところ。これでまいりますと、両校のピーク時のクラス数が、桜小学校では24クラス程度、現在は12クラスでございます。桜台小学校につきましては、桜団地の急激な児童数の減少もあって、今現在22クラスでございますが、15クラス程度に見込んでおります。今後桜花台から発生してまいります児童の受け入れに必要とする敷地の確保、あるいは校舎の建築、桜小学校の整備について万全を期しているところでございます。

教育の面から見た効率化、財政から見た効率化とご指摘がございましたが、事教育ということになりますと、大変難しい問題でございます。ただ、団地が一たび成熟いたしますと、そこから発生してまいります児童生徒数が極端に減少してまいります。これは、同地区の桜台小学校の児童数に顕著にあらわれていることから、ご理解いただけたと思います。私も教育委員会といたしましては、59年度当初の開発協議の段階で、これらの状況を考慮し、桜地区に現存いたします2つの小学校の将来の規模等を慎重に検討した結果、今回の措置を選択したものでございますので、この間の事情をお酌み取りいただきたいと存じます。

しかしながら、地区を取り巻きます諸情勢というものは、スピードの差こそあれ、絶えず変化してまいります。当桜地区につきましても、鈴鹿山麓研究学園都市構想など、さまざまな可能性を含んだ地区でもあります。したがって、今後大規模な団地の造成等の計画が表面化するなり、地区を取り巻く状況が変化しましたならば、通学区の見直し、あるいは学校の新

設等も検討していかなければならないと考えておりますので、よろしくお願いたします。

それから、通学路の整備についてでございますが、ご指摘のとおり、桜台、桜花台団地、あるいは桜南区画整理開発されてまいりますと、自動車の交通量も増えることが想像されます。したがって、児童生徒の安全確保のために、通学路の見直しを行うと同時に、今後は関係各課と調整をしながら、必要と思われるハードの面の整備についても検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（橋本増蔵君） 環境部長。

〔環境部長（鶴飼 滋君）登壇〕

○環境部長（鶴飼 滋君） 第5点目の中で、桜花台の集中浄化槽につきましてご質問がございましたので、私の方からお答えをさせていただきます。

ご承知のとおり、大規模団地の開発に伴います集中浄化槽に係る問題についてでございますが、開発協議の段階におきまして、指導要綱がございますので、その指導要綱に基づきまして、開発者に対しまして具体的な指導をさせていただいております。

まず第1に、集中浄化槽の維持管理につきましては、原則として開発者で行うということがまず第1点でございます。それから第2点目には、維持管理の委託等については、専門的知識を持った管理会社に委託をすることが第2点でございます。それから第3点に、これらの維持管理に要する費用につきましては、居住者等に開発者が事前に十分説明を行うことということが、第3点の具体的指導でございます。それから第4点目には、排水については、水質汚濁防止法に準拠した水質を維持するよう、そういった、今申し上げたような具体的な指導を開発の段階におきまして、関係部局が連携をいたしながら、今申し上げた具体的な指導を行っているわけでございます。したがって、今後とも市といたしましては、こう

いった集中浄化槽が適正に維持管理されるために、なお一層、保健所を初めといたしまして関係部局と連携を密にいたしながら、積極的に指導を強化してまいりたい、そのように思っておるわけでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（橋本増蔵君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（東 寛君）登壇〕

○都市計画部長（東 寛君） 特に駅前広場等の問題につきましてご質問がございまして、それに対してお答え申し上げます。

桜駅につきましては、お話にもありましたように、桜花台団地等の開発によって、今後乗降客の増加が十分予想されまして、駅前広場というものが、現在でも非常に狭い中で、今後とも鉄道、自動車、人等、有機的に接続した効率的な広場というものが、今のままではだめじゃないかということでございます。

そこで、特に地区懇等でもありましたように、自転車置場だとか車置場だとか、こういう要素も非常に大事になっておりまして、現在の南側の広場の周辺は、三交団地等もできておりますし、商店等もありまして、この場所で駅前広場を整備していくということは、すぐには困難かと思えます。そういった意味の中で、駅の北側の場所につきましては、農地、空地等がまだ十分に広がっておりまして、この地域は市街化区域ということになっておりませんが、64年度に向かっての見直しということもありまして、こういうところに注目しながら、地域の皆さん方といろいろお話をし、協力し合いながら、まちづくりというものをどういうふうに北側の方でも考えたらいいのか。その中で、そういう駅前広場だとか、また進入道路の問題だとか、こういうものを考えていくことが必要ではなからうかなどというふうに思っております。十分今後地域の人とも話し合いながら、いいまちづくりになるように方策を考えていきたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思っております。

○議長（橋本増蔵君） 伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 私は、極めて具体的な問題をただしたのでございますけれども、市長は、これは教育の所管する事項でございますからということで、遠慮なさいましたけれども、なぜこんな些細な問題を出したかという、教育委員会で始末ができないから、こういう問題を私が申し上げているわけでございます。例えば、運動場の整備に3億円かかる。じゃ、教育長が3億円でやりますと言えるか。あるいは、とんがり帽子の幼稚園を建てよう。あるいは、桜小学校が狭いから、もう1つ学校を用意せい。そういう段になれば、教育委員会の本当の仕事であっても、やはり市長でなければ回答できない。

○今の忠魂碑の問題にいたしましても、ああいうものが学校にあっていいのかどうか。これは教育委員会自体が検討しなきゃならぬ。検討しても、どうもできない。なぜかと申しますと、進駐軍から話があったときに、富洲原小学校にある忠魂碑を動かすのにどれだけかかるか。概算、その当時終戦直後でも2,000万円ぐらいはかかるだろうと、こういう言葉で、2,000万円もかけて市ではようやらぬということで、あのままになっておるわけです。だから、恐らく小学校に現在残っておるものは、進駐軍の指令によって、教育施設以外のところに出さなきゃならぬ。それにもかかわらずそのまま残っておるということ自体は、非常に疑問なんです。問題は、結局金がないから動かせない。今の教育長の説明の中になりましたように、9校そういう学校がある。富洲原小学校は、なぜ言ったかと申しますと、非常に立派な大理石でございますから、先ほど市長が、工業高校跡地という言葉が出ましたが、実は私は、私の頭の中で、70m道路のところとか、あるいは富洲原の海運橋の端に今度公園ができます。そこへ移転するとかということのを頭に置きながら質問いたしておったのでございますので、十分ひとつその処理について、金の要ることでございますから、市長、十

分考慮してやっていただきたいと思います。

○議長（橋本増蔵君） 田中 武君。

〔田中 武君登壇〕

○田中 武君 緑水会の田中でございます。知識、経験ともまだ不十分でございますので、お聞き苦しい点やら、幼稚に過ぎる点も出てこようかと存じますが、私なりに一生懸命考えてまいったことでございますので、あしからずご了承賜りまして、至らない点は遠慮なくご指摘をいただきまして、ご答弁をお願いいたします。

○通告申し上げました順序に従いまして、まず第1に、社会の変化に対する市政としての対応策について質問いたします。

○現在、日本の世の中は、経済的にも、社会的にも、極めて大きな社会の仕組みそのものにも及ぶような極めて大きな変化が起こりつつありまして、その変わり目に差ししかかっていると思います。そして、私たち日本人は、好むと好まざるとにかかわらず、今まで経験したことのない新しい局面にいや応なく立たされようとしております。この変化の時期を無事に乗り越えまして、変化を遂げました後の世の中におきましても、安定した市民生活を確保いたしますためには、市政におきましても、今日までの施策の延長線上から離れた、新しい観点からの施策の実行が必要と考えます。

私などから申し上げるまでもなく、これらの変化に対応するための施策が既に実行に移されているところでございますが、これらの施策のうち、現在私が最も強く関心を持っております3つの点に絞りまして、施策の進め方、重点の置き所などにつきまして、私なりの提言、考え方を申し上げまして、これらの点につきまして、市ご当局のお考えをお伺いいたします。

○第1の問題は、高齢化社会到来への対応策の一つでございます高齢者の生きがい対策についてでございます。高齢化社会の到来に対しましては、既に相当広い範囲にわたりまして、国政から市政に至りますそれぞれの分

野におきまして対応策が実施に移されております。特に高齢者の経済的安定を図るための年金制度や医療制度、並びに介護を必要とする高齢者に対し、いろいろな措置や設備の充実など、高齢者福祉のための基礎的な施策が着々と進められ、関係者のご努力に敬意を表するところでございますが、これらの基礎的施策が大切であることはもちろんでございますが、私はこれだけでは不十分であると考えます。こういった基礎的施策を行いますと同時に、高齢者が健康で、日々充実した生きがいを感じられる生活を送ることができるように援助する施策を、今より一層強力で推し進める必要があると考えます。平均寿命が伸び、長生きができるようになったと申しましても、それだけでは喜べません。どんな長生きの仕方ができるかということが問題でございます。高齢者が健康で、人の介護を必要とせず、日々の生活に楽しみや充実感を持ち、家族とも豊かな交流のある生活を送ることが重要でございます。したがって、このような状態をつくり出すために、基礎的施策と並行して、高齢者の生きがい対策を今より一層強力で推し進める必要があると考えるわけでございます。

ところで、一口に高齢者の生きがい対策といいますが、人によりまして、その意味するところはいろいろでございますので、高齢者の生きがい対策の中身につきまして、私の考えておりますところを申し上げます。

現在市政が一層強力で推し進める必要があると私の考えます施策は3つの分野に分かれますが、まず1つは、生きがいの種を育てる施策とでもいうべきものでございます。例えば、高齢者が何らかの趣味を持つことができ、あるいは趣味を楽しんだり、またはレベルアップを図ることができるように、高齢者が取り組みやすいいろいろな趣味の入門講座や発表会、大会など、同じ趣味を持つ仲間との交流が図れるような催し、それを各地域で活発に行うとか、あるいはまた、高齢者が日々の生活に充実感を持てますように、例えば公共緑地のメンテナンスでございますとか、公園の維持や管理、あるいは花壇づくりや美化、こういったこれまでの高齢者の知識、

ご経験を生かせる地域活動に従事していただくことを考えまして、その活動が行いやすいように組織化、あるいは実行面での援助、経済的な援助、こういったことを行う施策が有効であると考え次第でございます。

生きがい対策の中身として私の考えます具体的な施策の2つ目は、健康の維持、増進を図る施策でございます。この施策といたしましては、各地域におきまして、健康相談、指導の機会を増やし、たくさんの人に参加してもらえるような工夫を凝らすことが必要と考えます。この機会には、予防に重点を置きまして、例えば各界ごとに大勢の人に関心の深いテーマを選んでいただきまして、事前のPRを十分行い、専門家によります一般的な指導と個別の相談を行いますとか、また時には、病気の予防のために、日ごろ必要な訓練、あるいは運動といったようなものを、その道の専門家によりまして、実技を含めた指導を行う。こういった施策が有効であると思えます。

生きがい対策の中身といたしまして私の考えます具体的な施策の3つ目は、これらの施策を実行いたします場の充実でございます。どんなよい企画をいたしましても、高齢者に集まってもらえなければ、何ともなりません。高齢者の集まりやすい場の提供が必要でございます。そのためには、まず各地区市民センターの一層の活用が考えられると思えます。幸い我が四日市市は、他市に類を見ない、充実した地区市民センターを持っております。各センターに高齢者の集まりやすい工夫を加えていただきまして、これらの活動のキーステーションとして大いに活用を図る必要があると考えます。また、これと並行いたしまして、もう少し本格的に高齢者の集まりやすい場を設置する必要があるのではないかと考えます。ちょっと細かな話になって恐縮でございますが、例えば随時入浴が可能で、お互いに趣味の交流も可能でありまして、また食事もできる、そういった高齢者がくつろいで相当長い時間を過ごすことのできる施設、そういったものの一層の充実、増強が必要と考えます。

具体的な施策といたしましては以上のとおりでございますが、生きがいは他人から与えられるものではなくて、個人の問題だと、まして行政がタッチするのはどうかと、そういった議論も出てくるのではないかと思います。理屈はそのとおりといたしましても、現実の問題といたしましては、高齢者と言われる前の世代におきましても、もっと若い人たちの間におきましても、仕事以外には生きがいを見出せない、休暇が長くなっても何もすることがない、そういう人が多いと言われております日本の世の中にありまして、生きがいの対象をなかなか持ち得ない高齢者が多数存在しておられる以上、この状態を放置するわけにはいかないのではないかと思います。高齢者が生きがいを持ちながら生活を送ることができなければ、高齢化社会に本格的に突入しようとしております私たちの社会の幸福と安定はあり得ないわけでありまして、どうしてもこれらの施策は、現在の大転換期におきましては、必ず実行しなければならないと考える次第でございます。

また、これらの施策は、本当に効果があったと、成功したと言われますためには、対象となります高齢者ご自身が生きがいを持つために、あるいは健康を維持するために、努力を行っていただきますことが絶対に必要だと思います。この努力を引き出すことができるかどうか。これが、施策の成功、不成功の分かれ目となるものと思います。現在各自治会、あるいは老人クラブ等におきまして、関係の皆さんの地道なご努力が続けられているところでございますが、これに加えて、市当局がこれまで以上に積極的に取り組んでいただくことができるならば、大きな進展が実現できるのではないかと思います。四日市が潤いのある町となるための基礎づくりの一つといたしまして、これらの施策が粘り強く実行されなければならないと考えまして、この点につきまして市当局のお考えをお伺いいたします。

次に、私が最も強く関心を持ちます第2の問題といたしまして、国際化

社会の到来に対応する施策の一つでございます農業、特に米づくりでございますが、これの体質強化策についてご質問をいたします。今日、日本の貿易黒字の極大化に端を発しまして、農産物の貿易自由化が叫ばれまして、米を含めて、日本に市場開放を求める海外諸国の圧力は日増しに強くなっております。経済大国となりまして、世界一の債権国となりました日本は、海外のこういった声を無視しては、国際社会を渡っていけない状況になってきております。

一方、国内におきましても、行政改革に絡みまして、食糧管理制度をめぐる論議も出てまいりまして、こういった外圧やら内圧に挟まれまして、今や農業、特に米づくりのあり方が大きな問題としてクローズアップされてまいりました。このような状況に至りましては、ある日突然極端な方向転換は起こらないにいたしましても、農業、とりわけ米づくりが、将来にわたりまして安定的に発展していきますためには、これまでとは発想を変えた、新しい観点からの体質強化策を早急に実現しなければならないのではないかと考えます。こういった体質強化策は、既に国や県、市、それぞれのレベルにおきまして、言わば国の総力を挙げて取り組みが行われているところでありますが、市政の場におきましては、次の2つの点に特に力を入れる必要があるのではないかと思います。

第1点は、各種の補助や助成が真に体質強化につながるように、可能な限りの努力を行うこととでございます。体質強化策といたしまして、経営規模の拡大やら、農業経営の効率化を目的といたしまして、土地改良事業や大型農業設備の設置事業など、各種の補助事業が取り進められておりますが、一方におきましては減反政策との兼ね合いがありまして、またほんの一部とは申しながら、受益者負担分が農業経営を圧迫する側面もございまして、各種補助事業が当初のねらいどおりの効果を発揮して、本当に農業の体質改善に結びつきますためには、市政レベルでの、地域に密着したきめの細かな各種施策の調整、方向づけ、それからまた完成後のフォロー

アップ、そういった事柄が必要になってくるものと思われまます。これがうまく行われませんと、何のために事業を行ったのか、わけのわからなくなるようなおそれもございまます。このような事態に陥ることがないよう、市政によるしっかりとしたかじ取りが必要であると思いまます。

農業の体質強化策として市政が力を入れるべき第2のポイントといたしましては、農家相互間の信頼と協力関係に基づく農業経営の規模拡大と効率化の促進ということが挙げられると思いまます。土地改良が行われまして、規模の拡大や作業効率化の基盤ができ上がりまして、今までどおり各農家が個別に機械を持ち、小規模ずつの耕作を行ったのでは、大きな体質強化にはつながってまいりません。土地の基盤整備に加えまして、各種耕作機械を共同で所有、使用し、経営の効率化を図るとか、あるいは耕地を手放さなくても、耕作を少数の専業農家に委託いたしまして、耕作は大勢の人の分をまとめまして、効率的な大規模経営により行うようにする。あるいは、耕地の貸し借りがスムーズに行われるようにする。こういった、これまでとは違った新しい方法をつけ加えて行うのでなければ、本当の体質強化にはつながってまいらないのではないかと思いまます。このような農家相互間の信頼と協力関係の上に立ちます体質改善を促進することが、市政として果たすべき重要な役割であると思いまます。

これら2つの施策は、ともに対象となります農家自身の考え方の切りかえ、理解、協力、努力、こういったものが必要不可欠でございまます。市政といたしましては、この努力を引き出され、世の中の変化を見通しまして、的確にリードしていくことが非常に大切であると思いまます。昨今の世の中の動きは、農業を根底から揺さぶるほどのものがございまます。本市におきましては、農業人口の比率は決して高くはございませませんが、用地を提供され、本市の発展に多大の貢献をされた方々でございまます。これらの方々が、時代の変化に伴いまして大変困ったと、そういうことにならないように、難しい問題ではございまますが、市政としても重点的に取り組まねばならな

い大きな課題であると思いままして、この点につきまして市当局のお考えをお伺いする次第でございまます。

次に、私が最も強く関心を持ちます第3の問題といたしましては、高度技術化社会の到来に対応する施策の一つであります多様化、増大する行政需要への対応策について質問いたしまます。技術の進展に伴いまして、市民生活の行動範囲は広がります。態様も多様化されてまいりました。個人の価値観も多様となりまして、行政需要は量的にますます増加いたしまました。質的には複雑化してまいりました。このような情勢に直面して、従来どおりの行政サービスはそのままにして、新しく起こってきた要請にこたえようとしたのでは、財政的にパンクしてしまいまます。新しい事態に対応するには、新しい対応策が必要でございまます。世の中は減税を求めておりまます。税収を増やすのは至難のわざでございまますが、一方行政需要は、激しく増大、複雑化しておりまます。新しい行政需要を満たし、財政をパンクさせないためには、市政におきまして、行財政改革の実施が必要不可欠であると思いまます。四日市におきまして、行財政改革は、既に大変な熱意と努力のもとに組織的に推進されておりまして、敬意を表するところでございまますが、この行財政改革の進め方につきまして、私は第1に思い切った改革を行う、第2にはわかりやすいPRを行う、こういう2つの点に特に力を入れて努力していかなければならぬと思いまます。そのわけにつきまして少し申し上げさせていただきます。

まず、第1の点でございまますが、このような改革には、仕事のやり方を変えたり、また担当する仕事そのものを変えることを伴いまして、市職員の皆さんに大変大きなご苦勞とご努力を強いることとなります。また、市役所の仕事のやり方が変われば、一時的にもせよ、市民の皆さんにも不便だと思われることも出てまいりまます。したがいまして、職員の皆さん、市民の皆さんの理解と協力が得られなければ、成功は望めないと思いまます。そして、理解と協力を得ますためには、改革の中身が本当に必要なことな

のだと実感できるものでなければならないと思います。中途半端な改革では、何でやらなければならないんだとか、何の足しになるのか、そういう反発を招くだけで、協力を得られないおそれがあります。そういう意味合いからも、改革が実感でき、世の中の流れから本当に必要なことなのだと思えるぐらいの思い切った改革が必要と考えます。またもう一つ、世の中の変化は激しく、大きいものでございますので、思い切った改革を断行しなければ、新しい事態に対処できない、そういう側面もあるものと考えます。

第2のPRの点について申し上げます。行財政改革と申しますと、経費のカット、人員の削減、行政サービスの低下、そういった消極面のみがまず強調される嫌がございます。したがって、行財政の運営を効率化いたしまして、生じた余裕を新しい行財政需要に振り向ける、そういう行財政改革の持ちます積極面も大胆に実行して、的確なPRを行うのであれば、なかなか十分な理解を得ることはできませんで、行財政改革の十分な成功もおぼつかないのではないかと考えます。

人間には、本能的に変化を嫌い保守性があるとも申します。改革の幅が大きければ、それだけ実行に伴う困難も大きくなると思われませんが、思い切った改革を的確なPRとともに行って、行財政改革を成功させていただきまして、世の中の変化に伴って発生いたしますその一部を申し上げたわけでございますが、非常にたくさんの、そして重要な行政需要に対しまして、的確な行政サービスが行われます原資を確保しなければならないと考えます。この点に関しまして、市当局のお考えをお伺いいたします。

以上、世の中の大きな変化に対しまして、四日市市政として取り組むべき施策のうち、特に強い関心を持っております3つの問題につき私見を申し述べました。

いずれの施策も、実施する市当局の側に努力と苦勞が必要であると同時に、その施策が目的どおりの成果を上げ得ますためには、施策の対象とな

ります市民の側にも努力と苦勞を必要とするものが多いと思います。それだけに、これらの施策を成功させることは、大変難しい、根気の要る仕事だと思えます。しかしながら、世の中の大きな変化を無事に乗り切り、変化を遂げた新しい世の中になりましても、安定した四日市の市民生活を確保いたしますためには、みんなで努力し合うことが必要でございます。難しい根気の要る仕事でございますが、確固たる信念のもとに、粘り強く取りくむことが極めて大切であると考えまして、これらの諸点につきまして市当局のお考えをお伺いいたす次第でございます。

以上で、社会の変化への対応策に関する質問を終わります。次に、大きな2番目でございます塩浜地区の問題といたしまして、県立総合塩浜病院の整備計画と、塩浜地区の公園の整備について申し上げます。

これらの問題は、ともに地区懇談会等を通じまして、市当局には既にご理解をいただき、問題の解決に向けてご努力いただいているところでございますが、この機会に、改めて一言申し添えさせていただきます。

まず、塩浜病院の問題でございます。塩浜病院と塩浜地区に住む人々との関係は、海軍への用地提供に始まりまして、その後発生いたしました公害問題を経まして、今日に至っております。海軍燃料廠が建設をされまして、それに附帯する病院の建設のために、塩浜地区の人たちは、海軍の要請によりまして用地を提供いたし、その後病院運営につきましても、地区内の貴重な公共施設として、長年にわたりまして協力を続けてまいりました。そして、公害問題が発生して以来、地区内の多数の人たちがここで治療を受けまして、特に発作が起きたとき、夜中でも駆け込むことのできるかけがえのない緊急医療機関となっているのでございます。

このように、塩浜病院と塩浜地区に住む人々との間には、切っても切れない深いつながりと長い歴史が存在しているのでございます。したがって、現在県が計画しております整備が実施されます場合には、この塩浜地区の人々の感情を十分酌み取っていただきまして、住民の納得できる形

で行われますよう、市当局におかれましても、引き続き今後ともよろしくご尽力をいただきますよう心からお願いをいたす次第でございます。

次に、塩浜地区の公園の整備につきまして申し上げます。塩浜地区は、住居の密集しております地域が多く、緑が少ない町並みとなっております。このことは、去る2月、市の行われました市民へのアンケート、この地区別集計結果を見ましても、塩浜地区の人たちの生活実感としてあらわれております。緑の木陰で子供を遊ばせることのできる整備された公園は、塩浜地区では皆無に等しい状況でございます、公園の整備を願う地区の人々の気持ちには切実なものがございます。既に整備計画の一端に加えていただいているとは存じますが、できるだけ早い時期に整備改善が実施されますよう、改めてお願いをいたす次第でございます。

以上、塩浜地区での切実な問題2点につきまして申し上げます。当局のご所見をお聞かせいただければ幸いです。

以上をもちまして、私が質問申し上げたいすべての諸点について申し上げますので、よろしくご答弁をお願いいたします。

○議長（橋本増蔵君） 暫時、休憩いたします。

午後3時18分休憩

午後3時34分再開

○議長（橋本増蔵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 高齢化社会についてお答えを申し上げます。

急速な高齢化社会が我が国に來つつあるということは、皆さんご承知のとおりでございます、既に今朝の新聞等でも、日本の高齢化社会の進展ぐあいが詳しく報道されておりました。

そこで、人間の生涯の各生活段階の上でも、とりわけ高齢期におきます

生活課題というものは、大変大きな問題であるというふうに考えておりますが、同じ高齢者と申しましても、65歳以上ということですから、高齢者の方々を全部ひっくめて考えるわけにはまいらない。私はやはり、失礼にはなりますが、80歳代以上の方とそれ以下の方々の生きがい対策といえますか、生活対策、あるいは生活課題といってもいいと思うんですが、これは随分違うものがあるというふうに認識をいたしておるところでございます。

そこで、いずれにいたしましても、この高齢者の方々が毎日楽しくその日その日をお過ごしいただくということが、社会にとって大切なことではあろうかというふうに思うのでございますけれども、それには、まず第一番目に、やはり健康で毎日が過ごされる、これが一番大事ではないかということでございます。特に、高齢者の方の健康ということになりますと、もはや健康増進ということは大変難しい。健康維持、これが大切になってまいるわけでございまして、この58年2月に老人保健法が施行されました。これを契機にいたしまして、健康診断を初めとして、健康教育、相談、あるいは機能訓練、訪問指導等の保健事業が総合的に実施されるようになっておるわけでございます。特に、高血圧、あるいは糖尿病、あるいは肥満、がんといったような病気、これが成人病と言われておるんですが、特に高齢者の方々がご心配になる疾病でございまして、罹患率も高うございまして、死亡の率も大変高くなっておる。だから、こういうところに重点を置きまして、医師会の協力をいただきながら、市の保健婦と一緒にしまして、各地区市民センターを巡回実施をしておる。さらに、中央老人福祉センター、あるいはあさけプラザ等々におきましては、機能回復訓練をやっていたいておる。また、寝たきりのご老人に対しましては、家庭介護教室というものを、地区市民センターを会場にいたしまして実施しておるわけでございます。

そこで、これからは、市民健康実態調査というものを既に実施いたして

おりますが、その結果とあわせまして、ご提言の趣旨を踏まえながら、保健事業の充実をさらに図ってまいろうという覚悟をいたしておるわけでございます。保健事業というのは、今申しましたような健康教育、健康相談、あるいは機能回復訓練等でございます。

こういった、健康がまず第一ということであるわけでございますが、しかしながら、それだけでは高齢者対策というのはだめでございまして、ご指摘のありましたような、生きていることの喜び、あるいは活力というものを感じていただくということが必要だろうかと思います。これらの問題に関しましては、老人クラブでありますとか、あるいは老人の方々の社会奉仕団でありますとか、あるいは地区老人憩いの家等で、各種の行事が計画、実施をされておるわけでございます。さらに、趣味の問題になりますと、今日では、今年からは市民大学の中に熟年コースというのがございまして、ここではかなりお年寄りの方々が熱心に参加をされまして、そうしてその中にクラブ活動というのがありまして、このクラブでいろいろな勉強をしていただいております、この大学は1年でコースが終わりでございますが、終わった後もそういったクラブがさらに残りまして、それぞれの団体をつくって勉強をしていただいているというような実態もあるわけでございます。しかし、こういったことでいいのかどうか、さらに検討、研究をする必要があるということで、部内的にはありますが、高齢化対策研究会というものをつくりまして、その課題を勉強しておる途中でございます、市民各界各層のご意見も承りながら、この具体的な方策をさらに進めていくような努力を続けておるところでございます。

なかなかそういったことは、一応健康という、あるいは病気でない方々に対する対策でございますが、先ほども申し上げましたように、80歳を超えた方々、特に80歳半ばを超えますと、もはや普通の人と同じような社会活動というものは無理でございます。

そこで、今日の社会風潮から言いますと、核家族化という現象が非常に

起きておりまして、お年寄りの方々が孤立化する心配があるわけでございますし、そういった経験は大勢の方がお持ちになってみえる。孤立化しないようにするためには、やっぱり施設福祉の充実ということが大切でございます。そのためには、中間施設、あるいは老人ホーム、あるいは特養ホームといったような問題、あるいは老人病院といったような施設の充実を、さらに将来に向かって図ってまいらねばならないということになるかと思うのでございます。私は、そういったようなことを考えながら、これからの老人福祉をどうするかということについては、新しい基本構想をつくる段階に来ておりますので、そういった基本構想の中で十分考えまして、次のステップへ向かって前進をしてみたいと、かように考えておる次第でございます。

なお、その他の点につきましては、各担当の方からお答えをさせていただきますが、一番最後にご質問のありました塩浜病院の件でございますが、既に田中武議員からご指摘のあったような塩浜病院の今日に至りますまでの経過でございますが、これらのことについては、私は文書にして既に県の生活環境部の方にまで提出をしております。過日、生活環境部長以下4名であったと思うんですが、私のところへお見えになって、移転改築ということについてぜひ協力してくれというごあいさつをいただきましたが、私は私なりに生活環境部長に、今ご指摘のあったような話を申し上げまして、移転協力をしろというならば、それらについての問題解決に向かって、ひとつ協議をしてくださいという申し入れをしてあることだけをお伝えしておきます。

○議長（橋本増蔵君） 農林水産部長。

〔農林水産部長（竹村二郎君）登壇〕

○農林水産部長（竹村二郎君） 社会の変化の2点目のご質問にお答えさせていただきます。

四日市市の農業は、特に米の生産につきましては、戦中戦後一貫して、

国が推進いたします政策に従い、米の生産確保に努力をしております。と同時に、四日市の風土に適した農作物の研究開発にも力を入れ、本市の特産物のお茶をはじめ、各種の特産物を生み出し、四日市市民をはじめ、広く全国にもその生産物を供給し、今日に至っております。

ご指摘のとおり、近年の農業を取り巻く情勢は極めて厳しいものがございます。とりわけ米につきましては、生産者米価の引き下げ、外国からの市場開放要求等、国内、国外の非常な圧力の中で、さらに62年度からは転作面積の増加等、かつてない厳しい状況下に置かれており、新しい国際化の流れの中で、農業を根本から見直す時期にまいっております。

米をはじめといたします土地利用型農業の今後のあり方につきましては、国際社会に対応できる経営規模の拡大と、生産コストの低減を図り、産業として自立できる、体質の強い農業を推進することが重要でございます。このためには、地域の農業について、地域ぐるみ、集落ぐるみで取り組み、新しい技術の導入や時代のニーズに積極的に対応できる意欲的な集落農業の育成を図る必要がございます。市といたしましても、62年度より新しく集落農業育成事業を実施しております、集落において農家相互間の信頼と協力関係に基づく新しい農業への取り組みが展開されているところでございます。また、集落における話し合い活動を通じ、中核的担い手農家へ農地の利用集積が図られるよう、農用地利用増進事業も実施いたしております。

さらに、農業の生産基盤となります農地について、優良農地の保全と圃場、農道、かんがい排水等の土地基盤整備を進めるとともに、新農業構造改善事業等により、近代化施設の整備を推進いたし、これらの条件整備を機会として、協業化、集団化等、体質の強い農業経営に市としても誘導してまいります。

市が現在関係農家、関係農業団体ともども取り組んでおります具体的な主な事業を申し上げますと、まず市の西南部地域、水沢、小山田、内部地

域を中心に、約 150haにわたる大規模な水田圃場整備を行っております、1区画が 3,000㎡から 6,000㎡といった大規模な圃場の整備をいたしております。また、それと並行いたしまして、同地域に大型のカントリーエレベーター、穀物の乾燥貯蔵施設でございますが、この建設も始めております。これらの事業が完成いたしますと、先ほど申し上げましたこの地域での農業の生産性の向上、生産費の軽減等が図られまして、同時に農地の流動化が促進され、経営規模が拡大し、中核的担い手農家の育成にもつながってまいります。また、これらの事業によって生じた余剰労働力は、市の開発公社で進められております南部工業団地に立地されます企業に雇用されることも考え、豊かな活力ある農村地域の形成がされますことから、間接的ではございますが、ご質問の米づくりの体質強化策の一環になるのではないかと考えます。

このほかにも、川島地区に約 100haの農地の造成開発計画、四郷、八王子地区の圃場整備計画等、ハードな生産基盤整備施策もございますが、このほかに、ソフト事業といたしまして、農業者の意識改革を助長いたします、先ほど申し上げました集落農業育成事業、また61年度に農業研究指導所に完成いたしましたバイオテクノロジー施設の活用等、多くの農業振興施策を考えておまして、これらの事業の推進によりまして、この厳しい社会情勢の中で、四日市の農業が産業として自立できる方向へ、市としてもできるだけの努力をしてみたい所存でございます。

○議長（橋本増蔵君） 総務部長。

〔総務部長（田中 賢君）登壇〕

○総務部長（田中 賢君） 高度技術化社会への適応につきまして、行財政改革の推進につきましてお答えを申し上げます。

今日の自治体を取り巻きます非常に厳しい情勢のもとで、四日市の持ちます限られた行財政力の中で、ご指摘のとおり、高齢化社会、国際化社会、あるいは高度技術化社会という新しい時代に対応し、かつ活力ある地域社

会の実現、住民福祉の増進を図ってまいりますためには、行財政改革を一層推進する必要があるというふうに考えております。今日の行財政改革は、行政の簡素効率化は言うに及ばず、一つには行政の近代化であるというふうに考えております。

このような観点に立ちまして、本市におきましては早くから行財政改革に取り組んでまいったわけでございまして、昭和57年に第1次行財政改善整備計画を策定いたしました。その後、広く市民の方々のご意見を承りながら、昭和60年に行財政改革太綱を策定いたしました。そして、昨年でございますが、この大綱の具体的プログラムといたしまして、第2次行財政改善整備計画をつくりまして、まず行政みずからが改善を図ろうということの基本姿勢といたしまして、全庁的に推進を図ってまいっているところでございます。この第2次計画は、組織、機構、あるいは事務処理の機械化、外部委託等、7項目にまたがっておるわけでございますが、128件を計画いたしております。

さて、行財政改革を推進していきます過程で、真に実効あるものとするためには、職員はもちろんでございますが、市民の方々のご理解、ご協力が必要なことでございます。これはご指摘のとおりだと思います。それで、この推進につきまして、総論としてはご賛同が得られるわけでございますが、個々具体的な事項になりますと、さまざまなご意見が出てまいりまして、大変困難な場合も出てくるわけでございます。こういう場合におきましても、市民の皆様に根気よく、この理念、あるいは改善の必要性なり、そのことによりますところの効果等も十分に説明もしながら、今後進めてまいりたいというふうに考えております。思い切った改革、それからわかりやすいPRという大変貴重なご提言を賜りまして、ご提言の趣旨も参考にさせていただきながら、今後一層努力をしてみたいと存じます。

○議長（橋本増蔵君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（東 寛君）登壇〕

○都市計画部長（東 寛君） 一番最後の項目の公園の整備につきましてお答え申し上げます。

当地区の中で整備を要します公園は、現在のところ、塩浜公園と中里緑地がございます。塩浜公園は、昭和53年3月に開設しておりますが、施設の老朽化に加え、一部にはうっそうとした雰囲気も見られまして、地元自治会からこれらの解消を図るよう、強い要望がございました。これを踏まえまして、昭和61年度から再整備に取りかかっておりまして、多目的広場の整備も行いましたし、さらに本年度では修景池の整備等着手してまいるところでございます。今後とも整備を加えながら、明るく、安全で、緑あふれる公園として、地区の皆様に親しまれるよう、昭和65年度を完成の目途として努力してまいりたいと思います。

次に、中里緑地につきましては、補助対象事業によりまして、昭和56年度から用地取得に取りかかり、既に全体の6割を取得いたしまして、残り部分については、広場計画の箇所でもあり、また付近の入居状況も充実されてきておりますので、これも昭和65年を目標に整備を行ってまいります。一部多目的広場につきましては、使用していただいておりますけれども、来年度から上物整備にかかってまいりまして、ベンチ、藤棚等の休養施設だとか、大型遊具、多目的広場の整備、また照明灯、水飲み場等、公園施設として必要なものの導入を図ってまいり、用地の取得とともに上物整備に来年から取りかかってまいりたいと考えております。

また、本年度につきましては、地域の要望もありまして、公園南側のコンクリート柵工、入口整備に着手いたします。ひとつよろしくご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（橋本増蔵君） 田中 武君。

〔田中 武君登壇〕

○田中 武君 質問申し上げました各項目につきましてご答弁をいただきまして、ありがとうございました。

先ほども申し上げましたように、大変難しい、苦勞の要る問題ばかりと存じますが、これまでと性格が変わりまして、制度をつくれれば、あるいは施設をつくれれば、それでは問題は解決したと、そういった性格のものから、つくった施設、つくった制度、これをどのように実効ならしめて運営していくか、工夫を重ね、努力をしていかなければならない、そういう問題が非常に増えてくるように思います。

さようなわけでございまして、あえてもう一言付言するならば、人材の育成と適正配置ということも、大変難しい、大事なことになってくるのではないかと思うところでございます。どうか今後の市民生活の安定のために全力を挙げまして、よろしく各施策が成功いたしますように、今後ともご努力をお願いいたしたいと思っております。

○議長（橋本増蔵君） 野崎 洋君。

〔野崎 洋君登壇〕

○野崎 洋君 本日最後の質問となりますが、通告に基づきましてご質問を申し上げたいと思っております。

まず第1点目は、社会的弱者の防災対策と消防についてでございます。大変なスピードで高齢化社会が進行しているわけでございますが、もし特養老人ホームで火災が発生したら、あるいは大地震が起きたらどうなるだろうか、この問題を自問自答したときに、防災対策上、十分な対応ができると判断する人は大変少ないのではないかというふうに思うわけでございます。火災でも、地震でも、昼間の場合と夜間の場合とによって対策も対応も大きく変わるものでありましょし、被害の度合いも、犠牲者の数も大いに違って来るものと考えられます。

そこで私は、社会的弱者に対する対応策、防災行政についてお尋ねをいたしたいと思っております。

まず第1点は、先ほど申し上げました高齢化社会の進む中で、本市内に

ある各種老人ホーム施設や、多くの入院者を抱える大型総合病院等の防災対策についてでございます。この防災対策について、ハード面から見た対策、ソフト面から見た対策、それぞれにお答えをいただきたいと思っております。それに地域住民への協力体制の要望等は、それら施設の中においてどういうふうに行われているか、お伺いをしたいと思っております。

また、老人福祉施設等におきましては、空気のきれいな、環境のよいところを選んで設置されることが多いわけでございますが、それがゆえに中心街から離れたり、施設の導入路が狭かったり、あるいは地盤形状が悪いというような、いわゆる救急活動から見る不都合な部分が多いように感じられますが、現在ある施設、それらについての現状はどうか、特に山田町、西坂部町にある特養などにおきましては、そこに預かるいわゆる定員も多だけに、大変不安を抱いているところでございますが、市としてこれら施設に対する積極的な援助、助成をすべきと考えるところでございますが、いかがでございましょうか。

また、福祉施設、病院等の夜間体制のあり方についての十分な防災教育や訓練がなされているのか。そのほか乳児院、養護施設、精神薄弱者施設、身障者施設等、災害弱者とされる諸施設に対する防災行政の基本的な考え方も、あわせお聞かせいただきたいと思っております。

それと、万一災害が発生した場合、市民病院では、傷病者等の受け入れ体制は検討されておられるのか。あればお聞かせいただきたいと思っております。

次に、先般、富田で発生しました火災を教訓にということで、二、三ご質問を申し上げる予定でございましたけれども、午前中のご質問の中に出てまいりました。いわゆる重複する部分もありますので、割愛をさせていただきたいと思っておりますが、中でもいわゆる消防の近代化というものが、言葉ではよく言われるわけでございます。その近代化策ということについてはどう考えておられるのか、お聞かせをいただきたい。

それともう一つ、緊急体制というものが防災消防行政上の一番の柱でも

あるように思うわけですが、その確立、向上に向けてはどう取り組んでおられるのか、お尋ねをしたいところでございます。

次に、消防分署の配置についてお尋ねをいたします。

近々桜分署の建設に着工されるわけですが、これにより内陸部の消防力の強化に一步前進するものでありますが、全市域から見て手薄な部分の解消、あるいは8分間体制の確立は、実地レベルで完全なものになるのでしょうか、確保できるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

ここで、ちょっと今までの質問とは異質なものになるわけですが、防災対策についての広義な考え方、あるいは近い将来の問題として考える必要があるものとして、極左暴力についてお伺いをしたいと思います。

平穏な市民生活の中に、ある日突然過激な暴力的破壊活動が起きたとしたら、またその活動の目がコンビナート企業群に向けられたとしたら、それこそ大変では済まされない大災害に発展することが予想されるところでございます。これらに関連した事件は、一昨年も昨年も市内で発覚いたしており、身近な問題として大変心配いたしておるところでございますが、極左暴力集団活動対策についてのご所見があればお伺いをいたしたいと思います。

次に、中学生の豊かな育成を願ってということで、2点のご質問を申し上げます。

学校教育の目的を「知・徳・体」のバランスのとれた人間性豊かな児童生徒の育成に置き、教育委員会を初め、教職員の皆様の献身的なご努力によって頑張っていただいておりますところには、敬意を表するものでございますが、その努力と成果、結果に十分満足のできないところがあるのが、現状ではないかと感じるところでございます。指導方法の改善、教職員の資質向上や適正配置等により学校の活性化を図り、さらに学校と家庭、学校と地域との連携を深める中での特色ある学校づくりを推進していただい

ているところでありますが、全般的に見て、学力第一、進学最優先という感じを受け、意欲満々、燃え上がる生徒集団という面を感じる部分の少ないのが、私の素直な感想であります。多感な中学生により多くの意欲を持たせることができるならば、それは現場を受け持つ教職員にとりましても、大変喜ばしいことではないかと思えます。

「知・徳・体」のバランスのとれた生徒たち、文武両面に取り組める子供たちが1人でも多く育っていくことを願いながら、2つの提案を申し上げます。

まずその第1点は、中学生の積極的な意見発表の場として、中学生サミットを開催してはどうかということでございます。青年の主張や弁論大会、あるいは県などが主催で行っております「少年の主張」などは、多くの参加者があり、交通事故問題や身障者問題、あるいは家庭生活のあり方など、大変意義ある内容として回を重ねてきているとも伺っております。参画する場合、その生徒だけの問題でなく、友達も、教職員も、家族も一丸となってテーマに対する真剣な取り組みがあり、議論百出の中で内容の充実が図られるとのことでございます。どのような問題に対しても自由にフランクに発言ができ、それに対し公正な評価や反応があり、それが少しばかり大人社会に物申す場として認知、採用されるとしたら、注目されることを大変望むこの現代の子供たちには、新たな魅力として受けとめられるのではないかとこのように思うわけでございます。また、行政サイドから見た場合に、将来を担っていく子供たちが、現在の大人社会に何を望み、自分たちの将来の生活の場「ふるさと四日市」に何を求めているのか、意見の先取りともなり、大いに参考になるものと思えます。固定概念にとらわれず自由奔放な考え方は、今各自治体に求められているものの一つではないでしょうか。それが定着し、充実をしてくれば、自分たちの住む町、四日市に対する認識も、地域に対する見方も、町の変化に対する興味も、大いに変わってくるものと思えます。町の発展に子供たちの夢を導入し、まち

づくりに子供たちの意見を取り入れる開かれた行政のためにも、それらが心の広い人間みあふれる青少年の育成につながれば、こんなすばらしいことはないと考えますが、いかがでしょうか。ご所見を伺いたいと思います。

2点目は、中学生オリンピックの開催についてでございます。

私が中学時代の思い出の一つとして、三泗地区の学校対抗による総合体育大会がございました。各競技を通じ得点を競うものでありますが、参加する自分たちの競技で得点を上げようと、それぞれがよい意味での闘争意欲を持ち、ライバル校を設定して練習に励んだことを、よい思い出として思い出すところでございます。そしてその体験がその後の学生生活に生かされ、社会人となった今日の土台づくりであったようにも思います。私は、これまでの本会議の中でスポーツの振興を強く提案し、子供の健全育成には欠くことのできないものとしてスポーツをとらえてきております。「健全な精神は健康な肉体に宿る」という言葉は、昨今の子供社会に多くある問題行動を憂慮する教育関係者にとって、一番望むべき事項を言いあらわしているものと思いますが、いかがでございましょうか。もちろん現在の教育体系の中での各競技会が、新人大会を初め、夏の大会、あるいは県大会に通じる競技会等も行われているわけでございまして、それを批判や否定をするものではございません。楽しみを含んだより大きな目標に向かって、学校単位での大きな盛り上がり地域との連帯感の醸成、あるいは記録や技術向上へのチャレンジ精神の向上につながることを願いながら、ご提案を申し上げるものでございます。負けることになれっこの子供を少なくし、チャレンジ精神旺盛な、勝つことに執念を持った正義感の強い子供をより多く作り出したい。種目はまだ4つと限定されたものではあります。来年から国体に中学3年生の参加ができるようになりました。スポーツ界の主役は中学生に移りつつあるわけでございます。ご所見をお聞かせいただきたく思います。

次に、大きな3番目といたしまして、駅周辺の駐車場の整備計画につい

てお尋ねをしたいと思います。

今さら申し上げるまでもないことでありますが、都市活動の発展と都市生活の向上のためには、衣食住の充足のほか、人や物の移動の確保が基本条件となると考えます。今本市の重要課題の一つである工業高校跡地利用の方向づけも、本日委員会からの答申案もちょうだいいたしたところでありますが、大詰めの段階でございまして、近い将来実現されるわけですが、実現は当然市勢の発展や商圈の拡大を見込んでのものになると思いますし、そうならなければ、多額の投資をしておいての意義も薄れるものと考えます。跡地の開発は、西側の活性化を目指すだけのものではなく、既存の東地区と西地区とを一体と考えての活性化を期待するものであるわけでございます。この判断に立つならば、現在の社会全体が、あるいは商勢圏内の住民の行動や要望も、当然その観点に立ってのものになると思われます。本市の主要交通手段は自動車交通でありますし、この自動車交通は駐車することでその移動目的を完遂することができるわけでございます。したがって、自動車交通の需要にこたえるために、走行空間としての道路整備を図るとともに、駐車空間としての駐車場施設が必要とされるものと考えます。駐車場整備に関する考え方は、原則として原因者が整備すべきであると理解しておりますが、駐車場需要が高く、円滑な道路交通の確保及び道路効用の保持が困難な地区につきましては、官民一体となって整備する必要があるのではないかと思います。本市としての都市計画駐車場は、庁舎西側の217台、JR四日市駅近くの95台、そして開発公社管理下の高架下の73台ということでございました。市の一番の中心街に都市計画駐車場がないのが現状でございます。本市が県下最大の都市として今日まで発展してきており、今後もさらなる発展を期待するものでありますが、それには、先ほど来申し上げております駐車場施設の状況いかに大きな要素の一つでもあると考えます。行政人口、商圈人口から見た施設の充足率は現在どうなっているのか。また10年、15年後を展望し

たとき、施設に対する長期ビジョンはどうか、まずその点について伺いたいと思います。

そして車の増減につきましては、今後増えることはあっても、減ることはないと考えられますし、この車の増加は、都市構造を変革させていくことにもなりますが、時には都市機能を麻痺させることにもなりかねません。本市の東地区もその心配が当てはまるところと考えられます。中心街の活性化や四日市市の一層の発展は、市民だれしもが願うことでありますが、そのことと施設の不足とは当然深い関係になってくるところでございます。東地区が市の中心街であり、今後もそれを維持発展させるためには、東地区の現状はどうか。平面駐車場など地上だけの考えにとどまらず、地下駐車場設置の長期プラン等は考えられないのか。また、先ほども考え方につきましては触れさせていただきましたが、駐車場需要の高い地域、円滑な道路交通の確保、道路効用の保持が困難な地域については、第三セクター方式による開発は考えられないのか、あわせてご所見を伺いたしたいと思います。

愛知県の豊橋市では、昭和43年に将来の発展を見越し駐車場整備計画を立案する中で、昭和44年、47年、53年、都市計画による地下駐車場を建設され、今回は新たに第三セクター方式による総台数 536台、総工費36億円をかけて、65年春の供用開始を目標とした駅前大通り第三地下駐車場を、来年の春建設に着工されるとのことでございます。私も先般この豊橋市を視察をさせていただきましたが、大いに参考になる事例ではないかと思えますが、いかがでございましょうか。

次に、オーストラリア記念館についてお尋ねをいたしたいと思います。

本件につきましては、四日市港管理組合が所管するものでございまして、本市だけの考えでどうこうできるものではないというふうにも思いますし、また港議会に四日市市議会からの議員さん方も大いに頑張っていて、この件につきましてはこれまでも取り組んでいただいておりますのでございまして、

大変失礼な質問になるかも知れませんが、お許しをいただきたいと思えます。

記念館は、オーストラリアとの親善を象徴する施設として、48年に大阪万博のパビリオンを移設して、市民に親しまれ、今日に至っているところでございます。59年度には 5,000万円もの巨費を投じ、スガイフックの全面塗装や円形ホールの改修工事を行っていただくなどして、施設の整備、利用の促進に努めていただいているところでございます。また、来年は、シドニー港と四日市港、姉妹港提携20周年を迎え、オーストラリア建国200年記念ともあわせて記念事業も計画されているやに伺っております。このような時期をとらえ、当市にとって数少ない親しみのある施設の整備充実を思い切って図らなければならないのではないのか。そして市民にもっとオーストラリア記念館をアピールし、利用頻度を高めるべきと考えるものでありますが、その観点によりご質問をさせていただきたいと思えます。

まずその1つは、展示品の増強ということでございます。2点目が、施設の諸設備の充実ということでございますが、本来この記念館の規模や位置、また駐車場や周辺的环境などを考え合わせますと、もっともっと利用頻度が高まってもおかしくないと思うところであります。ここ二、三年の来館者は多少増えているということでございますが、絶対数も少なく、またホール等の施設の利用については減少している現状だと聞いております。記念館の展示品などを見に行った人たちに聞いてみますと、「内容に乏しく、再度行きたい、あるいは他の人に見学を勧める気にはならない」、大変手厳しい指摘でございました。筑波博でのオーストラリアパビリオンの展示品等譲り受け、充実に努めていただいていることは伺っておりますが、もっと積極策をもって拡充を図るお考えはないのか、まず伺いたしたいと思います。

次は、円形ホール等の利用者アップのための設備の整備充実でございます。さきに触れましたように、利用者は一昨年に比べ昨年は減少している

状況であります、その理由はいろいろ考えられると思いますが、端的に言えば、設備関係の整備不足が主たる原因ではないかと思えます。例えば、電気容量の不足する問題、空調設備のない問題、あるいは放送設備、給排水設備、トイレ、水飲み場など、るる申しあげました以上のような各設備の充実、大型催事を行った際、ご来場いただくお客さまにとりましても、また計画をする業者サイドにとっても、当然必要とするものであります。シドニー港との姉妹港提携20周年記念事業などは、当然この記念館やホールを使っての実施になると思えますし、多くの市民にも楽しんでもらわなければならないと思えます。記念事業がどのような形で計画されているか存じませんが、それらの計画、実行に当たって、先ほど申しあげました設備の不足が支障とならないよう、ぜひこの機をとらえて改善に努めていただきたいと思いますところがございます。お考えをお聞かせいただきたいと思います。

第1回の質問を終わります。

○議長（橋本増蔵君） 暫時、休憩いたします。

午後4時21分休憩

午後4時36分再開

○議長（橋本増蔵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

消防長。

〔消防長（山口 博君）登壇〕

○消防長（山口 博君） 社会的弱者の防災対策と消防についてのご質問にお答えさせていただきます。

まず第1点の老人福祉施設などの防災対策及び第2点の地域住民の協力体制につきまして、申し上げたいと存じます。

本市の特別養護老人ホームは3施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、身体障害者養護施設、精神薄弱児施設、養護施設は、それぞれ各1カ所の

施設でございまして、全部で8カ所ということになりまして、現在の収容者総数は、約800名でございまして。また総合病院はご案内のところでございますが、22施設で、そのベット総数は3,640床となっております。これらの施設に対する防災対策といたしましては、先般実施いたしました特別査察や定期的な立ち入り検査の結果、ハード面に関しましては、消防法の基準に定める消防用設備はおのおの満たしておりますが、これらの設備の維持管理の適正化、また防火意識の啓発など、ソフト面を特に留意して指導いたしましたところでございます。

また有事に備えての訓練でございまして、近時の他都市の類似火災を教訓といたしまして、去る8月31日から9月4日までの間に、福祉部関係のその他の職員の方と参加をいただきまして、夜間の消防訓練を実施したところでございます。訓練後に施設の管理者と検討会を持ちまして、施設のいわゆる自衛消防隊の初期活動がふなれによる戸惑いが見受けられ、こういった点を指摘するとともに、早期通報、初期消火、避難誘導のほか、職員の非常招集につきまして対策を樹立すること等々を、強く要請したところであります。

一方、現状での課題である夜間の体制につきましては、保安人員に係る法規制や指導基準、こういったものは示されていないのが現状でございますが、施設の収容人員及び収容者の避難助力の要否等、実態に応じて確保できるよう、これもあわせて指導を行っておりますところでございます。

また、地域住民の協力体制の確立が2次災害を防ぐ上で不可欠の要素であることから、施設の収容者の実態、あるいは災害発生時の周知方法につきまして、施設管理者、福祉関係機関と歩調を合わせ、その実現に努力いたしたいと考えておりますところでございます。

次に、福祉施設に至る道路の状況でございますが、ご指摘のとおりこれらの施設の住環境の確保から、幅員の狭い道路が多く、消防車が入らないというような極端な幅員ではないわけではございますが、実災害に出動した

場合、困難が予想され、車両の進入に障害が十分予想されますので、地元消防団及び警察などと交通規制などの事前計画を明確にし、円滑な消防活動を図る所存でございます。

3点目の消防の近代化と緊急体制につきましては、最近における社会事象の急速な進展に伴いまして、住民のニーズとして大いにクローズアップされてきたところでありますが、火災の早期覚知、早期出動のほか、災害現場への的確な対応等につきまして、常に近代化と緊急体制についての研究、検討を重ねておるところでございます。例えば車両施設装備面におきまして、今年度新たに配備される30m級梯子車及び高速消防艇により、そういった面の一層の性能レベルアップを図るとか、あるいは時代に即応できる人材の育成を図るために、消防大学校をはじめ各種研究機関へ職員を入校させて研修を推進するとか、はたまた緊急体制の一層の強化を図るため将来構想として研究中のところでございますが、OA化としてコンピュータを導入し、瞬時に災害発生時点や名称を把握して、一刻も早く消防車両を出動させるという指令管制システム、また危険物、有害物質、さらには建築物などの情報を確実に把握いたしまして、災害現場へ支援情報を提供できる予防システムの整備を計画いたしておるところでございます、より迅速、確実に業務を遂行できる消防の近代化に向け、努力いたしておるところでございます。

また一方、外部に対しましては、他都市との消防応援協定を締結するほか、被害規模によりましては、ヘリコプターの広域航空消防応援制度が取り入れられるなど、防災における総合的な緊急体制措置も講じられておるところでございます。

4点目の消防分署の配置についてでございますが、消防署の適正配置に関する科学的な根拠につきましては、自治省消防庁におきまして、建物燃焼の各種データに基づきまして、消防が火災発生から8分以内に放水できれば、隣接建物への延焼を阻止できることといたしております。こうした

観点から、本市の現在の消防署所の配置を考察いたしますと、西部地域における住宅の開発、人口分布の変動によりまして、これまでの地域に対する火災、救急をはじめとする消防活動は、8分以上を要する地域が存在するのが実情でございます。この現状認識に立ちまして、8分以内という初動体制を確立するため市全域に対してどう消防署所を配置すべきか、これは以前お話ししたことがあろうと思いますが、消防科学総合センターに対しまして調査を依頼しました。その結果を踏まえて、最も効果的な箇所ということで、本年度桜地内に西分署を建設することになったわけでございますが、これが実現いたしますと、8分以内で現場到着できる地域は、市内の92.5%を包含することができることとなります。今後におきましても、地域の発展状況の推移を見きわめながら、市全域に対し8分間体制を実現するよう努力いたしてまいりたいと考えております。

最後に、極左組織の破壊工作に対する対策についてお尋ねがございましたが、その動向につきまして情報収集ということを警察関係者とも連絡を密にして行うとともに、1市4町並びにコンビナート企業、生活関連企業等により組織されておられますところの治安対策協議会においても情報交換を行いながら、不穏動向に対しては関係施設への事前通報体制、緊急警備体制を強化するとか、こういうことによって組織的に対応できるよう努力してまいりたいと、かように考えております。

○議長（橋本増蔵君） 福祉部長。

〔福祉部長（田中昌治君）登壇〕

○福祉部長（田中昌治君） 消防長の答弁に、施設の管理者として少しつけ加えさせていただきます。

ご質問の社会福祉施設は、市立といたしまして、寿楽園と希望の家がございます。これにつきましては、平素から職員はもとより入所者の防災意識の高揚を図りますとともに、緊急防災体制の確立に努めてきたところでありますが、東村山市の松寿園の火災を教訓といたしまして、さらに対策

を講じてまいりました。1つは、火災発生時に迅速かつ正確に消防機関への通報を可能とする緊急通報システムの採用であります。それから2つ目は、施設周辺に在住する市職員による夜間災害時における施設職員や消防に対する応援体制をつくったことをごさいます、先ごろ訓練を実施したところでもあります。

一方、民間の社会福祉施設につきましては、県の指導によりまして、先ごろ防災訓練が実施されました。また自力で避難が困難な入所者の多い特養ホームに対しましては、国の補助を受け、スプリンクラーを設置する県の方針が決定されましたので、本市にある特養ホームに早い時期に設置できるよう県に対して強く要望するとともに、施設側に対しても設置の努力をするよう指導を行いたいと存じます。

なお、災害時における地域住民の協力体制につきましては、機会あるごとにお願ひしているところでございますが、先般寿楽園において実施した防災訓練におきましても、多数の市民の協力をいただきましたので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（橋本増蔵君） 病院事務長。

〔病院事務長（石田 進君）登壇〕

○病院事務長（石田 進君） 第1点目のご質問の中で、総合病院等に対する防災対策、その中でも特に市立四日市病院の防災対策についてお答えをさせていただきます。

当院の防災対策につきましては、日ごろより徹底した防災教育を全職員に実施しているところでございまして、53年の移転開院以来、幸い事故もなく、現在に至っているところでございます。

そこで、防災設備についてでございますが、移転改築時に建築基準法及び消防法に基づきまして完備しているところでございまして、以来、毎年春と秋の2回、消防長に指導を依頼しまして、ご協力も得て消防訓練を実施しているところであります。また院内には、万一の有事に備えまして自

衛消防隊を組織しており、常日ごろから全職員に対してあらゆる機会を利用いたしまして、防災意識の高揚に努めているところであります。

また、災害が発生したとき、市立四日市病院で受け入れてもらえるかどうかというご質問もあったように伺いましたのでございますが、その点については、当然のことながら可能な限り対応はしてまいりたい。それからまた、当院では、災害時に医師及び看護婦の派遣ができるような体制は整えておりますので、ご理解賜りたいと思ひます。

○議長（橋本増蔵君） 教育長。

〔教育長（岡田久江君）登壇〕

○教育長（岡田久江君） ご質問の2番の中学生サミット、学生の意見発表大会についてお答えいたします。

ご指摘のとおり現在の中学生は、知識や体格の面では向上著しいものがございますが、自分の周囲に目を向けて自分の意見を持ち、みずからの考えを積極的に話せる者は余り多くないと言わざるを得ません。これからの社会は、意欲的で個性的な活力ある人材が求められていることから、各中学校においても、教科、道徳、特別活動を通じて「知・徳・体」のバランスのとれた生徒、主体的で活力に満ちた生徒の育成を目指して努力しているところでございます。特に、校内文化祭の取り組みの中では、生徒みずからが学級討議を重ね、未来の四日市の姿や自分の身の回りの生活、あるいは郷土の問題などについて考え、意見を出し合って野外劇に仕組んだり、弁論大会を開いたりしております。しかしながら、各学校別に行われておりますために、せっかくの主張が十分広がり、深められているには至っておりません。ご提言のとおり次代を担う生徒たちの主張に大人が耳を傾けることは大きな意義があり、また多くの生徒たちが自分の考えをはっきり主張できる場を設けることの意義は、極めて大きいと考えられます。今後、中学生の意見発表大会や現在実施されております各種研究発表大会を、さらに充実させたいと考えております。

それから2つ目の中学生オリンピック、中学生の総合体育大会の開催についてでございますが、現在中学生を対象として行われている競技大会は、中学校体育連盟の主催事業の学校体育と、種目別団体、競技団体が主催して行っております社会体育とがございます。各中学校では、この2つの大会を目指して盛んに活動が行われております。多くの生徒たちは大会に優勝するために競技力の向上に努め、厳しい練習に耐えて頑張っております。また反面、一部練習が加熱し過ぎて体力がついていけない生徒や、家庭で過ごす時間が少なく、家庭学習が十分できないという生徒がいるとのご指摘もございますが、これらの生徒に対しましても、その体力や能力に応じた指導を行うよう努めてまいります。中学時代にスポーツを通じて身につけた体育技能や、集団行動の規律、またたくましい精神力は、大人になって社会生活を営む上でも大切な資質となります。特に生涯体育の重要性が叫ばれております今日、スポーツの振興の意義は大きいと言えます。ご指摘いただきましたような中学生の総合スポーツ大会につきましては、現在実施されております各種の大会を見直し、さらに充実させてまいりたいと考えます。

○議長（橋本増蔵君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 駅周辺の駐車場整備計画、特に駅東側の駐車場の問題についてご提言がありましたので、私からお答えをいたします。

○駐車場の必要性というのは、今さら言うまでもございませんが、昭和61年度において駐車場整備計画調査を実施いたしました。この調査の中で将来予測が行われているわけですが、75年におきます駐車場の需要供給についての推計値が出されております。これによりますと、近鉄四日市駅からおおむね400mの範囲におきまして、駐車場全体としては需要台数が約3,800台、現在4,200台の駐車場が確保されております。3,800台というのは今日の時点においてですから、75年の時点でどれぐらいになるか

ということになりますと、約600台ぐらい不足をするであろうと、こういう推定になっております。75年でございますから、果たしてそうなるかどうかというところは疑問であります。若干不足するであろうという予測になっておることは事実でございます。

そこで、今駅西の開発に絡みまして、駅東の商店街全体の再活性化ということはどうするかということで、関係者の方々がご寄りをいただきまして、熱心にご研究がなされているところでございます。現状のままではぐあい悪い、まちづくりをやり直すべきであるという方向に向いて研究がなされているようでございます。したがって、これらの研究成果を待たなければいけないわけでございますけれども、どうしてもそういうような商店街が密集しておるということになりますと、そこへ休日等に車がたくさん集まってくるだろうということは予測をされるわけでございますから、何らかの駐車場対策というものが現状より以上に必要になるであろうということは、想像ができるわけでございます。そこで、商店街の再編成というか、再活性化、いわゆるもうちょっと言いますと、再開発あるいは都市改造が行われなければならないということになるろうかと思うのでございます。したがって、その中に駐車場がどういう形で組み込まれるかということ、あわせて研究する必要があるだろうと。

そこで先ほどご提言のありました官民協力方式でということでございますけれども、これはやはり民間主導型でやるべきである、それに対して行政がどうお手伝いができるか、いわゆる民活でやるべきであろうかというふうに、私は考えております。この辺については、さらにこの研究が進んだ段階においてもう少しはっきりした様子がわかってきますので、その時点で確定的なことを申し上げられるのではないだろうかかと、こういうふうに思っておりますので、この問題は一つの駅東地区商店街再活性化の大きな課題であるという認識のもとに今後に対処してまいりたいということをお約束申し上げまして、ご答弁とさせていただきます。

○議長（橋本増蔵君） 商工部長。

〔商工部長（荒木道也君）登壇〕

○商工部長（荒木道也君） 4番目のオーストラリア記念館につきましてご答弁を申し上げます。

ご承知のとおり記念館は、昭和48年の4月に日本とオーストラリア両国の親善を象徴するため震地内に設置されたものでございまして、運営管理につきましては、県、市、四日市港管理組合による財団法人日本万国博オーストラリア記念館が当たっております。館内にはオーストラリア政府筋の協力によって、カンガルー、羊の剥製の展示と、オーストラリアの自然、文化、産業などを、パネルやビデオ、模型により紹介を行っておりまして、利用状況は、昭和61年度には2万3,866人を数えております。記念館をさらに整備して、利用の促進を図れとのご提言でございますが、まず展示品等につきましては、スペースに問題はあるものの、これまで寄贈に頼ってきた経緯もあり、陳腐化したものもあるので、来館者の興味を引くような内容のものを逐次取り入れて、充実を図ってまいりたいと存じます。

次に、設備の状況につきましては、ご指摘のとおりであり、特にホールを使用する際には、電気設備、給排水、放送設備等支障があるので、利用状況を勘案の上、整備を図るよう努めたいと存じます。とりわけ来年度は四日市港・シドニー港提携20周年、オーストラリア建国200年に当たるため、これを契機として記念館本来の趣旨を生かした施設として充実させ、有効な利用が図られるよう努力してまいりたいと存じます。

○議長（橋本増蔵君） 野崎 洋君。

〔野崎 洋君登壇〕

○野崎 洋君 ご答弁ありがとうございます。

社会的弱者の防災対策について、いろいろな角度からお尋ねをさせていただきまして、それにご答弁いただいたわけでございますが、やはり全体から見ますと、防災対策、消防と申しますのは、直接人命や財産にかかわ

るものでございまして、いわゆる訓練をやった、あるいは地域社会にも呼びかけているということが、本当にその有事のときに生かされるような対策をこれからも重ねてとっていただきたいということを、再度お願いを申し上げておきたいと思っております。

それで、消防に関連したことで、富田の事例ではございませんけれども、例えば富田地区の火災を振り返ってみますと、住居、工場が混在している地域だというふうに思えるわけでございますけれども、この工場等につきましては、いわゆる大変古いときに建設をされたものというようなことで、現在の法令に即した設備がとられているかどうかという疑問の部分もあるわけでございます。また、やはりこういった地域でありますれば、もし火災が発生したとき、企業サイドの責任というものも追求される部分も出てくるだろうと思えますし、そういった面についてはどういうふうに指導していくのか、いわゆるこの住居、工場の混在している地域という面で、ひとつお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

それから中学生の豊かな育成を願ってということで、いろいろ中学生時代には学ぶこと、これは文武両面にわたってでありますけれども、大変これが将来の人格形成に大きなウエートを占める年代ではなからうかと思えます。どうかそういった意味で精いっぱいのご指導をお願いを申し上げておきたいというふうに思います。

それから駅周辺の駐車場整備計画について、市長の方から全体を見ての答弁をいただいたわけでございますが、やはり駅の東側が中心であるというふうに考えたときには、先ほどのご説明の中に「75年を推計して600台ぐらい不足するだろう」、お言葉を理解しますと、現在は十分足りているんだというようなご答弁に私は理解できたわけでございますが、これは、例えば400mの範囲という広いとらえ方をしたら、確かにそうかもしれません。だけれども、やはり駅前の、駅東の中心街ということをお考えたときに、商業集積度の一番高い地域であるわけでございまして、そういったこ

とを考えたときに、400mのところから果たして来るのかと。我々車に乗る者としても400m先に置いて歩いてくるかといったら、そういったことは、買い物動向から考えますと、決して考えられないのが実態であります。ですから駅東というのを見たときに駅東地区でどうなのかということ、私は実は聞きたかったわけでごさいます、広い範囲で見たら、確かに民間も含めた小さな個人的なものも含めたら、台数的には充足するだろうということも予測をされたわけでごさいますけれども、集中した地域でどうなのかということをお尋ねしたかったわけでごさいます、そこらについてのデータがあれば、駅東は充足率がいいのか悪いのかということ、特にお聞かせをいただきたいと思ひます。

それからそれに関連してでありますけれども、やはりそういう中心部への車というものはこれからも増えるだろう。そうした場合に、中心部に流入する車両の円滑な吸収策というものもちろんそうなわけでごさいますけれども、四日市の現状から見て、中心部への流入する自動車の削減策というものは、ある面でごさいます。フリッジパーキングの整備計画というようなものが市で、今都市計画上でおありなのかどうか、そこらを一度お聞かせいただきたいと思ひます。オーストラリア記念館につきましては、前向きなご答弁をちょうだいしたと理解しておるわけでごさいます、港管理組合がある中にこういった出しゃばった質問を申し上げましたこと、再度おわびを申し上げたいと思ひますが、今申し上げました第2回目の質問に対してのお答をいただきたいと思ひます。

○議長（橋本増蔵君） 消防長。

〔消防長（山口 博君）登壇〕

○消防長（山口 博君） ただいまの住居と工場が混在をして、先般発生をいたしました火災の例を挙げられて、どういう指導をするのかというお尋ねでごさいます、消防といたしましては、従来から予防査察というこ

とで、そういった地域の巡回をいたしまして、査察を行っておったのでございすが、今後こういった火災を、以後なるべく早急に各企業、工場等を査察いたしまして、消防計画はどういうふうになっておるか、夜間の保安体制について万全が期せられておるか、あるいは災害時の通報体制はどのようにしておるか、また従業員に対する防災教育、こういった面につきましても指導を加えてまいりたいと、かように考えておりますので、よろしくご理解を願いたいと存じます。

○議長（橋本増蔵君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（東 寛君）登壇〕

○都市計画部長（東 寛君） 駐車場につきまして2点ほどご質問がございましたので、お答え申し上げます。

まず近鉄四日市駅周辺の、特に400m半径ほどで区切った中でのデータでごさいます、今個々にその、例えば駅から東と西はどれだけかという分析結果は、表になって出ておりません、やっぱりもう少し内容を見なきゃいかぬわけなので、ここにちょっと手元にはありませんので、また後刻見ましてお答えさせていただきたいと思ひますが、一応概略といたしましては、駅西の方につきましては例の近鉄の駐車場1,000台、それから特に立体駐車場ではなくて、平面駐車場の各個人の月決め駐車場、これがかなり数字的に入っております。そういった意味合いの中で概略的には駅東の方が随分不足してくると、こういうデータになるというふうになっております。

それから2番目の、あるサイクルを描きながら市中心部に車を持ってこない方策というのではないかというご質問でごさいます、私どもの方のこれまでの考え方といたしましては、大都市周辺等では1km圏内等を描きながら、特に中心部の方までには車を持ってこないというやり方をとっておるところもあるわけでごさいます、四日市といたしましては、やはり中心にいろいろこういう大事な商店街もある、またいろいろ公共的な施設も

ある、こういった意味合いの中で、あるサイクルを描きまして、中まで持ってこないというやり方ではなくて、ある程度のやはり市街地へのこういう車の持ってき方はやむを得ないというやり方で、駐車場計画等も考えております。

○議長（橋本増蔵君） 野崎 洋君。

〔野崎 洋君登壇〕

○野崎 洋君 ありがとうございます。

駅西の開発が進んでいけば必ず東地区に影響は出るだろうというのが、今現在ある既存商店街の皆さん方の大きな心配の種であるわけでございまして、地域全体、駅を中心にして東西ある広い範囲で見ただけの場合には、駐車場というものは確保されておるでしょうし、今先ほどご説明のありました西地区への1,000台というのも増えるわけでございますけれども、やはり駅の周辺全体を見回した中での商業集積度の高いのは、やはり東地区だろう。そうした場合に、その東地区の中に十分吸収できる駐車場スペースというのが、商業の発展といいますか、現在の維持発展のためにはどうしても必要だということを、特に申し上げたいわけでございまして、先ほど申しましたプリンジパーキングという問題は、むしろこれはあるのかないのかお尋ねをしたいということでお尋ねしたわけでございますが、やはり駅東の既存商店街の今後のために、また不安解消のためにも、そういったことは積極的に考えていただきたいということを申し上げて、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（橋本増蔵君） 本日はこの程度にとどめることにいたします。

次回は、16日午前10時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時13分散会

## 会 議 録

第 3 日

（昭和62年9月16日）

○議 事 日 程 第 3 号

昭和62年9月16日(水) 午前10時開議

第 1 一般質問

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員 (41名)

青	山	弘	忠
小	井	道	夫
伊	藤	信	一
伊	藤	正	数
伊	藤	雅	敏
宇	野	長	好
大	島	武	雄
大	谷	茂	生
金	森		正
川	口	洋	二
川	村	幸	善
喜	多	野	等
久	保	博	正
小	林	博	次
後	藤	長	六
坂	口	正	次
佐	藤	晃	久
田	中		武
田	中	基	介

陸正夫 巳洋和 茂蔵 雄一士 力子郎 哉朗 吉孝剛 勝彦  
 廣忠信 正 平 増 昭 元 弘 辰 和 幹 道 真 安 孝 剛 勝 彦  
 口田村 田 崎 呂 本 本 川 市 内 川 田 野 野 利 森 森 山 山 山 渡  
 谷 豊 中 永 野 野 橋 橋 長 古 堀 前 益 水 水 毛 森 森 山 山 山 渡

○欠席議員（0名）

○出席議事説明者

市長 加藤寛嗣  
 市助 坂倉哲男

役 片岡一三  
 収入役 毛利道男  
 調整監 伊藤長爾  
 市長公室長 栗本春樹  
 総務部長 田中賢  
 財政部長 鈴木一美  
 市民部長 宮田勉  
 福祉部長 田中昌治  
 商工部長 荒木道也  
 農林水産部長 竹村二郎  
 環境部長 鶉飼滋  
 都市計画部長 東寛  
 建設部長 尾中忠邦  
 下水道部長 前川鉦一  
 消防長 山口博  
 消防次長 久志本幸彦  
 病院事務長 石田進  
 水道事業管理者 奥村仁人  
 水道局次長 伊藤利男

教育長 岡田久江  
 教育次長 西村正雄

代表監査委員 吉田耕吉

○出席事務局職員

事務局長 小坂靖

議事課長	平井俊英
議事課長補佐	石原隆
議事係長	岡崎雄治
主幹	日置正人
主事	井上紀久夫

午前10時1分開議

○議長（橋本増蔵君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は39名であります。

本日の議事は、一般質問であります。

#### 日程第1 一般質問

○議長（橋本増蔵君） これより一般質問を一昨日に引き続き行います。

順次発言を許します。

谷口廣陸君。

〔谷口廣陸君登壇〕

○谷口廣陸君 おはようございます。

それでは、通告に従いまして3点ほど質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、その第1点目として、地域コミュニティの単位についてであります。最近加藤市長は、地域社会づくりを最重点課題として、その地域コミュニティ、あるいは行政サービス強化を、地区市民センターを拠点として、住民コミュニティをより積極果敢に推し進められていることは、この4月の人事配置を見てもわかるように、大きく重要視されていることは、多くの市民の大きな拍手でもあります。

しかし、その反面、公平な行政サービス、公平なコミュニティ単位、あるいは組織内容について、いま一步考えてもらいたいという声があること

も事実であります。従来、地区市民センターは、旧村役場から市出張所へ、そしてその後、住民と行政との接点、あるいは住民相互の出会いの場として整備、強化されてきたところでもあります。

また、地区市民センター事務のOA化によって、住民と行政事務が大きく改善され、より身近になってきたところでもあります。しかし、今日このように都市開発がどんどん進み、また住民の生活圏も大きく変化してきた中で、旧村役場時代での単位コミュニティでは、その拠点としての機能を十分発揮していないという声も事実また大きいわけであります。その内容についてお聞きしたいと思います。

仮に地域コミュニティ単位を一学校区・一行政区・一自治体区として考えるならば、例えば大谷台小学校区の内容を見ても、小杉町、小杉新町、東ヶ谷、大谷台一丁目、二丁目は三重地区、みゆきヶ丘一丁目、二丁目は海蔵地区、垂坂町、東垂坂町、南垂坂町は大矢知地区、それぞれの地区市民センターの行政区になっておるわけでございます。垂坂地区の住民は、極端なことを言えば、大矢知地区市民センターへ行くよりも、本庁へ来た方がより近いという矛盾さもあるわけであります。住民への公平な行政サービスということを考えるならば、一学校区・一行政区・一自治体区ということも必要ではないかというふうに思うわけですが、この問題についてはいま一度真剣に考えてみる必要があるというふうに思いますが、そのご所見を伺っておきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

2点目は文化施設の活用問題についてであります。郷土の文化遺産は、文化行政の問題についても、今まで多く議論をされてきたところであります。私は先日の市制施行90周年の式典の後、旧四日市市の名跡スライドを見る中で、ふと思ったところですが、現在の諏訪公園の中にある旧図書館、あの図書館は、ご承知のとおり、昭和4年に故熊沢一衛氏より寄附されたものであり、当時としてはすばらしい、近代的な建築物として、

また図書館として多くの市民から親しまれ、そして活用されてきたところ  
であります。その後戦災にも逃れて、現在では貴重な建物として、近隣市  
町村からも、あの建物を再三見に来られるという背景もあるというふうに  
聞いております。四日市市としても、この貴重な建物を何とかもう少し意  
義あるものにしていかなければならないと、このように思うわけでありま  
す。現在の使われ方を見ると、何と寂しい限りがいたします。私も先日表  
へ行って、張り紙やら、その張り紙の図に従っての順序などいろいろ見て  
きたところでもありますけれども、しかし何と寂しいような気がいたしました。  
文化遺産という立場から見ても、いま一步これは用途研究を考えてい  
かなければならないと、このように考えておりますが、いかがですか。

今四日市市には博物館がない、歴史館がない、科学館が欲しい、こうい  
う願いは多様であります。しかし、厳しい財政状況の中であって、そうは  
簡単にいかぬ、ということになれば、考え、工夫していかなければならぬ、  
そして、市民ニーズに大きくこたえていかなければならぬ、こういうふう  
に考えるわけでもありますけれども、いかがか、そのご所見を伺っておきた  
いというふうに思います。よろしく願いいたします。

また、3点目は財政問題についてであります。地方財政については、  
全く私は初歩的な考え方をそのまま述べさせていただきますので、理事者  
のお考えをお聞かせいただきたい、このように思うわけであります。

我々は、国の財政については、新聞紙上などで一応知ることができるわ  
けであります。また特定の問題についても、深い関心を抱くことはでき  
ますが、しかし地方財政についての一般市民の知識は余り深いとは言えな  
いのではないのでしょうか。「広報よっかいち」によって周知徹底はされて  
いるとはいっても、余り関心が高いとは言えないと思います。せいぜい  
住民税を納めるときに、高いとか安いとか、余り安いとは言わんでしょ  
うけれども、まあ安いとかと、そのように感じる程度であるんじゃないかと  
いうふうに考えます。しかしながら、我々が自分の周囲を見渡しますと、

地方財政の働きということになれば、日常生活に大きく密着していること  
は、ご承知のとおりであります。小学校、中学校で学び、図書館やセンタ  
ーを利用し、火事や盗難に遭えば、消防や警察のお世話になり、また年を  
とれば年金にお世話になる、こういったことは地方公共団体の手によって  
行われることは、今さら申し上げるまでもございません。しかし、地方公  
共団体の行政基盤は極めて弱体であります。地方財政は、多くの点で、国  
の法令による制限や指導監督を受け、仕組みは地方自治法で統一されてお  
りますが、地方公共団体の財政需要が市民の要求に対応する経費は、年々  
増加する割合には、地方税の収入は伸び悩み、いわゆる停滞ぎみである  
ということと言えます。

そこで、現在の国庫支出金制度に対する運用上での主な問題点を少し申  
上げてみますと、1つに、交付に一貫したバランスが欠けてはいないだ  
ろうか。事業の重要性、あるいは国家的性格とは関係なく、交付対象事業  
が選択され、補助率が個々に定められているので、国庫支出金の地方行政  
に対する指導性を低めているのではないか。補助事業の実施について、中  
央の不当な干渉が多くありはしないか。また、国庫支出金が零細化して、  
その対策が疑わしくはないか。予算枠が十分でないために、獲得競争が激  
しくありはしないか。交付総予算の基礎となる補助対象経費、単価の決め  
方が合理的でないのも事実ではないかというふうに思います。交付申請か  
ら決定まで、手続が複雑過ぎて、地方における事務能率、経費の効果的使  
用を妨げてはいないか等々、ほかにもたくさんあるというふうに思います  
が、財政が抱えている巨額の借金を放置するならば、次のような弊害を引  
き起こすのではないかと、このように思います。公債発行による財源は、  
租税による財源と異なり、さしあたり負債感がないために、財政の放漫化  
につながりはしないか。公債の利払いや償還のため、財政の本来の国民生  
活と経済の発展のために貢献するという役割を適時適切に果たせるのかど  
うか。公債による資金調達、後の世代に逆配分として弊害をもたらすは

しないか。大量の公債発行が続けば、最終的にはインフレ要因を持ち込むおそれもある。

そこで、来年度予算に向かって、市長のご所見あるいはまた方向性について伺いたいのでありますが、特に財政力指数による不交付団体としての行政側の制約というものはどのようになっているのか。私どもが各都市に視察に参りますと、40億円あるいは50億円というような地方交付税を受けている都市の方が、少しひがみかわかりませんが、各施設が完備しているのではないかと、これに驚かされることもあります。一般的に、三割自治と言っておりますが、自治体の首長が、国の干渉を受けずに自由に使える財源が乏しいことが、予算における市長の自主性を著しく制約しておる。仮に自主財源がある程度期待できたとしても、補助金や起債が受けられる可能性がある限りは、国の干渉も多少はやむを得ないと考えるわけですが、結果として事業主管課から要求のあった事業に対して、どんな財源でやりくりをつけるのか、やりくりがつかなければ、規模をどの程度抑えるのか、延期するのか、事業自体の価値や優劣によって査定するよりも、資金のやりくりの都合が優先されているのではないかとというふうに私は思うわけでありますけれども、いかがか、長期的な視野に立って、ひとつその所見をお伺いしたいと、このように思います。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（橋本増蔵君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） お答えをいたします。

まず、第1点でございますが、コミュニティづくりというのは、昭和53年4月に、地域問題調査会という調査会を、学者先生を交えていたしまして、その中で、住民の日常生活圏に対応できる領域というものを考えた場合、最も妥当な領域は、小学校区をその領域にして、一単位のコミュニティと考えるのが一番よろしいという地域問題調査会の答申をいただいて

おります。

これを受けまして、小学校区単位を地域社会づくりの一単位というような考え方で進めてまいっておりますが、地区市民センターというのは、幾つかの複数のコミュニティが集まってできるものだというふうに思っておりますわけでございますが、場合によっては、その一行政区の中に複数の小学校区がある場合もありますし、そういった意味で、こういった地区では、行政区と小学校区との関連、あるいは組織団体と結成区域との関連、いわゆる学校区が2つに分かれている場合には、それぞれの団体がその学校区を中心にして結成をされておるといいますから、一行政区の中に1つの問題について複数の組織団体が存在すると、こういうような状況もあるわけでございます。しかし、これらの状況というのは、元来はかなり歴史的な長い経過があつてきたものでございまして、そこへ新しい開発が入ってくるわけでございます。したがって、その新しく開発された地域と、もとある地域との間の整合性を図っていくということが、実は大変難しい問題で、住民感情というものがありますから、それを1つにまとめ上げてしまうということは、なかなか困難ではないか。

そこで、やや一小学校区一単位ということが崩れがちになりますし、新しいデベロッピングをそのために防ぐということもできませんので、新しくデベロッピングされた地域と、今までの地域との間の関連というものをどうやって整合性を図っていくかということは、やはりそれぞれの地区市民センターを中心にして、住民の方々の自主的判断によって決めていただくことが一番よろしい。その場合に、行政がどこまでその判断に関係をしていくかということが問題でございますが、頭から行政が、こうしなさい、あしなさいというような姿勢で取り組んでいったのでは、私はコミュニティの結成というものはなかなかできないのではないだろうか、そういったようなことを考えておりました、現状大変整合性を欠いているということはありません。

そこで、これらを行政的にも見直してみる必要がありますが、新しい地区ができた場合に、その地区が幾つかの前の行政区にまたがっている場合があると思うんですが、こういった場合に、新しくデベロップされた地域が幾つかに分断をされるということになるということは、事実でございます。

そこで、そういった3つなら3つに割れた地区をどうするか。その地区だけで1つの自主的な団体をつくっていただいて、お互いの地域との連絡を取りながら、整合性を図っていただく。その場合に、市民センターをどういう位置づけにするかということなんですが、3つの地域に分かれておれば、3つの市民センターが関連をしてくるわけでございます。したがって、これらの問題は、3つの市民センターが十分連絡を取る。その連絡を取る窓口といえますか、中心の市民センターがどこかにあってしかるべきだろう。そういったような運営をしていくことが一番好ましいというふうに思うんですが、そういった運営をしながら、努力を重ねていくうちに、自然発生的な運用の仕方というものが生まれてくるのではないかと。これは、無理にこうしなさい、ああしなさいというべき筋合いでもないと思っております。ましてやそのために市民センターを次から次へつくっていくというようなことは、今日の時代で到底許されないことではないかと。

そこで、そのかわりに小学校でありますとか、あるいは場合によっては幼稚園、保育園という場合もあるでしょうし、その他の公共施設の場合もあり得ると思うんですけれども、何らかの補完施設をつくって、そこである程度の連絡調整を図っていただいて、そして幾つかの市民センターの窓口市民センターを決めておいて、そこでの連絡によって、幾つかの地域の調整を図っていく。多少面倒くさいことにはなりますけれども、私は、そういうふうな運営をしていただく以外に、今の段階ではやむを得ないんじゃないかというふうに思っております。

今おっしゃられましたような場所もありますが、ほかにもそのような場

所はあるわけでございますが、大なり小なり四日市市内に幾つかございます。しかし、だんだん時間がたつてまいりまして、今日次第にそういったものの調整機能というものは果たされているのではないだろうか。それには、私は今、窓口の市民センターをやっぱり強化していくということが大切だというふうに思っております。今年の4月のような人事配置を行ったわけでございますが、今後もそういうことには十分注意をいたしまして、それぞれの学区で自主的な団体が結成をされ、それらの団体がうまく連絡調整ができるような形で、窓口市民センターの強化に努めてまいりたいと、かように思っておる次第でございますので、ご了解を賜りたいと思ふ次第でございます。

次に、財政問題についてお尋ねがございましたが、若干ご質問の趣旨と違うような答弁になるかもしれませんが、私なりの考え方を申し上げておきたいと思ひます。なお、不足をいたしますところは、具体的には財政部長の方から答弁をさせていただきますので、ご理解を賜りたい。

まず、地方交付税、あるいは国庫補助金、県の補助金等が各事業についてあるわけでございますが、やはり大きな仕事になりますと、どうしても国の補助金を当てにせざるを得ない。あるいは、県のお力を借りざるを得ない。その裏負担というものが必ずあるわけでございますし、制度上はつきりそうになっている仕事もあります。都市計画街路などは、まさにそのとおり、いわゆる制度上そういうことになっている問題もある。

補助事業がたくさんあるから、それじゃ、そっちの裏ばかり考えて、単独の市税の使い方が圧迫されるのではないかと、この心配はいつでもあるわけでございますけれども、今の段階で私は、単独事業がそう圧迫されておるというふうには思っておりません。全体のバランスを考えてやらざるを得ないということでございまして、特に下排水事業、あるいは道路建設関係の事業等につきましては、かなり市単独費を毎年つぎ込んできておるつもりでございます。

なお、起債を毎年ある程度計上しておりますことについては、これは補助事業についての起債が大部分でございまして、市が単独で、単独事業について借金で事業をするというようなことは余りやっておりません。したがって、私は、余り借金がが増えて、後年度に負担が大きくなっていくということは非常に危険であるというふうに思っていますが、そのためにはできるだけ補助事業について認められた範囲の起債にとどめておきたいというのが私の考え方でございます。大体年間30億円から50億円の間までぐらいではないでしょうか。ただ、起債残高が今、一般会計で約500億円ぐらいあるんじゃないか思いますし、全体では800億円ぐらいじゃなかったかというふうに思っておりますが、そう不健全になっておるといってもないと思います。これは、経常収支比率というものを絶えずよく注意していくということが必要であって、若干同格他都市に比べますと、経常収支比率で四日市市が弱いという数字が出ておりますので、今後これらの財政運営については十分配慮してまいりたい。

なお、不交付団体であるから財政運営に何らかの制約があるんじゃないかというようなお話がございましたが、不交付団体であるための制約というのは何にもない。逆に、おまえのところは不交付団体だから、おまえのところではやれよと、補助を当てにすると言われるぐらいが関の山でございまして。ただし、不交付団体だから、それじゃ何をやってもいいのかというって、どんどん借金をしてやる。それは、起債の枠というのは一応、国に届け出て認められたものでしか起債ができないわけですから、そのほかで起債をやれば、おまえのところはやみ起債をやっているぞと、極めて不健全経営であると、これは交付団体、不交付団体を問わず、やみ起債ということは認められないような制度になっておりますので、そうずるずる起債が膨らんでいくということはないと思っております。もちろん先ほど申しましたような、一般会計で言えば30億円から50億円の範囲内でできるだけとどめてまいりたいというのが今日の私の考え方であります。

そこで、財政力指数がいいとか悪いとかいいますけれども、私は、これは余りその都市の力をはっきりあらわしているものではないというふうに思っております。むしろ公債費比率なり経常収支比率なりということの方を注意して見ていた方が、財政的に危なくないか、危ないかということのめどになるだろう。なお、財政調整基金というものをどの程度持つかということが、これもまたひとつ大きな問題になると思うのでございますが、余り多くても毎年度の予算を圧縮することになりますのでいけない。62年度終わると30億円ぐらいいはなるだろうと思うんですが、もう少し欲しいなど、ぜいたくを言いますと。よその市と比較いたしておりますと、もうちょっと多くてもいいんじゃないかなという感じもいたしております。

その割には仕事できていないんじゃないかなという感覚も、よそへ行かれるとお受けになると思うのでございますが、よそへいらした場合は、一番いいところだけ皆さんごらんになって帰っていらっしゃる。四日市のいいところもたくさんこれでもあるわけです。地区市民センターが23もあって、公民館が23もある。そこへ人が大勢張りついておる。こういう都市も珍しいのではないかというふうに、自分ではそう思っております。

○議長（橋本増蔵君） 教育長。

〔教育長（岡田久江君）登壇〕

○教育長（岡田久江君） 2点目のご質問の文化施設の活用についてお答えいたします。

旧市立図書館につきましては、現在1階部分を公園集会所、また2階部分を子供の家として活用しております。ご指摘のとおり、この建物は、昭和の初期の近代建築として、今では数少ない郷土の文化遺産の一つと言われております。教育委員会では、本年度から博物館建設や郷土作家記念館の調査研究を行っておりますが、この建物にマッチする活用の方法を考えることとなりますと、記念館もその一つの候補だと考えております。したがって、建物の様式や構造等、文化遺産としての建築学的重要性や

再活用の可否等につきましては、専門家の見解を得た上で検討してまいりたいと思います。

○議長（橋本増蔵君） 財政部長。

〔財政部長（鈴木一美君）登壇〕

○財政部長（鈴木一美君） 3点目の財政問題について、市長に補足して若干お答えを申し上げたいと思います。

ご質問の中にもございましたように、地方財政に関します制度的な規制といえますか、根拠法令でございますが、お挙げいただきましたのは、地方自治法ということで、法律の一つ挙げていただいておりますが、ほかに税法、あるいは財政法、交付税法、あるいは国の補助金の適正化法等々、それぞれに地方というものが冠された法律がございまして、これらがある上に、それぞれの各種事業に関連します個別法における補助のあり方等も規定がされておりました、これらが縦横無尽にあやのごとく織りなされて地方財政が運営されるということでございます。その衝に当たる私どももいたしましても、非常に難解な面も多々あるわけでございます。これと基本的なこと等をつなぎ合わせて、市の財政が健全に運営されるように執行を心がけておるところでございます。

ただいまご質問いただきました内容に対しましては、地方公共団体にとりまして、まず国庫支出金でございますが、これはやはり地方税収に次ぐ重要な収入割合を占めております。財政運営に大きな影響を及ぼします大きな財源でありますことから、この制度の中には、ご指摘のような問題点も多々含まれております。したがって、これらの財政運営上、この秩序を守るべき方策といたしまして、常日ごろから市長会等を通じまして多くの要望をいたしているところでございます。

まず第1点目は、地方公共団体が自主的、自律的に対応することが適当と考えられるもの、いわゆる市が選択的に行うもの、あるいは交付額が容細である国庫補助金、事業等については、廃止なり、あるいは一般財源化

してほしいというのが、まず第1点の要望でございます。

2つ目には、必ず地方公共団体が行わなければならないような事務事業の実施に必要な不可欠な経費につきましては、これらを補助対象経費から除外することなく、この除外することによって、地方公共団体への財政負担を多くせしめる、いわゆる転嫁してくるようなことのないように。

また、類似しております国庫補助事業等については、統合あるいはメニュー化を進めてほしい。

4つ目には、国庫補助金、負担金等の事務処理については、引き続き簡素合理化を徹底してほしい。

最後には、地方公共団体の超過負担、いわゆる単価の見合い、事業量の見合いということによります超過負担については、速やかにこの実態を把握されて、その完全消化に格段の努力をしてほしい。

こういった大きな点で5つほどの要望をしておるところでございます。これは、地方公共団体の調整役の権能を持っております自治省におきましても、63年度の概算要求に当たりまして、各省庁に対してこの趣旨は徹底的に強く要請がされておるところでございます。

こういった観点で、国庫支出金に対します各事業の割り振り等につきましては、ご質問の最後にごございましたように、いわゆる補助金がつけば仕事をやるのか、補助金がつかなければやらないのかということではございませんで、あくまで事業の選択の上に立って、なおかつその上で財源の調達については十分な努力を払うという立場で進めておるところでございます。ご了解をいただきたいと思っております。

それから、不交付団体としての問題をご指摘いただきました。これまでも、交付税につきましては、市民が血税を絞り取られるよりは、どうせ出した国税から配分を受ける交付団体の方が有利ではないのかというふうな一般のご意見も聞いたこともあるわけでございますが、これにつきましては、この交付税の基準といたしております財政力、これを指数であら

わしておりますが、財政力指数がどのようにして出されておるかということについて若干ご説明を申し上げさせていただきたいと思います。

これは、基準となります基準財政収入額と、その年間におきまして、一般的な一定レベルの事業を実施するのに必要な経費、これを基準財政需要額と申し上げますが、これらとの比率におきまして算定をされております。その際に、基準財政収入額は、あくまで一般財源として収入されます税金を、実際に収入されるであろう税金額の75%を分子に置いて計算される。分母に財政需要額を持ってくるということございまして、分数でございますので、例えばこれが1を割り込みました場合に、その差、財政需要額と基準財政収入額との差が補てんされるということでございますので、俗に簡単に申し上げますと、収入が25%足らざるところについては、25%少ないというふうな形になってまいりますので、あくまで市の一般財源としての税金は、可能な限り確保して、これを財政に反映させる、いわゆる事業に反映させるという必要があるというふうに考えておるところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本増蔵君） 谷口廣陸君。

〔谷口廣陸君登壇〕

○谷口廣陸君 どうもご答弁ありがとうございました。

1つ目の地域コミュニティの問題については、確かに住民感情等から言って、行政区、あるいはまた自治体区、小学校区、これを1本に新しい生活圏の中でまとめていくということについては、それなりの住民感情からも難しいであろう、こういう市長のお言葉でございましたが、改めて市民部長に一言お伺いをしておきたいと思います。

これは全市的に私は調査をしたわけではございませんので、例えばということで今、大谷台小学校区の場合を例に挙げて申し上げたわけでございますけれども、あの学校区についても、一応行政区が3つに分かれておるわけですね。じゃ、その3つに分かれておる中で、今自治体においても、

あるいはまた行政区においても、いろんな形で自治体の行政区へお願いをしたり、全然かわりなく推移をしていくということは非常に少ないわけなんです。そういうことから言って、小学校区が1つの単位として何かいろんなことをやる。それには、あそこの場合、連絡協議会というようなものをつくって、連絡協議会の会費とか何とかいって、また別に納めておるわけですね。そうすると、その会費を3つの行政区へ納めていかなきゃならぬ、こういう矛盾もあるわけですね。そういったことについての内容をどの程度市民部長が把握されておるのか。余り行政区として、市長も立ち入ることはどうかというような疑問点はありますけれども、しかしそういった全体的な内容から見ると、それなりの指導性というものはあってもいいのではないかなと。何かのいい方向への指導性はあってもいいのではないかなと。

それと、市民感情という一つの姿は、地域住民の方に少し聞いてみますと、60歳以上の方については、それなりの村意識的な一つの形で、例えば市民センターを大谷台小学校区へもしつukったとしたら、みんながその区の中へ大矢知の方から離れてこっちへ来るか、あそこへ来るかということになると、行く人、行かぬ人の感情がかなり入り乱れるのではないかと、こういうような心配もあるのではないかとというようなことで、少し聞いてみたんですが、これは60歳以上の方についてはそれなりにあるかもしれないけれども、今40歳から50歳までの方については、少しでも便利な方がよからう、そういう旧村意識的なことは関係ない、こういうことが大半を占めておるとも聞いておりますので、いま一度その辺の矛盾点について、市民部長としてどの程度把握され、また今の市長の答弁に対して、これからどう指導されていこうとするのか、今日の答弁を聞いて、少しお伺いしたいと、このように思います。

それから、2番目の文化施設の活用の問題については、教育長からそれなりに前向きな答弁をいただいたというふうに期待をいたしておりますの

で、ここ数年先には立派にひとつ活用されて、市民の皆さんが本当に喜んであの周辺に集まってこられる、こういうふうなことをお願いをしたい。ぜひともひとつ活用については留意をしていただきたい。

そして、もう一つだけちょっとお願いしておきますが、あの建物の周辺に非常にすごい木が雑草的に建物に覆いかぶさるようにして、建物を隠れさせてしまっておる。あれは、市民の皆さんの前に出しておるといふふうには感じないものですから、いっそのことあれは、大きく伐採してしまって、あの建物を浮き彫りにしていただきたいなと。そうするなら、もっとも市民の皆さんの関心ももうひとつ深くなるのではないかなと、こういうふうに思いますから、その辺についてひとつよろしくご配慮をお願いしておきたい、このように思います。

それからまた、財政問題については、全く私も、冒頭お断りをいたしましたように、初歩的な感覚の中でお尋ねをいたしましたものですから、市長からも財政部長からも、口でかんで、口移し的にご答弁をいただきましたので、それなりにわかったような、わからぬような気がいたしますけれども、しかし、私たちが直観的に少し思うのは、やはり財政力指数、こういうものがどうしても私たち素人には浮かぶわけなんです。

そこで、財政力指数が、この57年の0.983から今日までは1.02、1.08ぐらいまでを行き来しておるわけなんです。そこで、この財政収入額、これを割り出す場合に、市長は、余りこれは影響はないんだというふうに言われますけれども、くどいようですが、少し私も気になります。前々回の質問にも私はこの本会議の場でお聞きいたしました。今日の滞納状況が幾らになっておるのか、この滞納状況の額がこういう算式、指数の中のどの程度当てはまるのか、いないのか。この辺、ちょっと一週お伺いをしておきたいと思っております。

それと、単年度での滞納状況を、先々月あたりならわかると思うんですが、ちょっと出してもらいたいなと、このように思います。

それから、分母の方の財政需要額については、何か道幅とか何とか、いろいろな小難しいことが書いてありますけれども、人口の伸び等については、そう簡単にコントロールできるものではございませんけれども、港あたりの需要、あるいはイベント的な内容を含めることによって、少しは変わってくるのではないかなと、そういう公式をいろいろとすることができるのではないかなという、全くこれは素人的な考え方でありまして、その辺を含めて、ちょっと財政部長にお伺いをして、その答弁をいただいて私の質問を終わりますから、よろしくひとつご答弁をお願い申し上げたい、このように思います。

○議長（橋本増蔵君） 市民部長。

〔市民部長（宮田 勉君）登壇〕

○市民部長（宮田 勉君） 地域コミュニティの単位につきまして再質問をいただきましたので、お答えさせていただきますが、若干市長の答弁と重複する点もあろうかと存じますが、あらかじめお断り申し上げたいと思っております。

自治会組織は、申し上げるまでもなく、地域の住民により自主的に結成されている団体でございます。その組織領域といえますか、そういうものを決定いたしますのは、あくまでも自治会活動を通じて、住民が分割していく必要があるとしたときに、校区単位にというように自主的に結成されていくのが自然だろうというふうに考えておるわけでございます。

しかし、市といたしましても、ただこれを待つというのではなく、地域社会づくりの諸施策を通じまして、住民意識がそのように醸成されていくように努めてまいりたいというふうに考えておりました。ご指摘いただきました問題につきましても、今後自治会に対しまして問題を提起していくように働きかけてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

なお、例でお示しいたしました大谷台小学校校区につきましてでございますが、大谷台小学校校区につきましては、3行政区にまたがるという、い

わば特殊な校区でございまして、どこの行政区に属したらよいかということにつきましては、先ほども市長がご答弁申し上げましたように、やはりそれぞれの母体地域との関連もありまして、ただいまご指摘いただきましたように、60歳以上ぐらいの人がなかなか難しいんじゃないかということでございますが、これは、その中と、それを今まで支えてきました地域全体といたしますか、母体といたしますか、そういうところの感情もいろいろと作用してまいるわけでございまして、これを簡単に整理していくことは大変難しい問題があるんじゃないかということで、先ほども申しましたように、これはある程度の時間をかけて、そういう地域の盛り上げりの方向へ持っていきたいというふうに考えておるわけでございます。

それから、その会費の二重払いといたしますか、そういう意識が住民の中にあるんじゃないかということでございます。ご指摘のように、大谷台小学校区に居住する住民は、三重、海蔵、大矢知という、各連合自治会に従前から加入いたしまして、当然連合自治会費を納入してまいったわけでございます。小学校区で同一事業、同一活動を行うに当たりまして、校区自治会連絡協議会というものも設置して、そしてその会費を納入しているということで、このあたりが二重払いというような感じを受けられるのではないかと思います。大変くどいようでございますが、自治会とはあくまでも任意団体でございまして、この運営管理は、すべて住民の自主性にゆだねられておるということで、この件につきましても、自分たちのまちづくりを進めていくために、その必要性から校区連絡協議会というものを結成されたわけでございまして、その活動費を拠出し合うということにつきましては、当然住民自身が決定されたものであるわけでございます。したがって、ご指摘のように会費の二重払いという見方もあるかも知れませんが、会員としての利益は、連合自治会、校区連絡協議会、双方から当然受けておることになっておるわけでございますが、市の指導ということも大変難しい面もございまして、住民が二重払いという意識を持つというこ

とに對しましては、いまま少しすっきりした形に整理の方法がないか、連合自治会、校区連絡協議会、双方に地区市民センターを通じまして、一度働きかけをしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解、ご了承を賜りたいと思います。

○議長（橋本増蔵君） 財政部長。

〔財政部長（鈴木一美君）登壇〕

○財政部長（鈴木一美君） 財政力指数を算定する際の税の滞納の関係でございまして、現在手元に資料として持っております範囲でお答えをさせていただきます。61年度の末で約13億円の滞納ということでございますが、この財政収入を起こします場合には、通常収入されるであろう全国レベルでの収入率、いわゆる調定に対する率を定めて、それによって算定をいたしておりますので、現実の滞納額等の差し引きということではございませんので、ご了解いただきたいと思います。

ただ、その率でございまして、たしか単年度、現年度収入として、定かではございませんが、記憶では98.0の収納率ではじかれておるというふうに記憶いたしておるところでございます。

それから、港の事業等によって、イベントその他を増やすことによって、基準財政需要額が増えるのではないかとご指摘でございますが、この基準財政需要額に、当該年度におきます事業量による補正率というものも定められておるわけでございますが、あくまでこれの対象になりますのは、補助事業として行われる場合の地方公共団体の負担分に基準を置いて、それに一定の補正率を掛けて算出するというところでございまして、純然たる単費事業等についてこれの対象になるということにはなり得ないということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

なお、それに加えまして、税におきます超過負担税率による収入、あるいは逆に、単独減免等による減収、これらについても、算定の対象からは外されておりますし、また競輪事業等の収入についても、この中には含ま

れないということですので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（橋本増蔵君） 暫時、休憩いたします。

午前10時54分休憩

午前11時11分再開

○議長（橋本増蔵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

長谷川昭雄君。

〔長谷川昭雄君登壇〕

○長谷川昭雄君 通告の内容に従ひ、質問をいたします。

第1番に、四日市北部周辺道路網の整備についてお尋ねをいたします。

四日市工業高校跡地の利用が策定中で、多目的ショッピングの建設プランが大詰めでありますが、容易に市内に通ずる道路の整備を図る必要があろうかと思ひます。現状では、北部の消費人口は市外へ流れております。いかに内容が充実した施設、豊富な物量にしても道路網の不便さや駐車場に不備があれば、消費者は店舗周辺のショッピングに便利な交通網あるいは交通機関を利用できる人たちが新しい施設に移動するだけではないかと、想像をいたします。

マイカーで私のところ八郷から四日市駅周辺へ参りますのが、35分から40分かかります。仮に東名阪四日市東インターを利用いたしますと、名古屋駅まで45分で到着し、目新しいブランドの商品の購入も容易ではありません。特に南北一般道路に欠ける八郷地域におきましては、道路整備の必要が痛切に感じられるわけでございます。隣接の菰野町においては、「溪谷観光ネックレス構想」という北辺部の活性を図るために、営農振興とあわせて朝明川左岸のところに道路の整備促進を計画しておると聞いております。そしてそれが本市北部、西村の周辺で接続されると、これも聞いております。このような隣接町村の道路の改善に乗じて、埋もれた消費人口を四日市中心部へ誘導施策を講じて、市内の活性を取り戻すべきだとい

ふうに考えます。

最近急速に整備拡充してまいりました西桑名商業圏の星川方面、あるいは本市西北部の生桑商業圏、このラインを結ぶ南北線の新設をどうしても図る必要があろうかと思ひます。

県道四日市員弁線と四日市菰野線の分岐点より南部へ垂坂、生桑へと結ぶ道路を新設し、商工業の流通を図り、市内へと消費人口を増加させ、また増加する交通渋滞の緩和を図る上においても、必要性の高い道路と確信するが、商工育成、あるいは交通管理等の見地より、ご所見をいただきたいわけでございます。また、これに基づくような具体的な計画があれば、お答えを賜りたいと思ひます。

次に、富田山城線有料の撤廃についてでございます。

以上申し述べました新道の建設や現在建設計画中の道路で一番問題になるのは、富田山城有料道路との交差ではないかと思ひます。本路線は、建設より10年余を経て、利用車両は計画より大幅に少なく、現在半数以下で、単車も含めて日量3,000台弱ではないかと思ひます。利用料金についても60万円程度であるというふうに、先日聞いてまいりました。利用されない有料道路で、周辺の開発や発展に大きな影となり、また支障を来し、阻害していることは、ご承知のとおりであります。日常生活におきましても、あかつき台、八千代台、大沢台等の住民が利用する在来路線の混雑を解消し、交通緩和のためにも、有料撤廃に努力すべきだと考えております。

私の調査いたしましたところ、一般道路との平面交差も、道路公社は容易に許可をしないと承知しております。本道路を建設するに当たりまして、四日市港管理組合、四日市市開発公社、三重県道路公社、それに県、本市が協力をいたしまして、できた道路でございます。地元の住民は、沿線の発展に大きな望みをかけて協力いただいたわけでございます。このような地域の中の期待に副わず、実情に反する道路を、今日より20年も道路法の基づく中で現状で放置しておいてよいのかどうか、私は強く有料撤廃の運

動を推進する必要があるかと信じております。今後の方針をお答えいただきたいと思ひます。

なお、現在、伊勢湾岸道路あるいは北勢バイパス、また近い将来には東海環状自動車道、第二名神等々、起点あるいは終点に位置する八郷、大矢知地区では、大動脈の建設説明が地元でも進められておりますが、この有料問題についても、切っても切り離せられない問題があるかと思ひます。富田山城線有料の撤廃に真剣に取り組んでいただきたいと思ひます。

この件については、特に坂倉助役のご答弁を賜りたいと思ひます。

第2に、四日市大学誘致に伴う諸件についてお尋ねいたします。

朝明水系萱生川は準用河川の指定を受けておりますが、この流域内で、現在63年4月の開校を目指しまして、大学の建設が進められております。また、あかつき台の開発は顕著であります。近年大きな豪雨等はないものの、過去に浸水被害を受けた萱生町をはじめ下流域においては、水害の不安はつるのほかりでございます。こうしたことから地元が条件整備として要望をいたしました準用河川の萱生川の改修計画について、明快なご答弁をいただきたいわけでございます。

さらに第3に、国の内需拡大策への市の対応についてお尋ねをいたします。

内需拡大に伴う国庫補助、県補助等の交付を受けまして、大型事業や懸案事業等の多くの事業が着工、改善されますことは、私ども関係者はもとより、市民の生活向上に大きく寄与することを喜ぶものでございます。

一面、国、県の補助交付額に応じて市費の分担あるいは負担金も大きく膨脹し、一般財源、特定財源ともに比例支出されることは承知しております。しかし、最近の物価指数は、数値は内需拡大の波紋を受けまして、高騰さみでございます。例を挙げますと、前年あるいは3カ月前に比較いたしまして、鋼材はトン当たり40%も上がっており、このようなこともございます。あるいは木材は、内地材ヒノキ12cm角長尺物となれば、こ

れも50%から70%の増額になっておると、こういうような高騰をしておる折に、生コンだけは過当競争の中で一時的に値を下げておりますが、これも長くはないかと思ひます。こういうような建築資材の、あるいは土木資材の値上がりで、実質請負契約等が支障を来すことはないかどうか。

また、もう1点は、国、県等の補助に伴う応分の分担金の支出増によって、従来市が単独で執行すべき市単事業やサービス業務の面におきまして、財政を圧迫する、そして機能を低下させ、予定事業の先細り、あるいは先送り等が出るのではないかと、危惧をするものであります。

谷口議員の質問と重複する点もございます。財政の面から補足ご答弁をお願いいたします。今後の積極的な健全財政運営を進めていただくように望みまして、私の質問を終わらせていただきたいと思ひます。

○議長（橋本増蔵君） 坂倉助役。

〔助役（坂倉哲男君）登壇〕

○助役（坂倉哲男君） ただいまの質問の中の富田山城有料道路の撤廃と申しますか、無料化についてご答弁を申し上げたいと存じます。

ご承知のように東名阪国道ができました際、四日市でのインターは桜1つであったわけでございます。そういうことで四日市の北部、非常に南北に長い都市でございますので、北部にとって大変不便だということで、市あるいは県から道路公団の方へ要請をいたしまして、いわゆる西南インターという形で東インターができたものでございます。それに伴いまして、富田山城線が霞地区から中村町のインターまで必要だということで、道路がつくられるようになったという経過がございます。そういうことで、公共事業で実施いたしますためには、大変緊急を要するというので、財源不足でございました。そういう意味合いで短期間に完成させるために、有料道路として県の道路公社が事業を進めたわけでございます。その結果、昭和55年には国道1号まで、さらに59年には国道23号までの全線約5.3kmが開通したことに相なったわけでございます。

有料道路でございますけれども、先ほど申しましたように、借入金をもって事業に当たったわけでございますので、通行料金で返済しなければならないというわけでございますが、有料道路を計画いたします場合、まず前提として、霞地区から中村町まで無料で通行できる道路が最低1路線はなければならないということでございます、その上立って有料道路の新設が認められるものでございます。

この際、料金でございますけれども、一般道路と有料道路を比較いたしまして、時間便益と費用便益の合計の範囲内で料金が設定されておまして、本来なら有料道路を利用いたしましても、その通行車両につきましては損失がないというふうなことになっておりますが、住民感情としてなかなかそこまでは割り切れないところがあるのが実情だというふうに認識をしております。

そこで、現在富田山城線の償還を必要としている額につきましては、56億円に達しておるわけでございますが、県では金利の軽減を図りますために、公社の方へ約15億円の無利子融資を行いまして、有料道路の適正な償還計画を進めようとしておるところであります。ひいては無料化に努力をしておるといふふうに思う次第でございます。

しかしながら、市といたしましても、周辺の道路事情、あるいは開発の促進についての状況も踏まえまして、県に実情を理解してもらおうよう、今後一層の努力をしてみたいというふうに思っております。

なお、有料道路にクロスする一般道路でございますが、これも十分県と調整を図ってまいりまして、地域の道路事情の進展に努めたいというふうに思いますので、ご理解のほど賜りたいと思います。

○議長（橋本増蔵君） 建設部長。

〔建設部長（尾中忠邦君）登壇〕

○建設部長（尾中忠邦君） ご質問のうち南北道路の新設及び萱生川の改修につきまして、お答えをいたします。

1点目の県道員弁四日市線と平津菰野線の分岐点より垂坂、生桑とを結びます新設の道路計画でございますが、現在1kmほど東の地点におきまして市道垂坂平津線の工事を、員弁四日市線から北部墓地公園に至る約1.1kmにわたりに進めているところでございます。この先、生桑までは既存の県道の利用を考えておまして、北部墓地公園から坂部団地までは四日市鈴鹿環状線を、坂部団地からは小牧小杉線を経て生桑町に連絡するルートでございます。また、員弁四日市線以北につきましては、山分町に向けまして県道四日市多度線への接続を計画しているところでございます。ご指摘の南北道路計画につきましては、垂坂平津線の事業の進捗を見きわめながら、検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の準用河川でございます萱生川の河川改修についてでございますが、ご承知のように萱生川は、あつかき台とその周辺120haを流域といたします都市河川でございます、かねて地元から河川改修の要望をちょうだいいたしているところでございます。しかし、河川改修には莫大な事業費を必要といたしますため、国庫補助事業として取り組んでまいりたいと、国の承認を受けるべく既に県と計画協議を進めておまして、本事業の早期実現を図るため、今後一層努力をいたしたいと考えております。

なお、一部のネック箇所につきましては、局部改良工事といたしまして、今年度実施することになっておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本増蔵君） 商工部長。

〔商工部長（荒木道也君）登壇〕

○商工部長（荒木道也君） 1番目の南北道路の新設について。

桑南市星川地区商業圏と生桑商業圏を結ぶ道路網の整備が必要であるが、特に商業面の見解はどうかというご質問に対してお答えいたします。

ご承知のとおり現在の消費者の購買動向につきましては、消費者ニーズの個性化、高級化傾向が顕著にあらわれてきております。商業集積の高い

ところへ買い物客が流れるのが実態でございます。

ご指摘のとおり桑名市星川地区では、一昨年から大型店や共同店舗方式の商業開発が行われております。また、既存商業施設、とりわけ本市生桑地区のジャスコ、サンジ、あるいは川越町のサンリバー等の大型ショッピングセンターにおいても、増床計画が進行しつつございますので、車を利用した消費者の買い物動向はより活発化し、広域化するものと考えられます。

現在の商業は、店舗間競争から商店街、商業地域間競争、さらには都市間競争へと進んでいる実態でございます。自動車社会の中で買い物客を市内商業集積地へ誘導するためにも、道路網の整備が肝要であると考えております。

○議長（橋本増蔵君） 財政部長。

〔財政部長（鈴木一美君）登壇〕

○財政部長（鈴木一美君） 第3点目の内需拡大策への市の対応についてご答弁を申し上げたいと思います。

今ご指摘ございましたように、ここ3カ月、6月、7月、8月というところの総合物価指数の発表を見てまいりますと、ご質問にございましたように3カ月連続して上昇をしておるという状況でございます。ただ、この上昇の中にそれぞれの品目の卸売物価の上昇に関連をいたしますところの円高等の影響での押し下げ等も一面にはあるようでございまして、これまでの状況よりは非常にこういった指数の取り方というのが難しいような報道になっておるところでございますが、いずれにいたしましても、建築用材等の価格変動につきましては、今回の内需拡大策等によりまして、これの材料の需給関係につきましては、ある意味では逼迫するということも考えられるような状況もございます。したがって、一部の地域におきましては、今ご指摘いただきましたように鋼材の値上がりが見られておるところでもございます。

全国的には、これを受けまして、通産省の考え方といたしまして、これらの傾向を踏まえまして、資材等の急激な値上がり防止に取り組むために、「公共事業関連物資需給等対策委員会」というのが設置されたようでございます。小形棒鋼、H形鋼、塩化ビニール管、セメント、生コンクリート、アルミサッシ、ヒューム管、コンクリートパイル、砕石、砂利、石油アスファルト、これら11品目を対象に、価格あるいは生産、在庫の動向を調査しまして、必要とあれば生産拡大、輸入促進を業界に要請したり、売り惜しみ、あるいは買い占め等が起きないかということ进行调查、あるいはそういった実態に対する指導を行うということを決定しておられるところでございます。

市といたしましては、工事の発注に当たります資材の値上がりに関連いたしまして、現在何が幾ら上がっておるかという具体的な数値は把握いたしておりませんが、本市の場合、県下的な調整の中で、三重県が策定をいたします共通単価を用いて、これまで工事を進めてまいってきております。県内の実勢価格を県の方で精査をされまして、非常に変動が大きい場合には、これによって実施単価が示されてくるということになっておりまして、現在のところ、まだ総合的な工事請負契約の変更に至るだけの変動とは見ていないところございますので、契約それ自体について支障が起こるといふふうには、現時点では考えていないところでございます。

それで、全体といたしまして、第2点目のご質問の要旨としましては、今回の内需拡大策補正予算にも見られるように、大型補正、あるいは大型の公共事業を取り入れた場合に、その他の事務事業に対して圧迫が来ないか、先送りが来ないかというご指摘でございますが、今回は特に国の政策といたしましての内需拡大策、これについて地方の応分の負担という形で、積極的に補助事業等を取り入れて、補正をお願いしておるところでございますが、ただ市単独事業につきましても、補助事業等のみが先行することはいかがかということもございまして、あくまで市単独事業との相

乗効果をねらうという意味合いからも、単独事業についても積極的に計上をしておるところでございますので、今後十分にご審議を賜りたいと思っておるところでございます。

いずれにいたしましても、今後とも健全な市勢発展のためには、施設整備等のハード事業とともに、各種の市民サービス、ソフト事業をバランスよく進めることが必要不可欠でございますので、そのためには経常経費の節減に努めるとともに、一方では単独税収等の十分な確保に努めまして、さらに中長期的に見た場合には、企業の積極的な誘導等によりまして、長期的な財政基盤の強化を図りながら、行政水準の向上に努力していかねばならないというふうに考えておるところでございますので、ご理解、ご協力を賜りたいと思います。

○議長（橋本増蔵君） 長谷川昭雄君。

〔長谷川昭雄君登壇〕

○長谷川昭雄君 先ほどからのご答弁、いろいろ吟味をさせていただいたわけでございます。

私の質問につきましては、特に県行政と非常にかかわりのある問題ばかりでございますので、すぐに確答ができないという点もございすけれども、先ほど助役答弁の中にもありましたように、もう少し積極的に取り組んでもらうということをお願いをいたしまして、そして、財政面も伴うことであるということでございますので、健全財政をその中にもよく考慮に入れていただいて、早期に解決をしていただくようにご尽力を願いたいということをお願いをいたしまして、すべての質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（橋本増蔵君） 暫時、休憩いたします。

午前11時42分休憩

午後1時1分再開

○議長（橋本増蔵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

坂口正次君。

〔坂口正次君登壇〕

○坂口正次君 質問に入らせていただく前に、中国へやっていただきまして、経済訪中団ということで出させていただきますまして、本当にありがとうございました。私、これで3度行くわけなんですけれども、行くたびに非常に変わっておる。また、北京よりも天津の変わりようは、それ以上変わっているところが目に浮かぶわけなんですけれども、四日市も天津のように変われとは言いませんけれども、できるだけあつた変わりを見ながら、また四日市の活性化を図っていただきたいということでご質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず通告に従って、1点目からご質問させていただくわけなんです、市道の改良と管理についてご質問させていただきます。

62年度の市道の改良整備は、都市計画道路を含めて5,440m予定されており、その総延長は1,866km、維持管理費も多くの予算が積み込まれております。改良整備の予算は、何路線、何mと、その費用が幾らか、はっきり明記され、今年は何の地区で改良工事が行われるかよくわかるわけなんです、維持管理になると市内一円という予算の組み方で、どういうように執行されているのか、よくわからないわけなんです。特に維持管理については、市内の下水その他は相当整備されているわけなんですけれども、一方郊外へ出ると、非常に道に草がおおって、自動車も通れないというようなところがあり、事故にもつながるわけなんです。ついせんだって最近も、下野地区のところを私が自動車を通ったわけなんです、私も、議員の歳費の安い中、無理してつい最近自動車を買ったわけなんです、その自動車を通ったら、草がおおっているために、車にさあっと傷がついた。これを、水道局の道がそこにありますので、水道かな、どこへ請求書を出したらいいのかなと思ったわけなんです、水道局に尋ねたら、これは市

だろうということで、市の方へ出すにしても、どこが一体管理しているだろうと、管理者が全然わからないわけです。そのために、ご質問させていただければ、この後どなたか答弁に立っていただけるだろう、その方に請求書を出そうということから、ご質問させていただくわけなんですけれども、そうした道路が多く見られるわけなんです。そのために、そうした予算がどこでどのように組まれているのか、またそういう問題で管理していく人員が十分でないのと違うかというふうに思うわけなんです。

今度採用試験もあるわけなんですけれども、そういう面で今後は、維持管理の職員も増やしながら、そうした郊外について管理していただけるだろうというふうに期待をしておるわけなんです。この9月議会の予算を見ても、1億円程度の維持管理費が補正予算に出されているわけなんですけれども、これが路面復旧費ということらしいのです。管理費はどこに補正が組まれているのかということ、1点お聞かせ願いたいわけなんです。こうした予算の中で、景気対策として十分にやっつけられるのか、また今後補正で組まれるのか、そういう面もできたらお聞かせ願いたいと思います。

2点目の2年保育についてなんですが、9日に幼児問題研究会の方から市長に答申を出されたということでお聞きしているわけなんです。まだ9日に出されて、市長も十分に読んでいないだろうし、また検討もされていないというふうに思うわけなんですけれども、私も以前から、4歳児を2学級にしていけということで、この議会でも何度かこの質問台に立ちながら要望してまいっておるわけなんです。そういう面で、その点について市長から、これは教育長でなくして市長から答弁していただきたい。2年幼稚園として本当に市長は取り組んでやっていくのか。また、詳しく言えば、来年度何学級ぐらいつくっていくんだ。現在幼稚園の中で2学級にしていくにしても、6園ほどは十分教室もあるわけなんです。その6園を一気にするというのが一番望ましいわけなんですけれども、予算等の関係

もあるんで、せめて半分ぐらいにするだろうというふうに期待はしておるわけなんですけれども、その辺についてもできればお聞かせ願いたいというふうに思っております。

昨年も、4歳児については、半数以上抽せんで落とされた子供があるわけなんです。同じように幼稚園へ通おうということで、隣の子が抽せん漏れして、バスで通園しなきゃならないというような事実もあるわけなんです。こうした小さい子供たちがなぜとも一緒にいけないのか。以前から私立との問題があるというふうにもお聞きしておるわけなんですけれども、果たして私立は20分も30分もバスの中に子供を閉じ込めながら通園をしなきゃならない、むしろ子供たちの教育については、やはり子供たちがとも一緒に通う中で子供たちの交流が結ばれ、また母親が迎えに行く、そうした中で子供たちの同級生との母とも交流が結ばれ、本当の教育の基礎が結ばれるんじゃないか。バスの中に閉じ込められて、本当の教育ができるのかどうか、そういう面もひとつお聞かせ願えれば幸いです。

4点目はロングビーチとの都市提携25周年事業にどのように取り組まれているのか、その辺もできたらお聞かせ願いたいと思います。

それから、5番目の北勢中央公園についてお聞きしたいわけなんです。調査研究費はついたというふうに聞いておるわけなんです。その後具体的にどのように進められているのか、今現在草に覆われて、そのままに放置されているわけなんです。何とか以前から、あれをできるだけ早くやってほしいという要望も出しておるわけなんです。幸い四日市には県議員も8名いるわけなんです。1名今度亡くなったんですが、今回またこの議会の中からどなたか1名は出て行って、やっていただけるだろうというふうに期待しておるもので、それを兼ねてお聞かせ願いたいと思います。

市立病院についてなんですが、市立病院の駐車場とバス停の設置ということについてなんですが、お聞きしたら、何かバス停はつい最近にできたということですので、バス停の方はそれで結構なんです。病院は中川原

駅と四日市駅のちょうど真ん中に当たるわけなんです。バス停はできておるので、近鉄の駅を中川原と四日市の間にひとつできないものか。これは市がつくるものでもないし、近鉄の方に呼びかけてつくっていただければ幸いと思いますが、そういう面もご無理なのでしょうか、お聞かせ願いたい。

病院の駐車場なんです、私、この質問をする通告を出してから、二晩ほど病院へ夜の2時ごろに行ったわけなんです、いつ行っても100台以上の駐車が病院の中にあるわけです。いろいろ調べてみたら、入院患者、あるいは付き添いの人が車に乗ってきながら、あそこに駐車しているわけなんです。そのために、外来者が行っても、車を駐車することができない。以前から、駐車場をもっと広げたらどうだということで、ほかの議員からも質問があるわけなんですけれども、幾ら駐車場を広げても、あした患者が乗り捨てにしてあったのでは、いつまでも駐車場が狭いんじゃないか。そのために、あそこへ高層化の駐車場をつくって有料にして金をとったらどうだ。むしろ金を取れば、それほど長いこと止めないだろうし、患者も、病院へいく間に、普通の一般の駐車場並みに1時間200円も取られたのでは困りますけれども、ある程度の駐車料金なら払えるんじゃないか。駐車場が確保できぬなら、そういう形にでもしながら、あの駐車場へ無断駐車のないようにひとつしていただきたいというふうに思いますので、その点についてもお聞かせ願いたいと思います。

○議長（橋本増蔵君） 建設部長。

〔建設部長（尾中忠邦君）登壇〕

○建設部長（尾中忠邦君） ご質問の3点についてお答えをいたします。

まず、ご指摘の市道の維持管理につきましては、現在5,839路線、延長はおおむね1,900kmになるわけですが、これにつきまして維持管理いたしているところでございます。しかし、郊外におきましては、ご指摘のとおり、人家の少ない道路等、維持管理が十分でない箇所も多々ある現状でございます。

そこで、まず第1点のご質問についてでございますが、今回補正をお願いしておりますご指摘の維持的業務は、非常に厳しい状況下でございますけれども、効果的な執行に努めまして、よく調整し、十分検討しながら対処してまいりたいと考えております。

次に、維持管理費の計画性についてでございますが、市内一円の道路維持におきましては、路面の陥没及び道路施設の修繕等々、いずれも不測の場合が非常に多うございます。これについての箇所づけは、非常に難しいところがあるわけでございます。そのほか、路面清掃につきましては、市内の幹線道路を計画的に実施しておりまして、また道路占用に係る復旧工事につきましても、占用者と協議、調整を図り、計画的に実施をしているところでございます。

そのほか、道路の見通しの妨げとなっております雑草等の除草につきましては、幹線道路の箇所づけをいたしまして、実施いたしておりますが、一般市道、特に市街地を外れたところにありますと、行き届かない点もあり、今後きめ細かい対応に努力をいたしてまいりたいと考えております。

第3点でございますが、今回の補正は、ご承知のように、内需拡大を中心といたしました緊急経済対策に基づきまして追加補正をお願いしているものでございます。ご質問の今後につきましては、国、県の動向を見きわめながら対応してまいりたいと考えてとります。どうかよろしくご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（橋本増蔵君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 第2点の幼稚園教育の問題について、特に私から答弁せよというご指摘がございました。一昨日のご質問の中にも、教育委員会に対するご質問が私にありまして、実は私は、かつて教育委員会の問題についていろいろ答弁申し上げておりますと、最後には、「市長は教育委員会業務に介入するのか」というご指摘もいただいて、大変恐縮をした

ことを覚えておりますので、なかなかお答えしにくいんですが、最終的には、やはり教育委員会の方で判断をして決めていただく、その教育委員会の判断がリーズナブルなもの、いわゆる筋道の通ったお話であれば、私どもがそれに対して何だかんだ言うのは差し控えなきゃいかぬと、こういうふうに思っておるところでございます。

そこで、2年保育ということにつきまして、やはりこれは、既に一つの政策としてスタートしている問題でございますが、実は、あるところでは抽せんで大騒ぎをしたというような経験もありますので、できるだけそういうことにならぬようにするのがいいと。政策として既にスタートしている問題でございますから、それを私の方から変更しなきゃならぬという理由は今のところないわけでございます。

ただ、この間、幼児教育問題研究会というのを、実は学識経験者の方々、あるいは公私立の幼稚園の方々、保育園の園長等が加わりまして、検討をしていただきました。その結果を9月9日に受け取ったのでございまして、まだ全部つぶさに読んだわけではありませんが、この報告書の中では、幼児教育の質的向上を図ることをねらいとして、4歳児、5歳児にわたる継続保育の必要性が提言をされているわけでございますから、今まで四日市市がやってまいりました2年保育ということについては、この提言と相矛盾したことはなっていないわけでございますから、さらにそれを一層推進していかなきゃならぬだろう。

それじゃ、今年はどうするのかということについての具体的なご質問でございますが、その中身については、大変恐縮でございますが、教育長の方から答弁をさせていただきたい。私は、リーズナブルな要求であれば、それを私どもがとやかく言うつもりは毛頭ないということだけをつけ加えさせていただきます。答弁とさせていただきます。

○議長（橋本増蔵君） 教育長。

〔教育長（岡田久江君）登壇〕

○教育長（岡田久江君） ただいま市長の方から大方お答えをさせていただきましたのでございますが、先ほどの四日市市幼児教育問題研究会の報告書の内容は、まだつぶさには見ておりませんが、そのことに従いまして、4歳児、5歳児にわたる継続保育の必要性、今までのとおりに進展していくということでございます。したがって、ご質問の今後の2年保育の充実については、先ほどもお話の中にございましたが、現有施設の枠内で可能な園について、幼児数や地域の状況を勘案して、年次的に進めていくよう検討いたします。

しかし、この実施につきましては、私学に与える影響も大きくて、私学振興の方針もございまして、関係者と慎重に調整して進めてまいりたいと思います。

それから、バスの通園についてでございますが、ご意見に同感でございます。幼児教育上からも考察しますと、感心できないことでございます。私の方の考えでは、それは私学の問題だと思いますので、私学としての資料といたします。

○議長（橋本増蔵君） 病院事務長。

〔病院事務長（石田 進君）登壇〕

○病院事務長（石田 進君） 第3点目の市立四日市病院の駐車場の確保とバス停の設置について、それとまた、近鉄湯の山線の駅の設置についてお答えをさせていただきます。

市立四日市病院の駐車場問題につきましては、再三産業公営企業委員会でもご指摘をいただいているところであります。現在、患者用の駐車場として院内に190台、院外に127台、計317台分を設置しているところでありますが、ご指摘いただいているように、年々増加する患者とモータリゼーションの進展に伴って、平日の午前中は特に満車の状況でありまして、来院者にご迷惑をおかけしているところでございます。

そこで、こうした状況に対処するために、本年5月下旬、駐車場対策の

専門コンサルタントに調査委託して、現状の把握と将来構想についての提言をこのほど受けたところであります。今後、この調査結果をもとに、既存の駐車場の適正な管理について、有料化等も含めまして検討してまいりたいと考えているところでございます。

また、病院の近くにバス停を設置する件については、既に先ほどご質問の中で、既にご承知いただいておりますということでございますが、従来のバス停が遠くて、長い間非常にご不便をおかけしておりました。そこで、三重交通と折衝いたしまして、このほど、本年の8月10日からでございますが、ユーストア北側と四日市スポーツガーデン駐車場前に新たに市立病院口停留所を新設していただきました。これによって、西の方面、あるいは近鉄四日市駅から来院される方々には非常に便利になったのではないかと考えているところでございますので、ご了承を賜りたい。

それとまた、近鉄湯の山線の駅を病院の近くにも設置してはとの件につきましては、病院移転当時の重要な問題として、その当時取り組んだところでございますが、近鉄当局といたしましては、駅間の距離、それから周辺住民の利害の難しさから、設置は極めて困難であるということで、実現ができなかったという経過がございます。しかし、開院以来年月も経ておりますので、再度勉強してまいりたいと思っておりますので、ご理解とご了承を賜りたいと思っております。

○議長（橋本増蔵君） 市長公室長。

〔市長公室長（栗本春樹君）登壇〕

○市長公室長（栗本春樹君） ロングビーチ都市提携25周年記念事業の取り組みにつきましてご質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

既にご承知のとおり、本市とロングビーチ市が都市提携をいたしましたのは、昭和38年でございます。それ以降、交換学生、あるいは交換教師等のホームステイによる相互訪問を行ってきておりますし、また最近におき

ましては、萬古焼の展示会、あるいは英語指導員の招聘等が行われて、幅広く交流が続けられておるところでございます。そして、来年度、ご指摘のとおり、提携25周年ということになります。そしてしかも、ロングビーチ市の市制施行100周年という記念すべき年に当たっておるわけでございます。そこで、本市といたしましても、このロングビーチ市の市制施行100周年をお祝いしますとともに、この25周年を記念いたしまして何か事業を行いたいというふうに今考えておるところでございます。内々ロングビーチ市に対しまして意向打診をいたしておるところでございます。

その中身の一つには、かなりの規模の市民訪米団を編成して派遣できないかということがまず1点でございます。それからもう1点は、萬古焼の地場産業の紹介とか、あるいは日本の文化、歴史等の紹介展示ができないかというふうなことの内容で、現在ロングビーチ市に対しまして意向打診をしておるところでございますが、これらの事業を実施するためには、どうしてもロングビーチ市の協力がぜひ必要になってくるわけでございます。今後、この事業の規模、あるいは実施時期等につきましては、今後ともロングビーチ市の当局、あるいはロングビーチ市の都市提携委員会等とも緊密に連絡を取りながら、具体化を図っていきたいというふうに考えておりますし、またこの11月に東京で予定されております日米市長会、ここにもロングビーチ市の市長さんが見えであるというふうに聞いておりますので、でき得れば11月ごろ、再度両市長の間で具体的に話を進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（橋本増蔵君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（東 寛君）登壇〕

○都市計画部長（東 寛君） 第5点の北勢中央公園につきまして、その進捗がどうなっておるかということにつきましてお答え申し上げます。

北勢中央公園は、昭和58年11月に、面積91.8haで計画決定されまして、同年度末に四日市市西村町、市場町及び菰野町、大安町にまたがる約37ha

を第1期の整備区域として事業認可を、県事業として受けたところのものでございます。そして、現存する池を活用しながら、一部には運動施設を配置した広域公園として認可を受けた内容のものでございます。

それで、昭和62年度までの国補事業の用地買収も、現在では約2万3,000㎡ほど用地買収が終わりました。ということで、全体の敷地の用地買収ということになりますと、まだまだかかるわけですが、その敷地の一部を活用してやっぱり上物づくりをしなきゃこれはいけないぞということで、本年度、これは県単費になるわけですが、補正も入れて800万円県の方で事業費ができました。これによって、地域の方々ともご相談申し上げた中で、多目的広場を整備していこうということで、面積にいたしまして数千㎡ぐらいしかできないと思いますが、ゲートボール場等を中心にしながら、多目的広場を今年やっていこうと、こういうことになっております。今後引き続きまして、用地取得ということを一掃ストップしてでも、補助対象になる金で上物ができないか、また事業費全体ももっとアップしろということで、市といたしましては、重点陳情の中にも入れながら県の方へ働きかけております。そういうことでございますので、一段と努力して陳情し、また県の方も頑張ってくださいようお願いしておりますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

○議長（橋本増蔵君） 坂口正次君。

〔坂口正次君登壇〕

○坂口正次君 市道の改良、管理についてご説明を受けたわけなんです、今後十分にそういうところへ目を通していくということですので、ぜひともやはり市内を中心じゃなくして、郊外にも目を向けた施策に取り組んでいただきたいというふうに思います。

2年保育についてなんです、市長は余り教育委員会のことに口を挟むのはということで、しかしながら金を出すのは市長ですので、市長は、今の言葉の上では、金はひとつ幾らでも出してやるんやで、教育長がやる気

ならやれというふうに、私はいいふうに解釈したわけなんです、そこで教育長にお尋ねしたいわけなんです。

教育長の声もちょっと小さかったので、十分に聞き取れなかったし、先ほど伊藤信一議員も、聞こえぬやないかということでピーピー鳴らしてみえたと思うんですが、声が小さかったために、余り聞こえなかったということもあるんですが、しかしながら、私学を中心してみえるというふうに私は受けとめたわけなんです。私立の幼稚園が今現在17園あるわけなんです、公立が23園ということで。しかしながら、私立を見ると、2～3学級を持っているのが7園、5～6学級が2園、8～9学級が6園、11学級が2園ということで、11学級というようなマンモス化した学級数を持つておるわけなんです。公立については、結局2学級以上のところ、5歳児が見えて3学級のところもあるわけなんです、ほとんどが2学級ということなんです。そういう面で、なぜそうしたマンモス的なところのことを十分に考えなきゃならないんだ。

それから、先ほども私は、バスで通園するというのは望ましくない、子供たちの教育のためにも望ましくないということをおっしゃるわけなんですけれども、バスを持つておるのが13園あるわけですね。13台のバスを走らせておるわけなんです、そういうところへなぜ、子供たちの本当の教育のために、母と子とが知るためにも、やはりバス通園というのはよくない。私は、市長も小学校区を行政区としたいというふうに言っておったわけなんです、やはり行政区に最低でも1つの幼稚園を持つべきだ。そういうことでもないのが、今現在4つの地区であるわけなんです。小学校区にしたら、17園つくってもいいわけなんです、幼稚園を。小学校区に1つの幼稚園をつくっても。それで、まだつくるなら、17園幼稚園が新たにつくれるわけなんです。それが、今さら幼稚園を増やせとは言わないけれども、なぜバスでまで通わせてやっっていかなきゃならないのか。

聞くところによると、幼児教育問題研究会が市長に報告書を出された

いうことで、教育委員会も資料づくりをされたと思うんですが、その中で、ある経営者の県会議員が怒ってきたということも聞いておるわけなんですけれども、なぜ県会議員にもなっておるような人間がそうした子供のことについて怒ってこなきゃならないのか。そういうことについても私は不満に思うわけなんだ。そういうところに、なぜ教育上、いつまでたってもそういうことに関心を持っておるんだ。だから、今日はこの場ではっきりと、来年度は何園つくるんだということをはっきり明確にさせていただきたいというふうに思います。

それと、病院については、近鉄には以前に話をされたということなんです、それから歲月も流れておるので、ひとつ近鉄も、駅西の問題もあるので、この際協力してもらえるかもわからぬので、ぜひひとつ話していただきたい。これがしてもらえぬなら、こっちも協力せぬということで考えていきたいと思っておりますので、再度お願いしたいと思っております。

それと、ロングビーチとの都市提携について、訪米団を結成したいということをお聞きしたわけなんですけれども、以前に中国の訪中団をつくる時に申し込みをされたときには、もう既に人数が決まっておって、後から申し込みを全体に受けた人は、皆はみ出たということで、お断りしたということをお聞きしたわけなんですけれども、今回訪米団の結成については、そういうことのないように、やはり訪米団を結成するについては、申し込みをするなら、そうしたことで全員がわかるような申し込みをしながら、その中で抽せんでも構いませんので、きちっと明確なような訪米団を結成していただきたい。せうかく申し込んだら、もうオーバーしておると、その前にもうきちっと訪中団ができておったということをお聞きしたんですが、そういうことのないようにひとつしていただきたい。

それと、これはできたら市長からもう一度お答え願えれば幸いだと思っておりますが、幸い駅西問題が今度また活発化されてきておるわけなんです、それに伴って、ひとつこのロングビーチとの都市提携25周年を記念して、

四日市の町に活気を持たせるためにも、駅前通りにひとつロングビーチの商店街、あるいは中国の商店街というようなものが並ぶようなものをひとつつくって、あの駅前通りにすばっとそうした外国の食堂街でも結構ですが、そういうようなものをつくりながら、やはり四日市の町にもっと人が寄ってくるような状態を、これを機にひとつつくったらどうだというふうに提案するわけなんですけれども、そういうお考えがないか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

北勢中央公園については、今年800万円を予算計上しておるので、ゲートボールが一番簡単です、あれはならせばいいので。野球場でもつくと、バックネットをつくらにゃならぬので、金もかかるわけなんです、ゲートボールが一番金がかからぬと思うんです。ブルドーザーでさあとならしたら、ゲートボールでええのやということになるので、しかしそんなんではいつまでたってもできないと思います。やはりこれは、県の事業ということで、市の方を責めても仕方がないんですが、もっと県に対して積極的にひとつ呼びかけていただきたい。

それから、幸いに四日市には県会議員も見えるので、もっとそうした人を動かしながら、一日も早い実現をしていただきたい。以前から、草を燃やしながら、生やしながら、そうしたところで火災も起こし、そういうふうにしておるということで、取り組んでいただくのは結構なんです。用地買収をしていくということで、何ぼ用地買収しても、放置されておったのでは何にもならないわけなんです。現在ある用地だけでも、早急に計画的な事業に取り組んでいただきたいというふうに思いますので、県に対しても強い要望をしていただきたいというふうに思います。

特に幼稚園問題については、再度教育長からはっきりしたご答弁をお願いしたいと思います。

それと、また幼稚園の方へ戻るわけなんです、中部幼稚園が人数が減ってきて、4歳児をいれていただきたいということで、相当陳情もなされ

ているわけなんです、聞くところによると、私立と誓約書が入っているということをお聞きしたんですが、ちょうどこの中部幼稚園については、私も教育民生委員会におった当時、ちょうど川口委員長のときだと思んですが、中部幼稚園を廃園するという事になって、やはり今まではものを廃園することはならぬということで、場所をあそこへ移転したんですが、そのときに、私立と誓約書を入れたということなんです、それはどういう誓約書が入っているんだということなんです。なぜそのときに、廃園するというときに、議会にそうした話もなしにして誓約書が書かれたんだということで、その誓約書もできたらこの場で明らかにしていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（橋本増蔵君） 教育長。

〔教育長（岡田久江君）登壇〕

○教育長（岡田久江君） 再質問の幼児問題についてお答えいたします。

ご質問の2年保育の充実につきましては、現有施設の枠内で、応募の状況を見ながら、可能な園について、幼児数、地域の状況を勘案して進めるようにいたします。それが1点目でございます。

それから、2つ目の中部幼稚園の問題でございますが、先ほど何か誓約書というようなお話がございましたんですが、そのようなことがありましたら、当然折々の議会のご理解をいただいて、取り決めていく必要があると思います。今後そのようなことがございましたら、必ず市民の代表の方々のご意見を尊重して、ご了解のもとに進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（橋本増蔵君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 駅西に一体開発と関連いたしまして、友好都市の名前をかぶせたような通りをつくって、町の活性化を図れというご提言でございます。今の段階では、一体開発ということで、ワンブロックで考えて

おりますが、今のご提言も貴重なご提言であろうというふうに思いますので、今後具体化をしていく上に当たって、そういうことが可能かどうかということもあわせて課題としながら進めてまいりたいというふうに思いますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

○議長（橋本増蔵君） 市長公室長。

〔市長公室長（栗本春樹君）登壇〕

○市長公室長（栗本春樹君） 先ほどご指摘いただきましたように、一昨年四日市天津友好都市提携5周年の記念事業として市民訪中団を企画いたしております。そこで、当時本市にとりましては、この市民訪中団というのが初めての試みでもございました。応募者150名を予定いたしておりましたが、果たして応募があるかどうか心配をいたしておったところでございます。そのために、各種団体にも呼びかけをいたしまして、この訪中団への参加をしていただくようお願いをしてきた経過がございます。ところが、予想を超えて、多数の応募をいただいた。そのために、応募から漏れるという市民の方も多数出てまいりましたのも事実でございます。

したがいまして、今回この訪米団につきましては、このことを十分に反省いたしまして、ご指摘のとおり、訪中団のときの轍を踏まないようにしたいというふうに考えております。極力応募から漏れる方のないように、状況によりましては枠設定の拡大等を配慮しながら、万全の考慮をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本増蔵君） 坂口正次君。

〔坂口正次君登壇〕

○坂口正次君 教育長のご答弁はどうしても納得できないわけなんです。2年保育については、応募数に応じてしていきたいというふうにおっしゃっているわけなんですけれども、当初、4歳児の2学級ということでやってきてから、応募数が倍以上超えた園があるわけなんです。昨年よりも今

年は少し減ってきておるわけです。だんだん減ってきておる。それは、なぜ減ってきておるかということが本当に把握されていないんだというふうに思うわけなんです。私は、現実にもうお母さん方にも会い、お聞きしたわけなんです。そうしたら、やはり最初から申し込んで、抽選で落とされて、隣の子が行けるのにうちの子が行けぬというのだったら、もう隣の子と一緒に、私立の方へ申し込んでいった方がいいから、落とされたということで、私立へ行くわけにいかないということを言うておるわけなんです。申し込みが少なくなるのは当たり前なんです。だから、来年度はどこで2学級にするんだということをはっきり明確に早くしたい。

ちょうど今回採用試験があるわけなんでしょう。それも、採用試験、何名採用するのやと言ったら、若干名。若干名といえ、1人でも若干名ですし、10人にしても若干名で通るわけなんですけれども、やはり2園増やそうとするならば、それなりの先生が要るわけなんです。そのために何名採用するんだということも打ち出しはできると思うんです。申込者に応じてというようなことで、本当に中身というのは考えてない。本当に子供を持つ親の身になっていないということなんです。できればこの場で、できにくければ、この後また教育民生委員会があるわけなんで、教育民生委員会の方でもその問題をはっきりしていただければ幸いですし、また機会があれば、この場で委員長にお聞きすることもできますので、その問題をはっきりしていただきたい。

それから、中部幼稚園の誓約書も、結局どのように入れられておるんだと。恐らく今の教育長のときに入れたんじゃないので、教育長ははっきりわからないだろうけれども、誓約書は教育委員会に残っておるはずなんです。できたら、委員会の中でその問題もはっきりしていただきたい。そうした私立となぜそういう誓約書を結ばなきゃならないんだ。だから、中部幼稚園で4歳児学級ができないんだらうと思います。恐らく中部幼稚園の

父兄の方が聞かれたら、こんなことを教育委員会はされておるのかということでおしかりになると思うんですが、だからこの問題についても、教育民生委員会で十分にひとつ討議していただきたい。また後日委員長からお聞かせ願いますので、よろしく願いして、質問を終わりたいと思います。

○議長（橋本増蔵君） 渡辺一彦君。

〔渡辺一彦君登壇〕

○渡辺一彦君 通告の順序に従いお尋ねいたします。

まず、四日市大学の開校に関連してであります。

四日市大学も、いよいよ来年4月開校に向けて、7月には四日市大学育成協議会の結成等最後の諸準備が急ピッチで行われており、その建設も順調に推移しているやに聞いております。四日市に4年制大学をと、市民の永年の悲願が、また本市第四次基本計画の路線に沿って、いよいよ実現の段階に来たわけであります。まことに喜ばしいことであります。

しかし、ここまでの道のりは決して平たんなものではなく、さきの大学誘致の問題の傷跡も消え去らぬ直後であっただけに、このたびの誘致体制では、関係者が一丸となり取り組まれたことと、また自治体のまちづくりには不可欠な機能である主体性、総合性、実践性が発揮できる企画調整機能を設置し、また新たに国際交流課を設置され、その機能の中で、関係各位の並み並みならぬご努力に対して敬意を表するものであります。

さて、市長は、「広報よっかいち」の「市政雑感」の中で、「国際色豊かな四日市大学に」と題して、次のように述べられています。「産官学の三者協力で創設され、運営されることとなります四日市大学は、他の大学にない特色を持っています。まず、教授陣が比較的多く、教授と学生とのコミュニケーションが容易に得られます。また、地域経済との連携が十分図られ、大学が単に学問研究の場としてではなく、教授など先生方に地域社会に出てもらって、地域社会、地域経済の発展に十分活躍していただ

ることを期待しています。また、アメリカ、中国等姉妹都市提携都市の大学と学問と人との国際交流や国際研究を積極的に取り入れようとする特色を持っています。これらの特色を生かすことにより、他の大学にない地域社会と密着した国際色豊かな大学になるものと確信しています」と結んでおられます。ご苦勞が多かっただけに、自信に満ちた所信だと思えます。

そこで、次の2点についてお伺いいたします。

魅力ある大学にするには、優秀な教授陣の確保が不可欠な問題であると考えられますが、また「比較的多い」ということだけではなく、その体制がどのようになっているのか、お尋ねいたします。

また、「教授など先生方が地域社会に出てもらって、地域社会、地域経済の発展に十分活躍していただけることを期待しています」と言われるが、具体的にどのような場に出て、どのような体制の中でその活躍を期待されるのか、お伺いいたします。

ここで若干の私見を述べさせていただくならば、私は、産業振興の根底は、人材によるところが極めて重要である要素だと考えております。また、産官学の三者協力で創設、運営される本大学の基本理念から考えるならば、去る8月6日創設した「じばさんみえ」の愛称を持つ三重北勢地域地場産業振興センター内に市の商工行政の施策展開の一環として、例えば経済研究所を創設し、経済セミナー等を開き、情報センター機能等もあわせ活用し、広域にわたる各種産業界の参加により、研究、交流の場として、その活用が期待されるのではないのでしょうか。ご所見をお伺いいたします。

次に、財政についてお尋ねいたします。

この問題につきましては、本日午前中の谷口、長谷川議員によるご質問がありました。私も、お尋ねしようとする中身、財政力指数の問題であるとか、あるいは交付団体、不交付団体等の算出とか、いろんなことをお尋ねしようとしておりましたが、重複いたしますので、この件については割愛させていただきます。主に税収見通しについて若干お尋ね申し上げます。

一昨年秋以降円高が続いており、その影響を受け、輸出型業種を中心に収益悪化が続いているが、経済企画庁並びに日本銀行が発表した経済見通しでは、収益低下傾向にあった製造業について、内需型企业ばかりでなく、輸出型企业についても、国内販売の推進、いわゆる内需拡大政策並びに構造調整による円高対策による効果も出てきて、生産指数も上方に転じ、また今後についての状況判断については、明るい見通しを持つ企業、業種が多くなりつつあり、中小企業についても同様であるため、景気は回復軌道に乗ったと、景気回復宣言の新聞報道がなされている。

このような経済状況下のもとにおける国税収入について見ると、61年度当初予算に計上された40兆5,600億円を、昨年10月の補正予算で円高による輸出産業における収益減を見込んで1兆1,200億円減額して39兆4,400億円としたところ、決算ベースでは41兆8,685億円となり、予算に対して2兆4,285億円の増収となった。10月補正予算で減額補正を行ったが、結果としてこれは減額する必要はなく、当初予算の額を1兆3,085億円上回る結果となっているが、株価高や金融緩和による金融証券業等の非製造業や電力業等における円高、原油安による恩恵を受けた業種が好調であったこと等によるものであると思われる。また、62年度における国税収入の収入状況を見ると、7月末における業績は、所得税、法人税、有価証券取引税等が好調で、前年同期累計額対比で14.1%増となっており、このまま推移すると、4兆円ないし5兆円の自然増収となるのではないかと報道されているが、地方においても同様であろうと想像されるが、本市の62年度における税収見通しについてお尋ねいたします。

第1回の質問を終わらせていただきます。

○議長（橋本増蔵君） 暫時、休憩いたします。

午後1時58分休憩

午後2時14分再開

○議長（橋本増蔵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 四日市大学は、特色といたしまして、第1に、地域に密着した開かれた大学づくりというものを掲げているわけですが、公私協力方式で設置をされた大学でございますので、当然地域の中で活用されなければならないというふうに思っております。

そこで、その具体策といたしまして、企業あるいは地方自治体との共同研究の実施、それから市民や企業、地方自治体向けの公開講座の実施、それから大学施設の開放、さらには産業界及び自治体からの非常勤講師の招聘並びに研修生、受講生、聴講生の受け入れ、あるいは企業内教育への協力といったようなことを、具体的な対策として考えているわけでありまして、

これらに対応いたします教員につきましては、現在文部省で審査中でございますので、具体的な名前をお示するというわけにはまいりませんが、教員予定者全体で75人。その中で専任教員は、基準を上回ります48人ということになっておりまして、兼任教員が27人いるわけでございます。さらに専任教員48人のうち、約4割が中央官庁及びその研究機関、国営の金融機関、あるいは一般企業の豊富な実務経験と同時に学術的に業績のある人材で構成をされているわけでございます。なお、教員経験者といたしましては、名古屋大学を中心にいたしまして、三重大学、愛知教育大学、名古屋市立大学、上智大学、青山学院大学等から招聘をすることになっております。したがって、このまま認可をされれば、立派な教授陣が整えられるというふうに確信をいたしておるわけでございます。

それからその次に、国際性を重視した大学づくりというものを掲げているわけございまして、既にアメリカのロングビーチ市と姉妹提携をしておりますので、このロングビーチ市にあります州立カリフォルニア大学ロングビーチ校、学生は約3万人ぐらいいる立派な大学でございますけれど

も、この州立カリフォルニア大学と提携をぜひいたしたい。あるいはまた友好都市であります天津市にある南開大学の経済学院というところと、提携について話し合いを進めておるところでございます。さらにもっと必要とあれば、アメリカのフィラデルフィア市にありますラサール大学、あるいはドレッセル大学といったところとのコンタクトも既にとられているわけでございますし、さらにドイツにありますフライブルグ大学、西ドイツにあるんですが、フライブルグ大学ともある程度コンタクトがついておりまして、今度、今月であったですか、あるいは来月の初めになると思うんですが、フライブルグ大学の教授もこちらへ来る予定がありますので、そこでもよく話し合いをしてみたいというふうに思っておるわけでございます。

このように学問と国際交流というものを深めまして、大学を幅広いものにしていきたいというふうに考えておるところでございますが、具体的には、やはり大学がスタートをいたしませんと、なかなか話が固まりませんので、大学の方に窓口をつくってもらうように、今話をしておる段階でございます。大学ができれば、この提携については極めて可能性の高いものであるというふうに思っておるところでございます。

なお、これらの大学の特色を生かしながら、さらに地域社会と密着をしていく、そういった意味で先ほど「経済研究所の設立」というご提言がありました。それを課題として、我々はその具体化をどうやっていくかということを検討の途中でございます。経済研究所というのは、本当言えば、それだけで独立会計でやっていかなければならないわけでございますから、経済研究所の果たす役割というものは、極めて多彩でなきゃならぬだろう。どういう教授がこの経済研究所の担当をしていただくかということも、これからの問題になっております。その場所は、もちろん特にそういったことにふさわしい、先ほど「じばさんみえ」のお話があったんですが、これも一つの有力な候補ではないかというふうに思っておりまして、十分検討

をさせていただきたい、こういうふうに思っております。

なお、文部省の審査のうち、私立大学審議会の現地調査が9月29日、大学設置審議会の現地調査が10月1日に行われることになっておりまして、この現地調査が終わった段階で本年末の正式な認可を待つと、こういうことになろうかと思っておりますので、いましばらくご猶予をいただきたい。

なお、ハード面につきましては、造成工事が大体完了いたしました。建築工事も開学に必要な管理棟、第1、第2講義棟、食堂棟は、50%を超える進捗状況でありまして、年末には完成の予定ということになっております。あわせてご報告を申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（橋本増蔵君） 財政部長。

〔財政部長（鈴木一美君）登壇〕

○財政部長（鈴木一美君） 第2点目の財政について、その中で税収の見込みについてお尋ねがございましたので、お答えを申し上げたいと思っておりますが、国の税収の動向について詳しくお触れをいただきまして、それに関連をいたしまして、やはり当市におきます62年度の市税収入見込みについても、同様の傾向は出てきておるわけでございますが、62年度の税収を申し上げますれば、当初予算計上額がご承知の346億1,000万円でございます。その当時におきましては、この伸び率は近年にない一番低い2.9%という伸び率で、当初予算の計上をお願いしたところでございます。

これは、当時におきます地方財政計画の伸び率も2.3%と極めて低く見積もられておったような状況も勘案して、あるいは振り返って考えますと、この61年末から62年の当初にかけまして、新たな税制の改正の起草がございまして、これらの去就に非常に不明確な点が多く、税収の見積もりそれ自体が非常に難しい状況でもあったわけでございますが、いずれにいたしましても、当初予算計上後におきます年間の補正財源見込みといたしましては、当時約12億円を留保しておるということを申し上げたところでございます。

現時点での見込みでございますが、まず法人市民税につきましては、ご指摘のございましたように、国の法人税の税収と同様に、金融証券あるいは電力、流通業、サービス業等も含めまして、好調に推移をしてきておりまして、また加えて円高あるいは原油安のメリットによります石油精製、あるいは石油化学工業等も好成績を上げておりまして、61年度収入額、再来月ご認定をいただく予定の決算の概要と照らし合わせて現在見てまいりますと、61年度収入額を約5.5%程度は上回る税収が期待されるのではないかとということでございます。

それと固定資産税につきましても、家屋につきまして、新築家屋が予想以上に件数がございました。また、償却資産分につきましても、大企業におきます設備投資も比較的活発に行われてきたことによりまして、当初予想を上回る見込みでございます。

今回の補正、9月に上程をいたしております補正予算で、法人市民税で5億円、固定資産税の償却資産分で3億4,300万円を計上いたしておるところでございますが、これを除きまして、今後年度間の収入予想といたしましては、市税総額で16億5,000万円を超える補正可能財源があるというふうに見込んでおります。

これに対しまして、歳出面におきましては、当然今後の所要額も必要になるわけでございます。例えば人件費、これは低い率ではございますが、給与改定あるいは職員の退職手当金等による人件費の未計上分、それから県営事業負担金、加えて財政調整基金の積立金等々のほか、事業的には土地開発公社に依頼をいたしまして、先行いたしております公共用地等の買い戻しも、長期的な財政運営の観点からいきますと、可能な限り買い戻しをしていきたいということ等も含めて考えてまいります。

今後の税収入の動向を見つめながら、慎重にこれらの財源配分について対処をしてみたいと考えておるところでございますので、ご了承賜りたいと思います。

○議長（橋本増蔵君） 渡辺一彦君。〔渡辺一彦君登壇〕

○渡辺一彦君 たいまは市長並びに財政部長より詳細なご答弁をいただき、ありがとうございます。

やはり最初に申し上げましたように、市民の悲願であり、本当に待ち焦がれた大学の内容充実こそ市民の教育観念といえますか、ともどもに期待しているところでございますので、高説で述べられたように、この大学設置の暁には十二分な対応をしていただきたい、かように考えております。

私の質問を終わらせていただきます。

○議長（橋本増蔵君） 久保博正君。〔久保博正君登壇〕

○久保博正君 一番最後の質問になったわけでありまして。大変お疲れとは思いますが、もうしばらくおつき合いのほどをお願い申し上げます。

通告いたしました順序に従いまして、質問いたします。

まず最初は、中学校における給食についてであります。

私は、59年3月、一般質問でこの問題を取り上げました。当時は、中学校における給食をどう考えるかと、館教育長にただしたのであります。館教育長は、その必要性を認めながらも、個人差が中学生になると大きいこと、施設面の問題があり、今後調査研究していくとの答弁でありました。これについて岡田教育長はどう受けとめられておられるのか、差し支えなければ、お聞かせいただきたいと思っております。

さまざまな家庭環境にある子供にとって、小学校で慣れ親しんだ給食がなくなる中学時代は、まさに別世界に写るのではないのでしょうか。新聞報道にもありましたが、いじめが内向的になり、登校拒否の増加と、不幸なことに自殺という方向に進んでいるとのことでありまして。家庭的雰囲気を出し、同じ釜の飯を食べているという連帯感が少しでも効果があるものと

の考えから、中学校における学校給食はぜひやらねばならぬものとする次第であります。

私が59年3月に質問をした同じ年の12月に、総務庁行政監察局が出した小冊子があります。これでございます。「学校給食及び学校安全の現状と問題点」と題する小中学校の給食の実施状況と、行革の立場から調査した監察結果であります。これによりますと、三重県の中学校の給食実施率は27.3%になっております。これは学校数ではなく、生徒数での割合で出されておまして、学校数での割合は若干上がるのではないかと思います。

実施率は、大阪が最も低くて8%、京都と神奈川が10%、和歌山の24.1%、兵庫の26.7%で、その次に三重県となっており、全国で下から6番目に低い県になっております。高い方の県では、沖縄の100%、長野の99.9%、鹿児島島の99.1%と、90%台が9県、80%台が6県、70%台が8県等となっております。全国平均は59.8%であります。ちなみに東海地方では、愛知が71.4%、岐阜が97.2%、静岡が72.5%になっておまして、三重県の格段の遅れが感じられるところであります。

県内の各市の状況は、津市が9校のうち1校であります。それから伊勢市は9校のうち同じく1校、鳥羽市が6校中5校、尾鷲市が5校中1校、熊野市が8校中1校実施している。それ以外のところは実施していないわけでありまして。

さきに述べました行政監察結果に話を戻しますが、学校給食関係業務の簡素合理化を強くうたっているのであります。「直営方式と民間委託では、衛生面、責任面、食事内容の点では全く遜色がなく、コスト面では共同調理方式または民間委託方式の方が3割から4割低く抑えることができる」との調査結果に基づきまして、民間委託、パートタイマーの活用、共同調理方式への転換を推進する方策を講ずる必要がある」と結んでいるのであります。そして、この監察結果は、総務庁長官から文部大臣及び農林水産大臣に対し、勧告されているのであります。

ここで私が申し上げたいのは、民間委託方式なら簡単で速やかに実施できると考えるからであります。そもそも学校給食は、学校教育の一環として学校給食法でその実施を定めているものでありまして、これの実施を妨げるものは、法もとの平等をうたう憲法にも反する行為と言わなければならないと思うのであります。私は、本市の生徒に等しく法の恩恵を受ける機会を与えるべきであると思うのであります。教育長のご答弁をいただきたいと同時に、予算の伴う事柄だけに、市長のご所見も承ればありがたい、このように考える次第であります。

次に、私有林についてお尋ねいたします。

松枯れが叫ばれて久しいわけですが、朽ち折れた松を見ると、松枯れが毎日のように人の口に上ったことを思い出されてなりません。今でもそのままになっているのを見かけるわけですが、所有者が手入れをせずに放置されたままの私有林が残されております。室山にある私有林では、人家近くが崩れ出しまして、樹木が人家の方に傾いているところもあります。ここ二、三年特にその傾きが顕著になっており、大雨があれば災害になると心配しているのであります。このまま放置しておくことは、地域住民の不安を増大させることとなります。何らかの手を打つ必要があるのではないかと思うのですが、今後の対策があれば、お聞かせいただきたいと思っております。

今申し上げた場所は、風致地区のため、開発等の用途変更は非常に難しいと思われれます。風致地区に指定してある以上、行政が何らかの施策を施し、地域住民が生活空間として利用できる方向に持っていかざるを得ないと思うのであります。室山の山の中へ幼稚園児が先生に連れられて、たびたび遠足に来るということですが、道らしい道がない状態です。もっと親しめる風致地区にするために農林水産省の補助事業を取り入れてはどうかと思うのであります。農林水産省では、私有林に遊歩道をつける等の補助事業を近く発表するようですので、この対象になるように働きかけて

はどうかと思うのでありますが、ご所見を承りたいと思っております。

次に、官公庁の土曜閉庁についてお尋ねいたします。

人事院の勧告によりまして、総務庁が具体化しつつあるようですが、国が土曜閉庁に踏み切れば、市としてもおのずから右へ倣えをせざるを得なくなると思います。そこで、今問題になっているのは、竹田名古屋商工会議所会頭の発言であります。1つには、市民への行政サービスの低下、2つには、経済効率の低下であります。経済大国になった今日、世界じゅうが我が国の働き過ぎを指摘してまいりまして、働くな、もうけるなと迫っているわけです。労働時間の短縮は時代の流れであり、やらなければならないことは必至であります。どうも流れが逆になっているのではないかと思うのであります。

まず製造部門が土曜、休日に踏み切るならわかります。しかし、トヨタ自動車ではこの夏、土日出勤としてウィークデーと振り替える勤務体制をとり、安い電気料金のため15億円を浮かしたということでもあります。しかし、その結果は、家庭や商店街は大きな打撃を受け、労働組合は、来夏はこの制度は受け入れないということを決めているようであります。サービス部門では、名古屋のデパートが時間延長をして、市民から好評を得ているのであります。新聞報道によりますと、愛知県春日井市では、43年4月から市民課の窓口を日曜日にも設けているということでもあります。これは土曜日にも休めない中小企業関係者が多いため、その人々の便宜を考えての措置であります。今金融機関が第2、第3土曜日を閉鎖しておりますが、商業活動にとりましてどれほど迷惑なことか、計り知れないところであります。ましてや行政がその置かれている立場を無視して市民生活に多大なる影響を与える土曜閉庁は、論外であると言わざるを得ません。本市の考え方をお伺いいたします。

最後に、四日市港の諸問題についてお尋ねいたします。

先日発行されました四日市港管理組合発行の「四日市港のあゆみ」は、

こうしたたぐいの本としては、文章も平易で、だれが読んでよくわかるように書かれておりまして、私も一読をさせていただき、四日市港が大変身近なものに思えてまいりました。市長は、「発刊によせて」の中で、「改めて四日市港の歩みを顧み、過ちを捨て、迷いを開き、今後の市政に生かす」と述べておられますが、市民に親しまれる四日市港を目指して、鋭意ご努力を願うものであります。私にとりまして、この本は、この質問を考える上でいろいろと参考にさせていただきましたことを、まずもってお断りしておきます。

「親しまれる港を目指して」の中で、「四日市港は経済優先の港としてエネルギー基地化が著しく、しかも四日市公害の発生、さらに名四国道によって市街地から分断されたことも相まって、市民に親しまれる港という面では、十分な機能を果たしていない」と述べております。「しかし、昭和40年代になりますと、それまでの経済重視の港に対し自然環境の保全という面がやっと重視され、調和のとれた発展が望まれるという方向に、国の政策が転換をした。さらに昭和48年の石油危機を契機に安定成長に移行するとともに、人間の生活環境を重視する方向が一段と強まり、港に対しても従来の工業港、商業港という機能とともに、住民の身近で快適な生活空間としての機能が要請され、自由に訪れて船や海に親しむことのできる憩いの場となる施設が求められるようになった。そのため運輸省は公安法を改正し、環境整備事業を一つの柱として助成措置を講ずる等、積極的に公安環境整備を行ってきた。そして、その結果できたのが、公害問題を契機として緩衝緑地帯が設置された」というわけであります。一日も早く市民に親しまれる港になってほしいと願うものであります。

ところで、「親しまれる港」を目指している四日市港には、さまざまな人々が訪れてまいります。私も随分昔であります。チンタ釣りに一夏じゅう夜中の1時、2時まで通ったことがありました。当時は非常に暗かったような気がしております。もちろん何カ所かには電灯がつけられていた。

この港で、今年に入って何人かの人が亡くなっておられます。半年ほど前には、お孫さんを車に乗せて港を見せに来ていたおじいさんが転落して死亡するという痛ましい事故がありました。また2ヶ月ほど前には、私の近くに住む方の息子さんが転落して死亡しております。自殺は止めようがありませんが、事故死はあってはなりません。事故を未然に防ぐ防止策を講ずべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、親しまれる港として市民が利用できるものとして、フェリーが考えられると思います。昭和47年5月からフェリーの寄港が始まって、毎日寄港するデイリーサービスもあったようであります。(しかし、石油ショックによって荷動きが減少し、残念なことに52年3月に廃止されております。門司一名古屋港間の航路を再びというわけにはまいらないと思いますが、違った形で、例えば伊勢湾内のフェリー基地等の新設は考えられないかと思うのですが、いかがでしょうか。

最後に、港へのアクセスの問題を無視することができません。本市の都市計画では、松本街道を經由して西浦通りの南端、すなわち城東町のダイヤパノの交差点からランプウエーで赤堀一丁目をまたぐ千歳町小生線の計画になっておりますが、松本街道の現在の交通量を見ますと、今以上の交通量には対応できないと思われます。しかもこの道路では、国道1号からの進入は可能でも、国道23号はその下をくぐるため、接続不可能になっております。むしろ港への進入路は、消防署前を通り、弥生館前で国道1号を渡り、ここから港へ入っている国道164号に切り替えた方が得策だと思います。ちなみにこの国道164号は、弥生館前の国道1号との交差点を起点として東へ向かい、国道23号を横切り、開栄橋へと向かいます。そして開栄橋を渡って右折して、高砂町の築港病院前を通過し、尾上町を左折して、港へ向かっているのであります。この国道164号が活かされれば、国道1号からも、国道23号からも、一直線に港へ入ることができるようであります。国道164号が活かされればと申し上げましたが、問題はここ

にあります。すなわち弥生館前で国道1号を横切ったところから出発するこの国道164号は東へ向かい、国道23号を横切るわけではありますが、そこから開栄橋までの間、約250mが拡幅されず未整備のままになっているのであります。この部分の整備が進めば、港へのアクセスは全く問題がなくなるのであります。港への進入路として設置されたこの国道164号を本来の目的に供することは、急を要すると思うのですが、いかがでしょうか。ご所見を伺いたいと思います。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議長（橋本増蔵君） 教育長。

〔教育長（岡田久江君）登壇〕

○教育長（岡田久江君） ただいまの1番目の中学校の給食についてお答えいたします。

ただいまご質問をいただきました内容は、関心を深くもって拝聴させていただきました。

学校給食は、昭和29年に公布されました学校給食法によって実施されております。その第1条で、「学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、かつ国民の食生活の改善に寄与するものであることを目的としている」ということが述べられております。ご指摘の4条、5条の趣旨についても承知いたしております。

しかしながら、学校給食の意義も、今日では、単に「食生活の改善」というものから「教育の一環」ということになってきております。学校給食を教育の一環として考えた場合、その持つ意味は、小学校と中学校では異なっております。小学校については、食事に関するマナーを身につけさせたり、食事を支えている人々の姿を通して感謝の気持ちを育てること、あるいは食事の準備や後片づけを手分けして行うことによって、勤労の精神や協力性を養うことに直接的な効果が見出せるのではないかと考えております。

一方、中学校において学校給食を実施することは、家庭における弁当づくりの煩わしさを軽減し、昼食に全生徒が同質、同量の給食を食べるという点では、大変意味のあることだと考えます。しかしながら、体格、活動量に著しい個人差のある中学生に対して、平均化した食事をさせることには、問題が出てくるようにも思います。

中学校に給食制度を導入した場合、すべての授業が終了する時間が20分程度遅くなって、16時10分ごろになります。中学生がその後クラブ活動等を実施して帰宅することになります。去る8月21日に県市町村教育委員の研修会の席上で次のような問題が提起されました。

A中学校では、食事時間は12時35分から準備を始めて、食べる時間は12時50分から1時5分となっており、遅い昼食となっております。また、このためクラブ活動の終了の時間は午後6時となって、父兄からの苦情も多く、特に冬季においては、日役のためにクラブ活動が30分程度しかできない状況にある。

2つ目には、男女間の格差や肥満への不安、あるいは空腹の時代から飽食の時代への変化と嗜好の多様化のために、残菜や残飯が多く、しつけや生徒指導で苦慮をしているということ。

3番目には、高校へ進学した生徒は、「母親の手づくりの弁当の方が学校給食よりもよい」という意見が多く述べられていること。

それから4番目に、今後、二、三年後には、施設が老朽化してくる。それに伴って中学校の給食問題を再検討していくつもりであるということが、楠町の教育長さんからそのときに提言されました。

中学校における学校給食の実施の問題につきましては、臨教審の答申を踏まえ、家庭と学校の連携・協力、2番目に子供の発達段階、あるいは学校段階、地域の事情に応じた給食のあるべき姿とその教育的な意義についての見直しを課題として、学校給食問題検討会に中学校教職員を加え、今後中学校給食について研究してまいりたいと存じます。

○議長（橋本増蔵君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 中学校給食について市長の意見をということでございますが、学校給食のあり方そのものが、法律ができた当時と現在では随分変わっておる。いや学校給食のあり方ではなくて、社会生活全般が、法律ができた当時と今日では随分変わってきております。そこで、今日いろんな問題が錯綜いたしておりますので、にわかには中学校給食をやるのがいいのかどうかということについて結論を出すことは、非常に困難でなからうか。よく教育委員会の方で検討をしてもらい必要があると思います。予算的にどうかということですが、やるということになった場合でも、私は今の小学校におけるような給食制度で中学校の給食制度をやってはぐあいが悪かろうというふうに思っております、できるだけ民間の活力を利用するということがいいというふうには思っておりますが、これは結論の出た段階においてよく考えて答えを出していきたい、こういうふうに思っておりますので、ご了解賜りたいと思います。

○議長（橋本増蔵君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（東 寛君）登壇〕

○都市計画部長（東 寛君） 第2点の私有林についてお答えさせていただきます。特に風致地区という問題がございます、都市計画の立場からお答えをさせていただきます、あと農林水産部長からもお答えさせていただきます。

当該地区につきましては、ご指摘のように展望にすぐれたところでございますけれども、現実には松が大変枯れまして、あと竹林化しておるというのが現状でございます。そこで、私ども十分この地区につきまして、地域の方々の案内で現地も随分見させていただきました。そうしたところから地域の人々の貴重なご意見いただき、そこに例えば木を植えたり、また倒木が非常にございまして、そういうものを搬出するのに、また風致地区

としていろいろ人が観察する等々の必要性から、車等も入らなくてはならないところもございます。そういうことで、この地域の中には道路網として小さい道路があるわけでございますが、こういう道路というものをもう少し拡幅をし、そして車等も入れるようなものにしなくてはならないというふうに、現場も見せていただき、また地域の人々との意見交換の中で思ってきたところでございます。当場所には、環状1号線の整備も現在行われておりまして、これの側道との関係も出てまいります。今後地域の実態調査をもとに、この道路整備を考えていきたいと思っております。

一方、保全の問題でございますけれども、急傾斜地対策事業というのが一部行われておりまして、こういうものの事業の拡張、また災害等による林地崩壊対策事業、こういうものも組み合わせることによって、こういう保全につきましては考えられるというふうに思います。

○議長（橋本増蔵君） 農林水産部長。

〔農林水産部長（竹村二郎君）登壇〕

○農林水産部長（竹村二郎君） 私有林の整備について、農林水産省の補助事業のメニューがあるかというお尋ねでございますが、国補事業としてあるのはあるでございますが、まず第1に、保安林の指定が必要でございます。この風致地区の現状からいたしますと、この保安林に指定するのが非常に難しいのではないかと、このように思うわけでございますが、三重県の事業といたしまして、森林浴推進事業、こういった事業がございまして、この事業を推進していくには、やはり所有者の方々の、また地域の皆さん方のそういったコンセンサスが必要でございます。そういった地域からの、また所有者からのご要望があれば、担当として進めてまいりたいと、このように考えております。

それと、私有地の松くい虫の被害を受けた松に対しての処置でございますが、私どもといたしましては、特に公共施設等、そういったところにつきましては、地元の自治会の方々の要請に基づきまして調査をさせていた

だき、その上で危険箇所については補助をして、対応をさせていただいておるといふ現状でございます。

○議長（橋本増蔵君） 総務部長。

〔総務部長（田中 賢君）登壇〕

○総務部長（田中 賢君） 土曜閉庁に伴います週休2日制について、お答えを申し上げたいと思います。

最近の厳しい国際情勢の中で、我が国の労働時間につきまして、各国から多くの批判が出ておるわけでございます。すなわち日本人は働き過ぎだといふわけでございますが、こうした中で労働時間の短縮ということが最近大きくクローズアップをされてまいりました。今年の人事院勧告の中におきましても、国家公務員の週休2日制の拡大ということが提言をされておるところでございます。

人事院が、昨年度の方でございますが、調査をいたしましたところ、これ民間事業者でございますが、何らかの形で週休2日制を行っているところが大体全体の77%ぐらいあるということがわかっております。流れとしましては、今後さらにこれが普及していこうというふうな予測がされるおるところでございます。

こうした中で、四日市市におきましても、今年の3月からでございますが、交替半休方式によりますところの隔週2日制の週休の試行を行っております。これはいわゆる4週6休になるわけでございますが、まだ始めましてから半年ぐらいでございますが、実際の消化率というのが、まだデータが出ておりませんが、1年を経過しなきゃわからないというふうに思っておりますが、この試行を見ながら、今後どうしていくかということを考えるわけでございますが、ご質問のございましたいわゆる土曜閉庁方式でございますが、これでやりますと問題が出てまいりまして、特に基礎的な地方公共団体でございます市町村にとりましては、かなり大きな影響が出るのじゃないかというふうに思っております。

例えば窓口事務、保育園、あるいは市立病院等、市民生活に直接関係のある業務につきましては、どんなような影響が出るだろうか、どんな問題点があるだろうかということでございます。これについて十分調査しなければならないというふうに思っております。今すべての職場について土曜閉庁方式が採用できるということは、とても無理ではなかろうかというふうに思っております。

しかしながら、労働時間の短縮ということは、時代の流れでございますが、こういう中で今後公務能率、あるいは市民サービスの低下を来さないということを前提にいたしまして、他の地方公共団体の動き等も見ながら、特にその影響の大きな部門におきます代替方式も研究しながら、検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（橋本増蔵君） 坂倉助役。

〔助役（坂倉哲男君）登壇〕

○助役（坂倉哲男君） 第4点についてお答え申し上げます。

港の諸問題の中で3点ほどご質問がありました。まず第1点は、港の事故防止についてでございます。

四日市港での転落事故につきましては、今年になってから7件発生しております。夜間が大半で、自殺も3件、そのほか無謀運転とか、運転操作のミスによるものと聞いております。四日市港管理組合の方でも、港湾内の事故防止につきましては特に努力をしておるところでありまして、これまでも危険箇所の夜光塗料による標示、あるいはガードレールの設置、車止めへの反射板の設置などを行ってまいりますとともに、港湾の重要な箇所には入場者の心得について掲げてありまして、港内危険注意・転落注意の看板・標識等を設置してきておるところでございます。一方、港内は荷役活動の場でもありまして、各施設の荷役機械を配慮したものというふうになっておりますので、車止め等が高くできないということで、大変安全対策につきましても難しい点があるわけでございます。いずれにいたし

まして人命尊重の立場から、その対策について警察署等関係機関と十分協議いたしまして、照明灯の設置等可能な範囲で実施してまいりたいというふうに考えております。

次に第2点、親しまれる港づくりについて、カーフェリー等の設置はならないかということでございます。

お話にありましたとおり、四日市港は工業港、原料輸入港として発展してまいりました。そのため市民との結びつきが大変今までは薄かったわけですが、お話のとおり親しまれる港づくりということが、港湾法の中でもうたわれてまいりまして、その方向で検討していく必要があらうかというふうに考えております。

これらの一端でございますが、昨年にも続きまして、本年度も花火大会、あるいはワールドパザールの開催、開港記念日には港めぐり遊覧船の運航、そのほか帆船「日本丸」の一般公開等実施してまいったところであります。今後とも海や船を利用したイベント、あるいは観光船の発着等、にぎわいのある港となるような検討が必要ではないかというふうに考えておるところであります。

幸い今年の夏は、民間による観光船が、四日市港から三河の島々へ向けまして運航され、連日満席の盛況であったというふうに聞いております。また見本市船あるいは青年の船など外国との往来という国際的な面を含めまして、幅広い振興策について、今後四日市港管理組合及び関係機関とともどもに、港湾計画の中で検討をしてまいりたいというふうに思っておる所存でございます。

次に、3点目でございますが、港への東西のアクセス道路についてお話がありました。

港湾は、南北に大変長うございまして、北より富田山城線、その次に四日市土山線、柳通り、あるいは国道1号を挟みまして国道164号がございます。これは、北の富田山城線につきましては四日市東インターへ、ある

いは国道164号、その延長部分は東名阪四日市インターへ結ぶ重要な路線というふうに考えております。さらに南では、千歳町小生線、塩浜波木線、追分石原線等が挙げられます。

四日市港は、霞より石原まで広範囲にわたっていろいろの機能を有してございまして、その利用も多種多様になっております。したがって、それぞれの路線がそれぞれの機能を果たしておるというふうに考えますが、今お話のありました千歳町小生線と国道164号、またその延長、稲葉町大井手線、四日市土山線との比較でございますけれども、千歳町小生線につきましては、まだ国道1号から西は未改良部分が相当ありまして、改良するには大変困難な地域がございます。そういった意味合いで国道164号を使って、国道23号、国道1号、あるいは東名阪国道へのアクセス道路にした方が、私もいいように思います。

ただ、今申されました開米橋の付近につきましては、県管理の国道でございますので、その整備はまだなされておりませんが、今後どういうふうな改良方法をとっていくのか、よく検討、協議をしてみたいというふうに思っております。よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（橋本増蔵君） 久保博正君。

〔久保博正君登壇〕

○久保博正君 ご答弁ありがとうございます。

一番最初の中学生の給食問題について、なかなか踏ん切りというのはつきかねる問題ではあると思います。個人差が、あるいは時間が、さまざまな理由をつけられております。こんなものはどうにでもなる問題でございまして、一人ひとりとは違っても、例えば1クラス40人ないし50人おられるわけであります。平均すれば、ほとんど1クラス1クラスはほぼ同じくらいになるというふうに計算されておるわけであります。何ら問題はない、こういうふうに考えておりますし、それでは時間もそういう状況であれば、例えば愛知県、岐阜県、静岡県等々、全国で実施しているところは減少し

ているかということになりますと、全く減少はしていない、こういう状況にあります。したがって、やる気があるかないか、こういうことだけでありまして、私の一番痛切に感じる問題は、やはり全国の中学生と比較をいたしまして、本県の生徒は、国、県、市の補助をわずか27.3%の生徒だけが受けているだけで、ましてや本市の生徒は全くない。こういうことが非常に残念でならない。これを何とも感じないのか、こういう感じがするわけでありまして、一日も早く前向きにこの問題を取り上げていただきたい、こういうふうに思います。特に先ほど申し上げました東海地方で、三重県だけが非常に遅れている、このことについて憤りすら感じる次第でございます。よろしくご検討のほどお願い申し上げておきたいと思っております。

次に、私有林につきましては、道路の整備等、大変いろいろ考え方があるものだと、こういうふうに思っております。また、若干災害の面で崩れかかっているところもございます。やはり民家の方へ押し寄せてからでは大変危険なことになろうかと、こういうふうに思います。したがって、そういう災害部分、危険性のある部分だけは、一日も早く補修の方、よろしくごお願いをいたしたいと思っております。

この西日野から八王子にかけての風致地区、こういったところが、本当に市民に親しまれる森林といいますが、松林、どういうふうに言ったらいいのか分かりませんが、先ほど農林水産部長の方からありました森林浴ができる、こういう公園に生まれ変わればこれに勝るものはない、こういうふうに考えておるところであります。よろしくごお願いをいたします。

それから土曜閉庁につきましては、なるほどそのとおりだと、やはりいろいろな問題がある、こういうふうに考えております。したがって、どうか市民に多大な影響のないように、検討をよろしくごお願いしたいと思っております。

港の管理に関しましては、やはり事故死があってはならない、こういうふうに考えております。いろいろな施策があろうと思っております。反射板とか、

いろいろございました。やはりどこまで行っても暗いんじゃないか、こういうふうな気がいたします。特に若者は、あの堤防上で、港の中で、光を消して走るというような無謀運転をやるそうでありまして。たまたまここに前にまだ港が続いておると思っております、そこが海であった、こういうようなことではないかと推測するわけでありまして。どうか事故のないように明るい港をひとつつくっていただければいいんじゃないか、こういうふうに感じております。

次に、振興策でありますけれども、9月1日に市長が新しい係長さん方と懇談をされました。船上レストランのある遊覧船を運航させたら、非常に親しまれる港になるんじゃないか、こういうようなお話があったようであります。やはり港、船、こういうのは非常に我々日本人にとりましても懐かしい、そして身近な問題として、すぐ行きたいという雰囲気になる問題でございます。ぜひとも何らかの新しい施策が行われて、市民に直結できるような、楽しまれるような、そういう港づくりに励んでいただきたい、こういうふうに思っております。

それから先ほど申されました国道164号の問題であります。やはりこれが一番のネックであります。もちろん国道164号でありますから、県管理になっております。しかしながら、これをどうか市の方も積極的にこの問題に対処されまして、一日も早くあのネックを解消していただきたい。そして四日市港管理組合の方へ真っすぐ入れる道路を、一日も早く実現していただければありがたい、こういうふうに考えております。

そして、今赤堀地区で計画されておりますところの区画整理、これはダイヤパンの交差点で頭を振るランプウエー、こういうもののために、その目的のために実施される、こういうふうに住民から白眼視されているわけでありまして。本来の純粋な面的整備に方向転換をする必要がある。こういうふうに考える次第であります。そして最初の計画どおりに松本街道は真っすぐ延ばして国道1号に、そして西浦通りを南へ延ばす、こういうこと

に全力を挙げてくださいよう要望しておきたいと思ひます。

以上で質問を終わります。

○議長（橋本増蔵君） 本日はこの程度にとどめることにいたします。

次回は、明日午前10時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時14分散会

# 会 議 録

## 第 4 日

（昭和62年9月17日）

○議事日程第4号

昭和62年9月17日(木) 午前10時開議

第1 一般質問

第2 議案第77号ないし議案第98号 …………… 質疑・委員会付託

第3 議案第99号及び議案第100号 …………… 説明・質疑  
委員会付託

議案第99号 工事請負契約の締結について

議案第100号 製造請負契約の締結について

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員(41名)

青 山 弘 忠  
小 井 道 夫  
伊 藤 信 一  
伊 藤 正 数  
伊 藤 雅 敏  
宇 野 長 好  
大 島 武 雄  
大 谷 茂 生  
金 森 正  
川 口 洋 二  
川 村 幸 善  
喜多野 等  
久 保 博 正  
小 林 博 次

後藤長六  
 坂口正次  
 佐藤晃久  
 田中武  
 田中基介  
 谷口廣陸  
 豊田忠正  
 中村信夫  
 永田正巳  
 野崎洋  
 野呂平和  
 橋本茂  
 橋本増蔵  
 長谷川昭雄  
 古市元一  
 堀内弘士  
 前川辰男  
 益田力子  
 水野和郎  
 水野幹郎  
 毛利道哉  
 森真寿朗  
 森安吉  
 山口孝  
 山路剛  
 山本勝  
 渡辺一彦

○欠席議員(0名)

○出席議事説明者

市 長	加藤寛嗣
助 役	坂倉哲男
助 役	片岡一三
収 入 役	毛利道男
調 整 監	伊藤長爾
市長公室長	栗本春樹
総務部長	田中賢
財政部長	鈴木一美
市民部長	宮田勉
福祉部長	田中昌治
商工部長	荒木道也
農林水産部長	竹村二郎
環境部長	鶴飼滋
都市計画部長	東寛
建設部長	尾中忠邦
下水道部長	前川鉦一
消 防 長	山口博
消 防 次 長	久志本幸彦
病院事務長	石田進
水道事業管理者	奥村仁人
水道局次長	伊藤利男

---

教 育 長	岡田久江
教 育 次 長	西村正雄

代表監査委員 吉田 耕吉

○出席事務局職員

事務局長	小坂 靖
議事課長	平井 俊英
議事課長補佐	石原 隆
議事係長	岡崎 雄治
主幹	日置 正人
主事	井上 紀久夫

午前10時1分開議

○議長（橋本増蔵君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は37名であります。

本日の議事については、お手元に配付いたしました議事日程第4号により取り進めますので、よろしく願いいたします。

日程第1 一般質問

○議長（橋本増蔵君） 日程第1、これより一般質問を昨日に引き続き行います。

発言を許します。毛利道哉君。

〔毛利道哉君登壇〕

○毛利道哉君 皆さんおはようございます。本定例会の一般質問も、余すところ私1人となりました。それでは、通告の順序に従い、質問いたします。

まず最初に、大型放射光施設の誘致についてであります。

科学技術庁が計画を進めている1,000億円にも及ぶ大型プロジェクトだそうなのですが、去る10日、田川知事、それに中経連の会長が上京され、陳情されたとの報道がなされました。大型放射光といういかめしい、そして極めて耳なれない名称の施設のせいか、私どもとしても、よく理解しにくい点が多分にあります。

そこで、当四日市に誘致しようとするに至った経緯、大型放射光なる施設の内容、それに今後の見通し等につきまして、いさし詳しくお示しをいただきたいと思っております。

次に、高齢者の生きがい対策についてであります。この問題につきましては、過日緑水会の田中議員が既に触れられました。そこで、私は重複を避け、別の角度から質問いたします。

当市の生きがい対策は、老人福祉施策の重要な柱の一つとして、老人クラブへの助成、地区老人憩いの家の運営助成、生きがい農園づくり、ゲートボール等老人スポーツの振興等々、きめ細かい施策が実行に移されており、中でも昭和55年8月にスタートした四日市高齢者事業団（シルバー人材センター）は、文字どおり高齢者の方々の生きがい拠点として立派な成果を上げているようであります。詳しいことはここでは触れませんが、契約高も年間1億5,000万円にも達しているとのこと、今後のますますの発展を期待している次第であります。

さて、私はそこで生きがい対策を単なる福祉対策としてとらえるのではなくて、老人みずからが社会の一員としての役割を担い、それによってみずからの生きがいを高められる風土をつくるという観点から、シルバー人材センターで現在実施している技術、技能本位の就労の機会を提供するというものとは異なって、もう少し高齢者のお一人お一人に光を当て、長い人生経験の中で培われた知識や技能、それに生活の知恵などを当四日市の貴重な財産として認定し、登録する。そしてそれらの財産を地域活動を通じて提供することにより、地域社会の一員としての役割を自覚すると同時

に、生きがいを見出すというものであります。例えば、民話、伝説、郷土史、古文書の読み方、竹細工、わら細工、手芸、着つけ、料理、漬物、子育て等々の伝承文化、生活文化。音楽、絵画、書道、俳句、短歌、陶芸、写真、舞踊、社交ダンス、天文観測、盆栽、生け花、園芸等々の芸術、芸能、趣味、教養の分野に至るまで、お一人お一人に光を当てようとするものであります。

各地区市民センター単位で各種団体の方々を中心として、高齢者のお一人お一人の人材掘り起こしをしていただきたいと思いますし、場合によっては、認定証書とバッジを交付するというのも考えられます。若い世代との交流も、いろんな形で推進できるものと期待されます。これからの高齢化社会は、言葉をかえて申し上げるならば、1人ひとりが人間としてのトータルな可能性を開花させる社会であり、生きがいの場を広げる全員主役の社会を築くことであると思います。仮称シルバーマスター制度ともいうべきこの施策に対し、ご所見を伺います。

3点目の質問に移ります。

最近のいじめ等に見られる青少年の非行問題は、低年齢化、粗暴化、広域化の傾向を示し、青少年の健全育成は大きな社会問題となっているのが実情であります。その意味で、自然に接し、お互いの友情を深め合う野外活動、体験学習の場としての少年自然の家がこのほど立派に整備されましたことは喜びにたえません。と同時に、その効果を大いに期待している一人であります。

洋上学校構想は、いわば少年自然の家の洋上版とも考えられるもので、そのねらいとして、1つ、洋上での宿泊体験学習を通じ、自己を厳しく鍛えつつ、たくましさを身につけ、自己実現に努める。2つ、寝食をともにする集団生活を通じて、友情と連帯、自治と創造、規律と共同、正義と責任等々の社会的、道徳的態度を養う。3つ目、郷土の自然や歴史に学びつつ、偉大なる海やふるさとの山や川、それに人を愛する心をはぐくむ。4

つ目、少年らしい夢とロマンを持って、大志を抱き、将来をみずから切り開く強い心と実践力を培う等々の、洋上でなければできない大きな教育効果が期待されます。

なお、学校船は、既存の遊休船舶の改造、あるいは新造船によるものとし、学習室のほか各種視聴覚設備、スポーツ・レクリエーション施設、海洋気象、地形、天体、海洋生物等の特色ある体験学習、訓練が行えるものとするというもので、本構想は、実は昨年末の党首会談の際、私どもの矢野委員長が中曽根首相に提案、本年7月の衆議院予算委員会におきまして、私ども公明党の矢原、及川の両議員がこの問題を取り上げ、政府の見解をただしたのであります。中曽根首相も、また塩川文部大臣も極めて前向きな答弁を行い、注目を集めました。このことは新聞紙上でも「教師と生徒の共同生活によって信頼感を回復させるとともに、造船不況、船員問題の一助にもなる一石二鳥をねらっている」と報じられ、実現へ向けて大きく前進を見たところであります。

この洋上学校を既に学校教育の一環とした実践例は、全国で2つあります。1つは、東京都渋谷区の私立青山学院初等部。ここでは昭和47年から今年まで13回、8泊9日の本格的洋上小学校で、6年生全員を対象にしているようであります。今年も9泊10日で実施したと伺っております。もう1つは、3年前から専用船「うみのこ」を琵琶湖に就航させ、県下の小学校5年生全員、約2万人を対象に、1泊2日の洋上学習を実施している滋賀県の「フローティングスクール」、いずれも船酔い等物ともせず、父兄たちから圧倒的な支持を得て、抜群の教育効果を上げ、子供たちの大きな楽しみの一つになっているようでございます。

今後国において具体的な内容が煮詰められ、新たな事業として条件整備がなされるものと思われませんが、したがって、答弁というより、ここはひとつこれにつきましての感想なりコメントがございましたら、お聞かせをいただきたい。

最後の質問に移ります。潤いのあるまちづくりについて。

最近、国民の意識は、単なる経済的豊かさの追求から生活の質の向上に向けられ、身近な生活の場でのまちづくりに対する関心が高まってきております。その内容も、安全、健康等の生活上の基本的要求から豊かな自然、美しい景観、潤いのある人間関係をはぐくむ都市空間等々、文化や伝統等に対する要求まで、高度化、多様化してまいりました。さらに、人口移動の落ちつきと定住意識の高まり、人口の高齢化の進行、自由時間の増大等を考えますと、今後この傾向はますます強まるものと思われまます。潤いのあるまちづくりのための手法はいろいろ考えられますが、時間の関係で、今回は4つの点から質問をいたします。

潤いのあるまちづくりの第1は、何といたしても、自然とのふれあいの場をつくるということでありましょう。緑のまちづくりにつきましては、59年12月の本会議におきまして質問をさせていただきました。今回は花を取り上げた次第でございます。

今さら私が申すまでもなく、花は私どもの生活に欠かすことはできません。この議場にも花が置かれてありますが、1輪の花に生命の尊さを知り、可憐な花びらに人の心は和むものであります。公害都市四日市の汚名を払拭する意味からも、緑と同様、花いっぱい四日市にしたいものであります。市民参加の花壇コンクールをはじめ、市立病院、老人ホーム、文化会館、あさけプラザ、それに各地区市民センター等の公共施設にも、もっともっと花を植えたり、フラワーポット、プランター等を設置するなど、全市民的な花いっぱい運動を強力に展開したいものですが、いかがでしょうか。

次に、親水装置。河川等のウォーターフロントは今回省かせていただきまして、駅前広場とか商店街、公園、それに建物の中に水をテーマにした装置というか、施設は、全国各地の都市に数多く見受けられます。

8月の末に私どもの会派は、盛岡と仙台の両市を視察いたしました。帰り道、仙台の駅ビルで多少時間がありましたので、地下街をぶらぶらして

おりましたら、わずかな壁面を利用した水と光と音楽のシンフォニーが織りなすすてきな親水空間がありました。このように、最近では地下街にまで親水装置が積極的に取り入れられております。流れる、落ちる、跳びはねる、輝く、多彩な水の形態は都市の中の雑踏を和らげ、一服の清涼剤にも例えられる潤いを私どもに与えてくれます。当四日市には、果たしてこのような親水装置がどれだけあるのでしょうか。

次に、エコ作戦について。都市づくりにはさまざまな作戦が考えられます。緑化を中心としたグリーン作戦、ごみや清掃のクリーン作戦、河川や水を中心としたブルーウォーター作戦、文化をテーマにしたシティカルチャー作戦、広場をテーマにしたプラザ作戦、遊歩道を中心としたウォーキングウェイ作戦、そして今回取り上げましたエコ作戦。

エコ作戦とは音を中心とした都市づくりで、例えば、夜間の音を減らすとか、工場のサイレンをチャイム化するとか考えられますが、潤いのあるまちづくりの一つの演出装置として、市民の鐘を設けてはどうかと提案いたします。

昨年1年間、私は都市計画審議会の委員をさせていただき、たしか11月の6日でしたか、守口市を視察いたしました。この議場にも、坂倉助役、東都市計画部長、それに小井議員もご一緒だったと思います。あの守口駅前再開発事業で、私の一番印象に残ってるのが、ペDESTリアンデッキの上に丸形の時計とセットされた「希望の鐘」と名づけられた鐘でありました。あれはカリヨンと呼ぶんでしょうか、朝の8時には「静かな湖畔」、お昼正午には「飲びの歌」、夕方6時には「夕やけこやけ」、夜の10時には「家路」、この4曲は年間を通じて同じ時間に演奏され、そのほかの時間帯には、季節曲として、春夏秋冬のそれぞれの四季にふさわしいメロディーが演奏曲目として決められております。春は「春の小川」、夏は「夏の思い出」、秋には「もみじ」、冬は「たき火」といった曲目であります。快いメロディーが時を告げる。こんな演出も潤いをもたらす一つの方法で

ありましょう。「市民の鐘」とでも銘打って、当四日市にもぜひ設けたいものだと思いますが、ご所見を伺いたい。

最後に、都市景観形成についてであります。美しい都市景観こそ潤いのあるまちづくりの中心課題でもあります。

本年2月に実施された「私の町、四日市の将来について」のアンケートの中に、「今後四日市の景観をよくするためには、どのようなことをすればよいとお考えですか」という設問がありました。回答者の28.6%の方が「電柱・電線の地中化」を挙げ、同じ割合で「歩道の緑化整備」、それに14.5%の方が「広告、看板等の規制」を挙げられております。

電柱・電線の地中化については、中央通りが中部電力のご尽力で、見違えるようなすっきりとした都市空間が生まれました。この電柱・電線の地中化の今後の計画と、それから、都市景観形成に対しての今後の具体的な取り組みについてお尋ねをいたします。

以上で第1回の質問を終わります。

○議長（橋本増蔵君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 大型放射光について、私からお答えをいたします。

大型放射光というのは、大変耳なれない言葉でございますが、巨大な光工場というようにも呼ばれているようでございまして、余り私もよくわかりませんが、これは物理の範囲だと思っておりますが、電子等の粒子を円形の加速機で加速をいたしまして、高エネルギーで純粋な光を取り出すという装置だそうで、大変大型なものだそうでございまして、物質の原子レベルの構造解析、ミクロの諸現象の動的解析、あるいは医薬品、食品等の合成、超LSI等材料の微細加工、その他がん治療をはじめといたしまして、幅広い応用分野があるそうでございまして、今、アメリカあるいはヨーロッパ等をはじめとして、この大型放射光の設備をセットをするべく、各国が競っておるということのようでございます。

そこで、我が国におきましても、昭和62、63年度中に調査設計を終えまして、64年度から68年度に本体の製作・設置を行う。そして69年度からは調整運転に入る。こういう予定で、今科学技術庁の方で、この最先端技術開発ということを国家的なプロジェクトとして1カ所、国内に建設を計画をしておるということでございまして、この施設の誘致運動につきましては、既に早くから、兵庫県西播磨のテクノポリス、あるいは、ちょうど大阪、京都、奈良の接点であります京阪奈の関西文化学術研究都市などが、既に早くからその運動を展開をしておるところであります。既に次の全国総合開発計画の中で、中部圏が先端産業技術集積の中核圏域を目指す、こういうことになってございまして、そのために中経連が主体となつて、この中部圏にもこういった施設をセットをする運動を起こしたらどうかという動きになってまいったわけでございます。

そこで、ちょっとスタートは出してくれたわけでございますが、科学技術庁の方では、「まだ決まっておるわけでもないし、中部圏でそういう考え方があれば、一応話は聞きましょう」と、こういう姿勢になってまいりました。そこで、第四次全国総合開発計画の中に、鈴鹿山麓研究学園都市構想というのが組み込まれておることは事実ですが、この中身が少しも確定をしていない。こういったことから、中部圏の方でも、ここへ持ってきたらどうかという働きかけがございまして、三重県の方も、そういうことであるならば、ひとつ四日市と一体となつて運動を展開しようじゃないかという働きかけになってまいりました。

そこで、その旨、既に要請書は国の方に出してありますが、去る8月26日に、私が、中経連の副会長あるいは県の企画部の方と一緒にございまして、科学技術庁の方へ陳情をいたしました。さらに、この大型放射光施設のプロジェクトチームは自民党でありまして、その委員長をやっておられますのは静岡県出身の原田代議士であります。そこで、原田代議士の方にも私もはお願いに参ったという経緯がございまして。なお、9月10日には、先

ほどご指摘のありましたように、中経連の会長あるいは三重県知事が、国等の関係機関に要請を展開をしまいたところでございます。

そこで、中部圏全体が産業技術中枢圏域を目指そうと、こういうことになっておりますので、私どももそれにふさわしいということでございますので、この運動に加わったわけでございまして、ただ今後の見通しは、さきに申し上げましたように、西播磨、京阪奈という大変な競争相手がありますし、関西経済連合会の方でも非常に熱心に運動を展開しておりますので、どういことになりますか予断を許さないというような状況であります。中部圏、北勢地域全体の活性化につながることでございますので、我々としてはさらに今後運動を展開いたしまして、科学技術庁の方にアピールをしまいたいと、かように考えておる次第でございます。

以上、大型放射光について、私から答弁させていただきました。

○議長（橋本増蔵君） 教育長。

〔教育長（岡田久江君）登壇〕

○教育長（岡田久江君） ご質問の2番目、3番目についてお答えいたします。

1番目の高齢者の生きがい対策でございますが、高齢者対策といたしましては、老人福祉、また就労対策など、従来から進めてきているところでございますが、さらにこれを発展させて、教育の面での施策のご提言と承りました。

高齢者の生きがいについて考えますと、高齢者自身の趣味、教養を学習する中での充足感も一つでございます。これまで蓄積された自己の能力を社会の中で発揮し、役立てることにより得られる心の喜びにあるかと思えます。

学習活動を通して、生きがい対策として、市民大学、いわゆる熟年クラスでございますが、市民大学や地区市民センターにおけるあらゆる地域社会教育活動により、これらの学習の機会を、あるいは学習の場といったも

のを提供してまいっております。一方、これらの活動に参加した人たちが地域に帰り、その中で修得した知識や技術をいかに役立てていくかについても指導、助言を行っております。

このことは高齢者の社会参加に結びつき、高齢者の生きがいにつながるものですが、他方、地域の立場から考えてみましたときにも、このような高齢者の長年培われてきた知識、技術、経験などを見過ごすことは大変大きな損失であろうかと考えます。

これからは特に、1つとして、文芸、芸術、芸能方面に対する指導力を有する人、2つ目に、生活文化面で特殊な技能、あるいは洗練された技術を有する人、3つ目に、郷土の歴史や文化財など地域に根差した調査研究をしている人、4番目として、そのほか自然科学、あるいは社会科学などの専門的分野で深い知識、見識を有する人、5つ目として、長い社会経験から得られた幅広い人脈を有する人など、これらの能力を地域での学習活動の講師に迎えるなど、積極的に活用して地域文化の向上に結びつけていくことが大切であろうと考えております。

ご指摘にもありましたように、地域に埋もれた多くのすぐれた人材、特に知識、経験豊かな高齢者の能力を地域の貴重な財産として高く評価し、それを登録、公開して、積極的に活用させていただく制度につきましては、地域社会としましても、また高齢者の社会参加、生きがい対策としても大変有意義なことでありますので、今後とも引き続きその活用の機会、あるいは活用の場などの受け皿づくりに努力いたしますとともに、その活用方法についても、ご例示いただきましたものを含め、検討を進め、システムづくりを図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それから続きまして、洋上学校の構想についてお答えいたします。

ご指摘のとおり、四日市は伊勢湾に面して、特定重要港湾としての四日市港を中心に発展してまいりました。

このため、学校教育の中でも、小学校から副読本の「のびゆく四日市」を使って、四日市港を取り上げて指導しております。また、学習したことをもとに、毎年ほとんどの小学校において、校外の学習として四日市港を見学しております。さらに、中日海洋エキスカージョンに市内の小学校の児童代表が参加して、感動的な体験もしてきました。このように伊勢湾や四日市港を直接見学し、その体験を通して学習することは、子供たちの成長にとってまことに有意義なものであると考えます。

一方、市内の小学校の5年生と中学校の2年生全員を対象に、校外活動「自然教室」を実施しております。本年11月には、この活動をさらに充実させるために、少年自然の家が開設されます。この授業には、水沢の自然に触れ合う活動や地域の歴史、産業を学ばせるとともに、団体行動を通して心身ともに調和のとれた子供の育成をねらったものであります。

こうしたさまざまな校外活動を一層充実するためには、ご紹介いただきました滋賀県の琵琶湖フローティングスクール、あるいは青山学院の初等科の実践例などの洋上構想も極めて有意義な内容であると考えておりますので、今後民間活力を得ながら、港を持つ四日市にふさわしい内容を研究いたしたいと考えております。

○議長（橋本増蔵君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（東 寛君）登壇〕

○都市計画部長（東 寛君） 4番目に対しまして、お答え申し上げます。

まず第1点の花いっぱい運動の推進について、どういうふうに考えておるかということでございます。

昭和54年度から、市におきましては、特に「草花募金運動」というものを実施してございまして、市内保育園、地区市民センター、水道局等々、公共施設等に募金筒を配布しまして、募金の協力をいただきまして、これに市費を上乗せしまして、草花の球根、それから種子等を購入しまして、学校等を中心にしたがって公共施設に配布し、施設での花づくりに援助してお

ると、こういうこともやっております。

それから、毎年春の緑化週間におきまして、県緑化推進協会の協力も得ながら、緑化用苗木の無料配布を行っており、また春秋の一日動物園のときにも、市民の皆さん方に花の苗、球根等を配布して、花いっぱい運動につないでいきたいというふうなことを現在行っております。

また、3年前からでございますけれども、市の中央緑地に隣接したところに圃場があるわけでございますが、そこで葉ボタン等栽培してございまして、ちょうど冬場にいろんな公共施設にこれを植えたり、飾ったり、大々的にしております。

一方、生産供給の側から、農業研究指導所におきましても、花壇苗の試験栽培や園芸相談、園芸教室を通じて、花に関する市民の皆さん方への知識の普及、啓発に努めておりますほか、花壇苗生産組合の皆さんにおいては、公共施設等への販売あっせんをスムーズに行っていただくよう、いろいろ取り組んでもらっているところでございます。

今後花いっぱい運動を市民運動として高めていくために、市民皆様の協力が得られるよう十分働きかけ、また公共施設等の緑化を図るとともに、指導所の体制充実、組合の育成指導を通じて推進してまいりたいと思っております。またご提案にもありましたように、そういうイベントをとらえた中で、花いっぱい運動をそこへ結集していくというやり方につきましても、これは十分考えていかねばならないというふうに思います。

次に、2番目の親水問題でございます。

親水施設につきましては、確かに、駅前の萬古から落ちてくる水の装置だとか、余り噴水で目立ったものというものは、まだ四日市として、公園等の中にもないわけでございます。諏訪公園の池を、今後諏訪公園の改良の中で、もう少し流水的なものに変えていこうという計画はございまして、鶯の森公園の池につきましても、流水装置を来年から、計画的に事業としてやっていこうということになっておりますし、また三滝公園の中でも流

水装置をつくっていきこうと、こういうふうに事業を今進めております。こういうことがあるわけですが、特に近鉄四日市駅等の周辺でということですが、市民公園等の中にも今後十分に考えてまいりたいというふうに思います。

3番目のエコ作戦の関係ですが、確かに近鉄四日市駅前に屋外用の時計が2基ございまして、消防活動として18の地区市民センターにサイレン等は設置しておりますけれども、タイマーで定時を知らせるといことだけで、ミュージック的なものが足りないということはございます。

だから、こういうエコ作戦につきましても、例えば、私のところの近くのホテルキャッスルインですと、旅館建築審査会がありますので、そのときにもいろいろお願いしたわけですが、あそこでは、朝昼晩ですけれども、3つのミュージックが流れるようになっております。こういう民間のところにもお願いするとともに、こういうエコ作戦につきましても、今後十分検討してまいりたいというふうに思います。

次に、景観形成の関係ですが、景観形成につきましても、一昨年、景観形成の調査、たたき台をつくりまして、昨年まで至り、今年1月から「四日市市都市景観協議会」というものを、地域の方々、また学識経験者等々集まっていたいただきまして、現在その協議、また勉強等を進めてもらっておりまして、ちょうど6回協議会を開催してきたところでございます。

特にそういう協議会の中で分科会をつくっていただきまして、港、文化、店、通り、水、緑、建物、ディスプレイ、ディスプレイというのは、看板とか、そういうものも皆入るわけでございます。この8つの課題について分科会をつくりまして、ここで現況の課題、将来に向けての展望、具体的な提言といった考察の仕方考え方をまとめてもらっておりますので、この12月ごろまでには一つの考え方、提案というものがまとまるということでございます。こういう報告書を、また議員の皆様にも報告させていただ

きながら、こういう趣旨を今後反映してまいりたいというふうに思っております。

それから、電柱の地中化について、今70メートル道路ができたけれども、あとどういう計画になっておるのかということですが、国道1号それから例の近鉄四日市駅前の西町通り、この2つが候補に上がっておりまして、逐次年次的に中電の方でやっていただいておりますと、こういう計画になっております。

○議長（橋本増蔵君） 毛利道哉君。

〔毛利道哉君登壇〕

○毛利道哉君 ご答弁ありがとうございました。

1点目の大型放射光施設、市長からのご答弁をいただきました。西播磨とか、関西地区、言うならこれは中部と関西の誘致合戦だなど、そんな気もするわけですが、誘致に名のりを上げました以上、所期の目的を達せられるように、市長はじめ関係者の方々のご努力を切に期待するものであります。

2点目の生きがい対策についてであります。活用方法、受け皿づくり、そういう方面を研究していただいて、前向きに取り組んでいただくようなご答弁もございました。

ちょうど一昨日、私どもは敬老の日をともどもに迎えたわけですが、敬老の日をただ9月15日1日だけにするのじゃなくて、やはりすべての人が老いを自分の問題としてとらえていく。そして価値ある人生を送るにはいかなる日々を送ったらいいのかということ、これは壮年である私どもがもっともっと真剣に考えなければならないんじゃないか。言うならば、毎日毎日が敬老の日であり、そのためにも人生の大先輩である高齢者の方々をもっともっと大切にす四日市を築きたい。そのための生きがい対策というものには、もっともっと本腰を入れて、英知を結集しながらこれはやるべきじゃないか。そんな気がするわけでございます。

洋上学校構想につきましては、教育長もちょっと触れられましたけれども、かつて四日市市は、霞ヶ浦、富田浜、午起、すばらしい海岸がありました。文字どおり白砂青松の海岸でありました。潮の香りを胸いっぱい吸いながら、浜辺に憩い、遠くに思いをはせることができました。あの白砂青松の海岸が二度と取り戻すことができないのであるならば、港を持つ当四日市としましても、未来を託す少年少女たちを大きくはぐくむためにも、失われつつある海をもっともっと身近なものにしたい。そんな気持ちで、この洋上学校構想を今回取り上げた次第でございます。

潤いのあるまちづくりにつきましても、都市計画部長からご答弁がございました。それぞれ、ひとつ実効のある取り組みをぜひお願いしたいと思えます。

例えば、話は変わりますけれども、花いっぱい運動につきましても、私も不勉強でございましたが、シクラメンの生産は、この四日市は東海でも随一というか、非常に有数の生産地である。京都、大阪の店頭で売られているシクラメンは、ほとんど四日市の生産だそうでございます。花いっぱい運動というものが展開されるならば、地元のそういう花づくりに携わっていらっしゃる方々にも大きな波及効果が出てくるんじゃないか。地場産業振興の問題にもこれは関連していることじゃないかなというふうに考えた次第でございます。

私どもの会派で盛岡市に参りましたときに、ある建物を捜しました。なかなか見つかりません。仕方なく近くのたばこ屋さんに飛び込みまして、道を尋ねたわけであります。ところが、そのたばこ屋さんのおばさんが、それはそれは丁寧に、親切に教えてくださいました。

盛岡市は、環境保全、そして潤いあるまちづくりの、言うならば、これは全国でも先進都市でございます。あの北上川のど真ん中に大きな柳の大木が植えられているんですね。これは地元の市民の方々の熱情によって、あれが切られずに、取り除かれずに済んだ、そんなことも伺っております

し、また生け垣1万m運動、そんなことも行っております。また、市民の多くの方を交えた環境デザイン委員会というのがございまして、いろいろな公共施設、例えば橋の欄干のデザインとか、ストリートファニチャー、例えばくず入れとか、それからベンチとか、建物の色まで検討されているそうでございます。このたばこ屋さんのおばさんのような優しい心というか、人間味こそ潤いのあるまちづくりに一番必要なものだな、そんなことを私ども会派は確認し合った次第でございます。

住みよい町、住んでみたい町、そしてもう一度訪れてみたい町、そんな四日市にぜひともしたいものであります。以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（橋本増蔵君） これをもって一般質問を終了いたします。

暫時休憩をいたします。

午前10時51分休憩

午前11時2分再開

○議長（橋本増蔵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 日程第2 議案第77号ないし議案第98号

○議長（橋本増蔵君） 日程第2、議案第77号昭和61年度四日市市立四日市病院事業決算認定についてないし議案第98号製造請負契約の締結についての22件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 まず、議案第78号についてお尋ねをいたします。

61年度の県水受水費の決算額が6億4,724万2,000円となっております。これは営業費用の18.13%と大変大きなウエートを占めております。また、

給水収益の15.3%がこれに費やされるわけでありまして。それだけに、この受水費の軽減を図ることは、水道事業の健全経営を期する上での大きな課題の一つであることを決算結果は示していると思います。この点水道局はどのように認識され、対応してこられたか、また今後の方針はどうかをお聞かせいただきたいと思います。

特にこの受水費のうち4億2,885万6,000円が1日の契約受水量3万3,400トンにかかる基本料金であります。全受水費の66.26%を占めております。この基本料金が月トン当たり1,070円というのは、いかにも高いと思います。ちなみに市の水道の料金における一般用の基本料金は、13ミリ口径から50ミリ口径をとりますと、1トン当たり58円から500円ということになっております。この高い県水の基本料金の引き下げに特段の努力を一層払うべきだと思っておりますが、いかがでしょうか。

次に、県水の1日の契約水量は3万3,400トンとなっておりますが、実際の61年度の受水量は、契約水量の49.76%の606万6,288トンで、使用料金は2億1,838万6,000円となっておりますが、果たしてこの受水量も真に必要なものであったか、疑問のあるところであります。

61年度の年間における1日最大受水量は2万5,700トン余りと聞いておりますし、1日に2万トン以上を受水したのは、夏季など水需要の集中した五十数日であり、その他の多くの期間は自己水源能力に十分な余力があるにもかかわらず、したがって、不必要な受水をしていただとも言えるわけでありまして。あるいは県水を無理やり買わされてきたということも言えるわけでありまして。決算の諸資料からはそういう実態が明らかであります。この不必要な分の県水受水の抑制についてどのように取り組んできたか、今後の対応をどのように考えておられるかもお聞きしておきたいと思っております。

なお、61年度水道事業決算議案説明におきまして、「今後とも経営の効率化を図り…、サービスの充実と円滑な事業運営に向けて一層の企業努力

をいたす所存である」とありますけれども、この中に、かねてより水道局が表明してまいりました水道の使用水量の検針、使用料金の集金の隔月化を来年度実施ということを含めているのかどうか、この点では、家計のやりくりを支障をもたらすという問題とか、特に公共下水道区域におきましてはこの辺が大変になろうと思うわけでありまして、果たしてこれがサービスの充実策と考えておられるのか、また滞納を増やすことにならないか、この点についてお尋ねをしておきたいと思っております。

それから、議案第80号でございますけれども、まず歳出の関係で、民生費の項についてお尋ねいたします。

県が62年4月1日から3年間という時限的にモデル事業として実施した痴呆性老人在宅ケアモデル推進事業が計上されているわけですが、先般来の新聞でも明らかなように、痴呆性老人という問題が大変深刻でございます。厚生省の痴呆性老人対策推進本部の発表によりまして、出現率は4.8%ということでございますけれども、それに引き当てて四日市の場合を見ますと、今日の老人人口等から見ますと、1,260人余りが痴呆性老人として挙げられるということも推計できるわけでございます。その中で、東京都などの調査によりますと、重度33%、つまり四百十数人の方々が重度で、できるなら入所ということによって手厚い介護が必要だという実態がほぼあると思うのでございますが、現状では、第2小山田特養の四日市割り当て分五十数人の枠であります。そのほか市は、今年10月から痴呆性老人に対する寝たきり老人の在宅の介護の手当を出すということになりました。それとこの今度のモデル事業という、際立った対策としてはこの3つしかないのではないか。

痴呆性老人の実態から、そして今後より深刻になろうとする問題から考えますときに、この痴呆性老人対策についての全体の施策を明らかにする中で、この痴呆性老人在宅ケアモデル推進事業も位置づけ、しかも、県が3年間という時限を切っております。あとこれの一層の充実と後の問題等

含めて、やはり我々にこの考え方なり、方針なりを示していただくべきではないかというふうに思うわけでございます。

それから、なお、いまひとつ提案されておりますこの在宅重度身障者短期保護事業、この関係につきまして、国の機関委任事務で県が実施していたものが、団体委任事務となって市に移ってきました。そのために、市費負担が4分の1増えるということになった。この点でも、ぜひ県に、今まで県が全面的に、市費負担なしでやってきたわけですから、この点も県に全面的に、団体委任事務になったとはいえ、県に全部補助を出させるという形に努力すべきではなかったかと思いますが、いかがでしょう。

それから、教育費の関係ですが、中学校21校ございますけれども、西朝明中の格技場が今度補正で出てまいりました。これまでの既決予算、あるいは既設の状況から見ますと、残り14校ということになります。今度西朝明中学校を選定した基準、こういうものはどういう基準になるのか。あと14校について、これまでの建設整備のテンポから見ますと、相当先の長い話になりますが、こういう点、やはりPTA等を中心に運動したことによってこういうものが採択されていくのか。それでなくとも、もっと短期に、この格技場の整備についても、どうしていくということを、方針を明示する中で、市民の理解を得て順次計画的に整備すると、短期に整備すると、こういうところに持っていくべきではないかと思うのですが、いかがでしょう。

最後に、議案第88号の国保条例の改正でございますが、後期保険料最高賦課限度額を1万円ほど引き上げることとございますが、既に国民健康保険の保険料は非常に高い中でも、賦課限度額はその対象となる大半の被保険者にとって極めて重い負担となっているわけでありまして。しかも、一定所得、資産以上のものがある被保険者には、それがいかに多くあっても、一律に同じ保険料賦課限度額となっている点は大きな矛盾でございます。

この点で、一体どれくらいのそういう切り捨て額があるか、私なりに調べてみますと、62年度の場合でも5億数千万円の切り捨て額になる。そのうちの所得に限って見ても、年間所得1,000万円以上の人も同じ賦課限度額、それ以下の人も同じ賦課限度額、1,000万円以上の人の賦課限度額によって切り捨てられる額が、先ほど申し上げた全体の5億数千万円の中の2億8,000万円、半分以上を占める。こういう矛盾を改善するということ、どうして今度の提案の中に含めないのか。一律に、500万円年間所得の人も、年間1,000万円以上、2,000万円、3,000万円の所得の人も一律に最高限度額賦課という、こういうやり方は全く不合理だと、この点どうして改めないのか、こういう点を市独自でもぜひこの提案の中に生かすとともに、国に対してもそういう、国はまた、来年度2万円年間賦課限度額を上げるという計画をしているようですけれども、そういうことをやめさせるとともに、この賦課の矛盾をただす努力をすべきではないか、これまでどうしてきたか、その点を明らかにしていただきたいと思ひますし、ましてや、例えば老人ホームなどが四日市に幾つかある。一面で積極的な意味があるわけでございますけれども、その反面、国民健康保険財政という面から見ますと、老人ホームに市外から転入してみえた方が、やはり四日市に住所を置くという形になりまして、国保財政に年間約1億円近い余分の負担となっているわけです。こういう点でも国に手当てをさせるとか、県に手当てをさせるとかして、国保財政を改善して、保険料の負担増という形をなるべく避ける。こういう際立って努力を望みたいところですが、この点いかがでしょう、お尋ねをいたします。

なお、時間の制約もございますので、この1回の議案質疑登壇だけにとどまりますけれども、あと委員会の方で十分ご審議をいただき、後にまた委員長報告の中でお尋ねをすることにしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（橋本増蔵君） 理事者に申し上げます。時間があとわずかござ

いますので、簡潔にお願いをいたします。

水道事業管理者。

〔水道事業管理者（奥村仁人君）登壇〕

○水道事業管理者（奥村仁人君） 水道事業決算につきまして、お答えをいたします。

まず、県営北勢水道用水の県水の受水についてのご指摘でございますが、61年度は自己水源能力をオーバーするような暑い日が39日もございました。本市の水道にとりましては、この県水は欠くことのできない大切な水資源であったわけでございます。

また、受水費、費用の面におきましても、私どもはあらゆる機会をとらえまして、県側と折衝、要望を重ねてきたところでございますが、使用料金を値下げさせまして、従来に比べて年間1,000万円程度の経費節減は図っておるのでございます。また、今後さらに3市4町1村の北勢8市町村の受水部会で、基本料金の値下げ等につきまして、県当局へ予算時期をねらいまして、陳情をいたすべく考えておるところでございます。

私どもとしましては、産業公営企業委員会でのご指導を賜りながら、今後とも自己水源の保全と、合理的、経済的な受水に努めてまいりたいと考えておる次第でございます。

それから、隔月制の問題についてご指摘がございましたんですが、この問題につきましては、私ども水道局として、行財政改革の中での非常に重要な、大きな問題点でございますので、前の常任委員会でもご審議を賜りまして、本年3月議会の委員長報告で、「隔月検針・集金制を導入するに当たっては、水道料金の収納率の低下を来さないことを前提に進めるべきである」とご指摘をいただいております。

○議長（橋本増蔵君） 福祉部長。

〔福祉部長（田中昌治君）登壇〕

○福祉部長（田中昌治君） 痴呆性老人の問題でございますが、今までも

それなりのことをしてまいりましたが、今後もいろいろな施策を講じてまいりたいと思います。

それから、国民健康保険条例の一部改正についてでございますが、せっかくのご提案でございますが、現在のこの国民健康保険制度、相互扶助、あるいは他市町村とのバランスの関係で、提案のことは実行しかねますので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（橋本増蔵君） 教育次長。

〔教育次長（西村正雄君）登壇〕

○教育次長（西村正雄君） 歳出第10款教育費のうち西朝明中学校に建設を予定しました格技場の整備につきまして、その基準はと、こういうことでございますので、お答え申します。

中学校の校舎の改築改修、あるいは屋体の整備の計画に従いまして、その整合性を求めまして計画いたしました。

○議長（橋本増蔵君） 小井道夫君の議案質疑につきましては、既に時間が経過しておりますので、この程度でとどめさせていただきます。

橋本 茂君。

〔橋本 茂君登壇〕

○橋本 茂君 私は、議案第91号四日市市沿道整備計画区域における建築物の構造の制限に関する条例に関してお尋ねいたします。

第1点は、この条例は国道23号が沿道整備道路の指定を受けたことにより、沿道整備計画が都市計画として打ち出されたことの実体化になると思うわけですが、もともと国道23号が建設されたことによりまして、関係住民の方は、それまで静かで安定した環境から、一変して騒音と振動、排気ガス等々の、いわゆる道路公害に悩まされ続ける日々となった経過がございます。それだけに、この条例により、防音工事が国や市の助成で実現することは一歩前進であります。しかしながら、振動や排気ガス対策はどうするのか、この条例には触れられておりません。住民の方の意見書の中に

も、道路管理者による道路改修を行って問題解決するのが第一義務であると、当然かつ厳しい指摘もあるだけに、この点をまず明らかにしていただきたいと思います。

第2点は、この条例の第3条におきまして、防音上の構造の厳しい規制が定められているわけであります。しかしながら、この条例の前提となる都市計画原案の縦覧に当たっての住民の方々へのお知らせ文書でも明らかにされておりますが、沿道1列目の建築物にだけ適用される制限、これが防音上の制限以外でも3点にわたっての規制として打ち出されております。この点も、この縦覧が示されたときに、住民の方の意見書の中では、最低高さ5メートル、間口率の最低限度の制限は手に負えないものとか、建築物に対する制限はしないしてほしいという声として、強く規制の反対が出されております。新築、増改築の際にも伴うこの厳しい制限は全く緩和の余地がないのかどうか、この際明らかにしていただきたいと思います。

第3点は、この条例が打ち出されるということとかかわりまして、従来から、この20年間苦勞をされてみえた沿道の方々の中には、移転を希望しておられる方も見えます。何らかの補償が考慮されてしかるべきだと思うわけですが、この場合、市としてどう対処されるのか、お尋ねをいたします。

第4点は、今回の条例が適用される範囲についてであります。第2条と4条にかかわる点だと思うわけですが、適用区域は、国道23号の大正橋から末広橋の道路両サイド30メートルとされております。

ところが、この範囲に外れた場合は、23号の沿道1列目といえども、何の対策もなされないと、こういうことになるわけであります。この点はどうされるのか、これも明らかにしていただきたいと思います。

最後に第5点目ではありますが、この条例による事業の実施、すなわち実際の工事は、対象が194戸でありますけれども、当面15戸、3カ年計画と聞いておりますが、その全容がいまだ明らかにされておられません。また、

2度にわたる意見書提出の機会の際に、合計で6件の正式意見書も出されております。まだまだ私は住民の方の意見や希望が十分反映されていないと思うわけでありますが、関係住民の方々に話し合うということで、再度説明会を開いて十分な対応をすべきだと思うわけですが、この点いかがでしょうか。

以上、5点をお尋ねいたします。

○議長（橋本増蔵君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（東 寛君）登壇〕

○都市計画部長（東 寛君） お答え申し上げます。

まず第1点でございますけれども、今回、沿道法に従いまして、沿道整備計画を立てたわけですが、これは道路交通騒音というところのみに対する総合的な法律でございますし、総合的な対策でございます。ということで、今の振動問題、また大気汚染等につきましては、沿道法に対処されておられません。

それからまた、建設省のデータでいきまして、振動につきましても、また二酸化窒素につきましても、62年度等のデータでいきますと、それぞれ要請限度値等からは下回っております。

次に、2点目の防音の規制というものはきついんではないかということでございますが、都市計画の方針といたしまして、間口率、また高さというものはうたっておりますが、建築の実務としての条例の中には防音規制のみでございまして、間口率、また高さの制限は規制しておりません。

それから、移転希望者の件でございますが、これは、あくまでもこの地域の方はこの場所にずっと住んでいきたい。そのために、移転に伴うような施策というものは、この際考えないでくださいという基本的なものに立ってきたわけでございます。ということで、移転希望ということよりも、移転事業というものは、まだこの事業にはございません。

それから、沿道整備計画区域以外のところはどうかということで

ございますが、沿道指定ということはできますけれども、今のところ、それぞれ道路管理者が対処するものだと思います。それから、防音の事業費でございますが、これは本年度を第1年度としたしまして、私どもも建設省には第2年度でほとんどできるようにという要請をしておりますので、今後努力してまいりたいと思います。

また、地元への説明につきましては、合計6回しておりますけれども、お見えにならなかった方、またいろいろ問題点のある方につきましては、再度、何回もやってまいります。

○議長（橋本増蔵君） 橋本 茂君。

〔橋本 茂君登壇〕

○橋本 茂君 答弁いただいた中で、改めてお聞きしなければなりません。まず、移転について、この際考えないでくれということで、この条例では移転の事業ではないというふうに言い切られました。もちろんそうでありますけれども、私は、あえてこの条例の背景にある都市計画決定その他の中で、住民の皆さんから出されてきたこの移転希望者への対応、これは非常に重要なことだと思うわけでありまして、1列目の皆さんの中には、大型車などが何回も突っ込んで修理をされたというような経過も、私の知り合いの方でも苦情などを何度も言ってみえることを、私らも聞いているわけでありまして、こうしてこの20年以上も耐え忍んできた方々の希望の中に、そういう方も見えるという点を、私は、長年の道路公害で悩まされてきた方々に、今度の条例で、とりあえず防音工事については道が開けてきた。しかし、それを提示される中でそういう希望が出てみえる方は、きちんとやはり対応をしていくべきではないかと、そういう点で、市の独自の対応があると思うわけでありまして、この点では、市長はどうお考えになってみえるのか、ぜひこの際お聞きしたいと思います。

さらに、区域外の問題で、指定はできるけれども、この沿道法、今回対応ができないというお話をいただきました。1メートル外れても、この区

域内以外は対応ができないということでは、これは四日市市民の対応に対して差が出てくるわけですから、この点も早急に指定を行って、23号線沿い、とりわけ1列目の関係する沿道、これは住民の皆さんに、今回の対応と同じ対応ができるように、一刻も早くしていただきたいというのを指摘しておきたいと思います。

さらに、地元の説明会、合計6回しているということでもありますけれども、正式な意見書が出ているにもかかわらず、例えば、私の聞いたところでは、都計審の審議の中でも、2回にわたる縦覧があって、1回目に5件意見が出ている。2回目に1件だと、こういう点で、その内容をつぶさに委員の方々にご報告をして検討いただくということがなかったと聞いております。都市計画決定案の1件だけについて出ておりますというような、事はどさように、やはり住民の皆さんの声をきちんと反映させる、意見を尊重していくと、こういう立場から、関係する審議会になおさら丁寧に審議いただかなければならぬと思うわけですが、そのことはさておいても、住民の皆さんに納得のいく説明をしていく。さらにその意見を酌み取り、適用範囲外の住民皆さんの期待にもこたえていく。そういう点で、市の都市計画の対応について、改めてこの際、住民尊重、意見書尊重という立場から最後に指摘をしておきまして、市長に私の質問に対するご答弁をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（橋本増蔵君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 私は、今まで沿道法の指定ということについて、国の方に陳情を繰り返してまいりまして、それがこのたび初めて実現をすると、こういうことになったわけでございまして、沿道法の法律の範囲内での対応ではなからうかと、こう思っております。

したがって、移転ということについては、これは沿道法の法律にはないわけでございますから、これからの課題ということになろうということで、

当然原因者である国の方で配慮されてしかるべき問題だと、こういうふうに思いますので、国の方によく伝えておきたいと、このように思います。

○議長（橋本増蔵君） これをもって質疑を終結いたします。

本件をそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3 議案第99号 工事請負契約の締結について及び議案第100号  
工事請負契約の締結について

○議長（橋本増蔵君） 日程第3、議案第99号工事請負契約の締結について及び議案第100号工事請負契約の締結についての2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいま上程されました各議案について、ご説明申し上げます。

議案第99号及び議案第100号は、いずれも工事請負契約締結案でありまして、霞ヶ浦競輪場メインスタンド改修工事及び県小学校増築改修工事について、それぞれ指名競争入札により請負契約を締結しようとするものであります。

以上が各議案の概要であります。どうかよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本増蔵君） 提案理由の説明はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋本増蔵君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

本件を総務委員会に付託いたします。

なお、各常任委員会は、明日午前10時から開会されますので、念のため

申し上げます。

○議長（橋本増蔵君） 次に、今定例会において受理いたしました請願は、お手元の文書表のとおりであります。本件を所管の常任委員会に付託いたします。

陳情につきましては、1件提出がありました。お手元に文書表を配付いたしておりますので、ご了承を願います。

○議長（橋本増蔵君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、9月25日午後2時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時34分散会

会 議 録

第 5 日

(昭和62年 9 月25日)

○議 事 日 程 第 5 号

昭和62年9月25日(金) 午後2時開議

- 第1 議案第77号ないし議案第100号 …………… 委員長報告・質疑  
討論・採決
- 第2 議案第101号及び議案第102号 …………… 説明・質疑  
討論・採決
- 議案第101号 公平委員会委員の選任について
- 議案第102号 固定資産評価員の選任について
- 第3 委員会報告第3号 請願の審査結果について
- 第4 常任委員会の閉会中の継続調査について
- 

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員 (41名)

青 山 弘 忠  
小 井 道 夫  
伊 藤 信 一  
伊 藤 正 数  
伊 藤 雅 敏  
宇 野 長 好  
大 島 武 雄  
大 谷 茂 生  
金 森 正  
川 口 洋 二  
川 村 幸 善  
喜多野 等

久保博正  
 小林博次  
 後藤長六  
 坂口正次  
 佐藤晃久  
 田中武  
 田中基介  
 谷口廣睦  
 豐田忠正  
 中村信夫  
 永田正巳  
 野崎洋和  
 野呂平茂  
 橋本增藏  
 長谷川昭雄  
 古市元一  
 堀内弘士  
 前川辰男  
 益田力子  
 水野和郎  
 水野幹哉  
 毛利道哉  
 森真壽朗  
 森安吉  
 山口孝  
 山路剛

山本勝  
 渡辺一彦

○欠席議員（0名）

○出席議事説明者

市	長	加藤寛嗣
助	役	坂倉哲男
助	役	片岡一三
収	入	毛利道男
調	整	伊藤長爾
市	長	栗本春樹
総	務	田中賢
財	政	鈴木一美
市	民	宮田勉
福	祉	田中昌治
商	工	荒木道也
農	林	竹村二郎
環	境	鶴飼滋
都	市	東寛
建	設	尾中忠邦
下	水	前川鉦一
消	防	山口博
消	防	久志本幸彦
病	院	石田進
水	道	奥村仁人
水	道	伊藤利男

教 育 長 岡 田 久 江  
教 育 次 長 西 村 正 雄

代表監査委員 吉 田 耕 吉

○出席事務局職員

事 務 局 長 小 坂 靖  
議 事 課 長 平 井 俊 英  
議事課長補佐 石 原 隆  
議 事 係 長 岡 崎 雄 治  
主 幹 日 置 正 人  
主 事 井 上 紀久夫

午後2時2分開議

○議長（橋本増蔵君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、40名であります。

○議長（橋本増蔵君） 会議に先立ちまして、市長から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 本未明の集中豪雨についてご報告をいたします。

午前0時50分、大雨洪水警報が発令されましたので、直ちに災害対策本部を設置して、職員を招集し、警戒体制をとりました。

今回の集中豪雨は、市内で100ミリ強の雨量があり、特に北消防署管内では、午前1時から2時の1時間当たりの雨量が87.5ミリという、昭和58年の集中豪雨以来の記録的な雨量となりました。

これにより、現在把握している被害状況につきましては、富田三丁目、午起二丁目、西新地等で、床上浸水10戸、床下浸水412戸の被害が発生いたしました。

これらの地域につきましては、環境部を中心に、他部局の応援により、くみ取り並びに消毒作業に当たっているところでございます。さらに、床上浸水の家庭につきましては、福祉部において毛布を支給するなど、準備しているところでございます。

道路等の被害につきましては、調査中ではありますが、現在までに別名四丁目において路肩崩壊が発生しており、建設部において対応をいたしているところでございます。

以上をもちまして、集中豪雨の被害状況のご報告を終わります。

○議長（橋本増蔵君） ただいまの市長の報告に対し、ご質疑がありましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本増蔵君） 別段ご質疑もありませんので、これをもって市長の報告を終了いたします。

○議長（橋本増蔵君） 本日の議事については、お手元に配付いたしました議事日程第5号によりとり進めますので、よろしく願いいたします。

日程第1 議案第77号ないし議案第100号

○議長（橋本増蔵君） 日程第1、議案第77号昭和61年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、ないし議案第100号工事請負契約の締結についての24件を一括議題といたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。

まず総務委員長にお願いをいたします。

古市元一君。

〔総務委員長（古市元一君）登壇〕

○総務委員長（古市元一君） 総務委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、議案第80号昭和62年度四日市市一般会計補正予算（第1号）の関係部分についてであります。

歳入、歳出の各項目の審査に入る前に、当委員会といたしまして、当初予算は総合予算であるとの基本的な見地から、特に今回のように19億円に上る大型補正予算の計上に当たっては、議案説明において、補正理由あるいは市長の政策を明確に表明すべきであることを指摘いたしました。

歳入につきましては、理事者から、「今後の税収見通しについて、当初、留保財源としての市税増収分として12億円程度を見込んでいたが、個人・法人市民税、固定資産税等の税収が予想を大幅に上回り、今回の補正分8億4,000万円を差し引いても、さらに約16億6,000万円の増収が期待できる。したがって、当初から予定している人件費などの歳出要素を見ながら、今後、内需拡大関連事業の推進等を含め、積極的な財政運営に努めたい」との説明がありました。

次に、歳出についてであります。

第2款 総務費につきましては、今回の補正予算に基づく事業量増大に対する人事面の対応について、及び現場との連携を図るための調達契約課への技術系職員の配置について、質疑、意見がありました。

第9款 消防費につきましては、消防艇等の購入費について、落札価格が予算額を大幅に下回ったことにより3,260万円も減額となっていることに対し、納入に際して、品質・性能等について厳重にチェックを行うよう強く要望いたしました。

第2条 債務負担行為、第3条 地方債につきましては、いずれも別段異議はありませんでした。

なお、歳入について一部反対意見があり、本件は賛成多数により承認い

たした次第であります。

議案第85号昭和62年度四日市市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、さきの6月議会において議決いたしました共済会費及び共済見舞金の改正等によるものでありますが、一部反対意見があり、本件につきましても賛成多数により承認いたしました次第であります。

議案第86号四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例等の一部改正について、議案第87号四日市市地区市民センター条例の一部改正について、議案第94号四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、以上の3議案につきましては、いずれも別段異議はありませんでした。

議案第97号、議案第98号、議案第99号、議案第100号の4議案につきましては、それぞれ工事請負契約、製造請負契約案であり、別段異議はなかったのですが、議案第97号北部雨水汚水4号幹線管渠布設工事第1工区の請負契約について、理事者から、「本工事は現在施工中の関連工事と一連の工事であり、技術面、管理面の信頼性、経費の節減、工期の短縮等の理由により随意契約とした」との説明があり、これを了といたしました。

また、議案第100号の県小学校増築改修工事の工期が63年5月31日となっていることに関連して、建築物によって工事期間に一定の基準があるものの、今後、施設に応じた工期の設定及びその短縮に努力すべきとの意見がありました。

以上の経過によりまして、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも原案のとおり承認いたしました次第であります。

これもちまして、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（橋本増蔵君） 次に、教育民生委員長をお願いいたします。

山路 剛君。

〔教育民生委員長（山路 剛君）登壇〕

○教育民生委員長（山路 剛君） 教育民生委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第80号昭和62年度四日市市一般会計補正予算（第1号）の関係部分についてであります。

第3款民生費第1項社会福祉費のうち在宅重度身体障害者短期保護事業につきましては、重度身体障害者を介護している家庭が、仕事あるいは冠婚葬祭等により介護できないときに短期間、療護施設で介護するもので、これに伴う市費負担分を補正計上するものであります。

当委員会は、重度身体障害者を介護する家族への一助となる本制度の利用促進が図られるよう、対象家庭・関係団体等への周知徹底方を要望いたしました。

また当事業が従来、国の機関委任事務として県の所管であった経緯を踏まえ、国・県に対して市費負担の軽減を働きかけるよう要望いたしました。

次に、痴呆性老人在宅ケアモデル推進事業につきましては、家族等が痴呆性老人とともに短期間指定された施設に入所し、症状に応じた介護の方法を習得するものであります。本制度が3年間のモデル事業として実施されることから、今後の事業継続の見通しについてただしたのであります。

理事者からは、「厚生省の昭和63年度概算要求の中にも新規事業として同じ内容のホームケア事業が盛り込まれており、継続して実施される見込みであること。また、社会福祉法人青山里会が近く建設を予定している老人保健施設に痴呆性老人デイケア施設の併設を働きかけていきたい」との説明がありました。

高齢化社会の進展に伴い、痴呆性老人の増加がますます深刻な問題となってきたことから、当委員会は、痴呆性老人に対する在宅福祉・施設福祉の充実とともに、予防的見地に立った痴呆性老人対策への取り組みを要望いたしました。

次に、第10款教育費につきましては、国の内需拡大対象事業としての西

朝明中学校格技場建設のほか、小・中学校校舎のアスベスト撤去、学校敷地の借地部分の購入、学校開放に伴う防球ネットの設置などが主な内容であります。

このうち格技場の整備計画について、理事者からは、「学校施設の整備については、普通教室、特別教室及び屋内運動場の整備を優先させていく必要があり、これらの増改築計画との整合性を図りながら格技場の整備に取り組んでいきたい」との説明がありました。

当委員会は、格技場が心身鍛練の場として効果のある施設であることから、地域性を加味しながら早急に整備を進めるよう要望いたしました。

このほか一部委員から、学校敷地内における借地部分の公有地化、及び地域での学童保育実施に伴う会場の確保等について市の取り組みを求める意見がありました。

以上の経過をもちまして、議案第80号昭和62年度四日市市一般会計補正予算（第1号）の関係部分につきましては、別段異議なく承認いたしました。

次に、議案第88号四日市市国民健康保険条例の一部改正につきましては、地方税法の改正に伴って保険料の賦課限度額の改正、保険料の減免についての基準額の引き上げを行うとともに、悪質滞納者に対する被保険者証の返還等、所要の改正を行おうとするものであります。

一部委員から、年間所得1,000万円以上の場合でも一律の賦課限度額であり、所得段階に応じた賦課限度額を設けるべきである等の理由から反対意見がありましたが、賛成多数により承認した次第であります。

これをもちまして、教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（橋本増蔵君） 次に、産業公営企業委員長にお願いいたします。

伊藤雅敏君。

〔産業公営企業委員長（伊藤雅敏君）登壇〕

○産業公営企業委員長（伊藤雅敏君） 産業公営企業委員会に付託されま

した関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第77号昭和61年度四日市市立四日市病院事業決算認定についてであります。

昭和61年度事業におきましては、事業収益80億 236万 4,953円、事業費用79億 4,960万 5,122円、差し引き 5,275万 9,831円の純利益を生じ、その結果、当年度未処理欠損金は、6,988万 4,715円となったのであります。

理事者からは、「医療環境の整備、充実に努めるとともに、優秀な医療従事者の確保と診療内容の充実を図ってきたが、年々増加する重篤患者に対処するため、高度医療器械等の新規購入や更新に迫られており、今後より一層経費の増嵩が考えられることから、引き続き経営基盤の確立に努めるとともに、地域住民の健康を守る中核病院として、医療サービスの向上に努めたい」との説明がありました。

当委員会は、懸案となっております駐車場問題については、既存駐車場の管理を徹底させるとともに、新しい駐車場の建設等についても検討を行い、早急に問題の解決を図るよう指摘いたしました。

また、病院周辺の環境整備についても、十分に意を払うよう指摘いたしました。

なお、今後の救急医療体制の整備については、「知事から救命救急センターの設置要請があれば、積極的に考えていきたい」との説明があり、これを了としたところであります。

以上の経過により、当委員会は本件を認定すべきものと決した次第であります。

次に、議案第78号昭和61年度四日市市水道事業剰余金処分並びに決算認定についてであります。

昭和61年度事業におきましては、事業収益47億 6,827万 9,458円、事業費用43億 4,781万 5,355円、差し引き4億 2,046万 4,103円の純利益を生

じたのであります。

理事者からは、「事業収益の大半を占める上水道の給水収益が、給水戸数の増加等により前年に比べ約 5,000万円の増額となったことに加え、費用面において経費節減に努めたことや物価が安定していたことなどから、財政の安定確保ができたが、今後とも事務事業の改善、諸経費の節減等を図り、現行水道料金が保持できるよう健全経営に努めるとともに、サービスの充実、円滑な事業運営に向けて一層の企業努力をいたしたい」との説明がありました。

北勢水道用水、いわゆる県水につきましては、北勢地区の3市4町1村とともに、本市においては昭和53年6月から受水しているところでありますが、受水費がかなりの額に上ることから、当委員会は、受水の必要性、受水費の軽減等についてただしたのであります。

理事者からは、「本年は、自己水源能力をオーバーする日が30日以上にも上ったこと、県水の受水により自己水源からは適正な取水が可能となり、水源の寿命を長くすることができること、及び南部工業団地や新しい住宅団地の造成に伴い、水需要の増大が見込まれることなどの理由から、本市の安定給水にとって県水は欠くことのできない重要な水資源である。また受水費については、県と折衝を重ねた結果、1トン当たりの使用料の引き下げにより、従来に比べ年額 1,000万円程度の値下げをさせることができたことなど、経費の節減、健全経営に努めてきた」との説明がありました。

当委員会は、今後とも受水費の軽減等を引き続き県当局に求めていくとともに、効率的かつ経済的な受水に努めるよう指摘いたしました。

また、拡張事業において推進してきた水沢簡易水道の統合等、給水区域の拡張は、昭和61年度において上水道へ統合する事業が完了したことから、本市全域の上水道化を達成したところでありますが、市内に未給水戸数が200戸以上も残っていることから、早急にその解消を図るべきであるとの意見がありました。

水道料金の隔月検針・集金制については、理事者から、「全国の同格都市の95%が既に実施していることから、本市においても行財政改革の一環として、昭和63年度から実施する予定であり、これにより人員も削減することができ、大幅な経費節減を図ることができる」との説明がありました。

当委員会は、市税や国民健康保険料などの納期を考え合わせた上で、水道料金の隔月検針・集金制の実施により、家計の支出が一時に集中することがないように関係部局との調整を図り、滞納防止に努めるとともに、市民へのPRを徹底するよう指摘いたしました。

また、豊橋市において、水道管に発がん性の疑いのある物質を含んだ塗料が使われていたことから、本市の実態をたまたしたところ、「問題のタール性塗料は、昭和35年から40年代にかけて、本市も含め全国で使用されていたものであるが、管の塗料から溶け出した発がん性の疑いのある物質は極めて微量であり、厚生省は現段階で管の取りかえなどの指示はしておらず、本市としても、今後の推移を見守っていきたい」との説明がありました。

最後に、水質管理の問題については、清浄な飲料水を供給するため、万全の体制により検査を行っているところでありますが、今後予測される諸事情に対処するため、河川水質検査や浄水管理になお一層の努力を払うよう要望いたしました。

以上の経過により、当委員会は、昭和61年度水道事業決算については認定すべきものと決した次第であります。

また、剰余金の処分につきましては、当年度純利益4億2,046万4,103円に前年度繰越利益剰余金84万2,462円を加えた4億2,130万6,565円の当年度未処分利益剰余金のうち、4億2,100万円を減債及び建設改良積立金として留保するとともに、30万6,565円を翌年度繰越利益剰余金とするものであり、別段異議はありませんでした。

次に、議案第79号昭和61年度四日市市農業共済事業決算認定についてで

あります。

昭和61年度事業におきましては、事業収益1億8,774万9,695円、事業費用1億7,236万3,529円、差し引き事業利益1,538万6,166円で、これに事業外収支合計2,411万1,254円を加えて、3,949万7,420円の純利益を生じたのでありますが、農業共済事業につきましては、四日市市、三重郡4町において三泗農業共済事務組合を設立、本年4月1日から事業を開始し、同日付けで財務引継等を行っているところであり、本件については、別段異議なく認定すべきものと決した次第であります。

次に、議案第80号昭和62年度四日市市一般会計補正予算（第1号）の関係部分についてであります。

本件は、歳出第6款農林水産業費における国・県支出金の決定等による補正が主な内容であります。農業生産体質強化総合対策事業費の中で補正計上されております防霜ファン設置事業費補助金については、一定規模以上の茶園を降霜被害から守るため、防霜ファン設置事業費の一部を補助するものでありますが、国庫補助対象とならない小規模茶園についても、市単独の補助を行うなど、きめ細かな対応をすべきとの意見がありましたほかは、別段異議なく承認いたしました。

議案第81号昭和62年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第1号）、及び議案第82号昭和62年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第1号）につきましては、別段異議なく承認いたしました。

議案第90号四日市市漁港管理条例の制定につきましては、漁港法の規定に基づき磯津漁港の維持運営を図るため、漁港における行為の制限、占用の許可、監督処分等について新たに条例を制定しようとするものであり、別段異議なく承認いたしました。

これもちまして、産業公営企業委員会の審査報告といたします。  
○議長（橋本増蔵君） 次に、建設委員長をお願いいたします。

豊田忠正君。

〔建設委員長（豊田忠正君）登壇〕

○建設委員長（豊田忠正君） 建設委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第80号昭和62年度四日市市一般会計補正予算（第1号）の関係部分についてであります。

歳出第8款土木費について、理事者からは、「今回の補正予算は、景気浮揚のため、去る5月決定された内需拡大を中心とした緊急経済対策に基づき、事業の追加割当が得られる見込みのものの追加補正が主な内容である」旨の説明がありました。

そのうち道路橋梁費において、狭隘な道路について、危険防止の面から側溝には蓋を設ける等安全策を講じること、また電柱を埋設あるいは一本化することなど、道路を有効に活用できるよう整備を進めるとともに、そうした箇所の調査を行い、整備を図るよう要望しました。このほか従来から指摘している交通渋滞のネック箇所についても、早期に整備を図るよう強く要望しました。また、事業の実施に当たっては、住民の要望も十分検討し、地元の同意を得た上で実施するよう要望しました。

住宅費について、理事者から、「昭和30年代までに建設した主な中層住宅を対象に、当面3カ年で外壁塗装を行うため1,500万円計上したものである」との説明がありました。当委員会としては、市内には大正年間に建てられた市営住宅も残っており、こうした老朽・狭小化した木造住宅対策について市の考え方をただすとともに、全市的なバランスも考慮し、十分検討するよう要望した次第であります。

なお、一部委員から、下水道事業について、今回内需拡大ということで事業量が相当増加するため、この実施体制の充実もあわせて配慮すべきであるとの意見がありました。

議案第83号昭和62年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第1号）については、水洗便所設置費補助として生活保護家庭9戸分の予算が計上

されておりますが、水洗化促進の意味からも補助対象の拡大について検討すべきであるとの意見もありました。

議案第89号四日市市住宅新築資金等貸付に関する条例の一部改正については、本年3月、地域改善対策特別措置法が失効し、新たに地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が制定されたことによる規定の整備と貸付利率の改正であり、根拠法の改正は62年4月1日から、また利率の改正については、施行日10月1日以降の新規貸付分について各々適用されることとされております。

本議案の審査に当たり、特に貸付利率の改正について、理事者からは、「貸付限度額の引き上げ、及び償還期限の延長等により、年々地方公共団体における財政負担の増大、いわゆる制度的赤字が生じてきたため、国においても制度要綱を改正し、貸付利率の引き上げを行うものである」との説明がありました。

これに対し一部委員より、利率改正の前に制度の運用面での改善が先決であり、利率のアップにより安易な解決を図るべきでないとの反対意見がありました。

議案第91号四日市市沿道整備計画区域における建築物の構造の制限に関する条例の制定については、国道23号四日市地区において、都市計画法に基づく沿道整備計画により当該地域の建築物について防音上必要な措置を講じ、良好な都市環境を保護することを目的としたものであります。

一部委員より、本条例には、この地区において従来から問題となっている振動、排ガスによる大気汚染等の対策が盛り込まれていないこと、移転の際の補償の検討がなされていないこと、また適用区域が限られていることから、反対の意見がありました。

当委員会としては、この条例の趣旨について関係住民の了解を得るよう十分説明を行っていくとともに、この条例に基づく規制が住民にとって大きな負担とならないよう万全の対策を講じるとともに、全面的な解決に向

け一層の努力をしていくことを強く指摘しました。

議案第96号市道路線の認定については、別段異議はありませんでしたが、市道認定後の道路の管理については十分行方よう指摘いたしました。

議案第84号昭和62年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第92号四日市市道路占用料徴収条例の一部改正について、議案第93号四日市市水路使用条例の一部改正について、及び議案第95号市道路線の廃止については、別段異議はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案については、いずれも原案のとおり承認した次第であります。

これもちまして、当委員会の審査報告といたします。

○議長（橋本増蔵君） 委員長の報告は、お聞き及びのとおりであります。

○委員長（橋本増蔵君） 委員長の報告に対し、ご質疑がありましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本増蔵君） 別段ご質疑もございませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

○発言を許します。

○橋本 茂君。

〔橋本 茂君登壇〕

○橋本 茂君 私は、議案第89号と議案第91号について、日本共産党を代表して反対討論を申し上げるものであります。

まず、議案第89号四日市市住宅新築資金等貸付に関する条例の一部改正についてであります。

この貸付制度自体、もともと制度の財源となる起債の利子と貸付金利との差については、国が全面的に措置をすることが当然であります。ところが、国は地方自治体に負担を強いてきており、四日市市も相当な財政負担にもなってきました。年々貸付未償還額が増える一方であります。国

に対して未償還額を措置させることを、今後の問題として強く働きかけねばなりません。しかも今回の改定は、2%の貸付利率を2.8%に引き上げる内容ですから、大問題だと思います。国が今後とも全面的な措置をする保証も明確でないわけですから、なおさら問題であります。

さらに、根本的な問題といたしまして、この制度は、同和地区住民に限定される制度であって、しかもどれだけ資産を持っていても、この制度を利用できるという仕組みになっております。これには必要な規制を加えるべきであります。この際に、真にこの制度を必要とする方々に現行の2%で運用すべきであります。そして同和地区住民に限らず、一般住民のレベルにまで一般行政施策に移行させることが必要だと考えるものです。

以上により、この議案に反対いたします。

次に、議案第91号四日市市沿道整備計画区域における建築物の構造の制限に関する条例の制定についてであります。

国道23号の道路公害については、道路管理者が被害を出さない抜本的な構造上の対策をとることが、何よりも求められているところであります。この対策を中途半端にしておいて、一片の防音化工事で済ませる。そして後は被害者の方の負担で、しかも規制に適合するものでないと建築許可をしないという、大変不合理な内容となっております。これまで二十数年間、道路公害で苦しんでこられた関係の方々に新たな犠牲を強いるものだと言えます。

加えて、この条例では、適用区域が定められておりますが、同じ23号沿道の区域外にもひとしく工事をすべきであります。また、これ以上現地で被害をこうむりたくない、この際移転をしたいという方には、移転補償をすべきであります。道路管理者はもとより、市がその実現のために何らかの対応をするよう強く求めるものであります。

議案第91号に対する反対意見を述べ、私の発言を終わります。

○議長（橋本増蔵君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 私は、今議会に提案された議案のうち、第78号、80号、85号、88号には容認しがたい問題点を含んでおり、反対するものであります。

以下、各議案別にそれぞれの主要な問題点についてのみ取り上げ、反対意見の表明といたします。

まず、議案第78号昭和61年度四日市市水道事業剰余金処分並びに決算認定についてであります。この第1の問題点は、同決算の結果が収益勘定で4億2,000万円余の純利益を生じたことについて、改めて58年9月議会において決定され、59年1月から実施された水道料金の1トン当たり27.94%もの大幅値上げが妥当なものであったかどうかを問うこととなっていることであります。

58年9月議会に当局が、58年12月からの1トン当たり27.94%もの水道料金値上げ提案を行った際、その根拠、基礎資料として示した昭和58、59、60年度の3カ年の財政計画によれば、そのような値上げをもってしても、なお60年度末における収益勘定は1,110万円余の純利益にとどまり、61年度には赤字決算と料金の再値上げが避けられないものであるかのようなものでありましたが、実際の60年度決算の結果は5億4,177万円、61年度も4億2,000万円余り、さらに62年度も1億9,000万円余の純利益が予定されているところであります。

もとより天候にさえ左右される水需要をはじめ、的確に諸要素について予測することはなかなか困難であること、今日の結果は、諸要素が有利に展開したことと、職員をはじめ、いわゆる企業努力が積極的に払われたことなどの事情によるものであることは十分承知をいたしておりますが、しかし、余りにも計画と実態との間の大きな隔たりを目の当たりにして、市民に負担増を強いる問題は、よりの確な判断と慎重な対応が必要なことを痛感する次第であります。当局もこの点を改めて肝に命じ、今後に対処されることを求めるものであります。

第2の問題点は、県水の受水量・料金に関するものであります。

61年度県水受水費は、営業費用の18.13%と極めて大きなウェートを占めております。また給水収益との関係で見ましても、その15.33%がこれに費やされているわけでありまして、それだけにこの受水費の軽減を図ることは、水道事業の健全経営を期する上での大きな課題の一つであることを決算結果は示していると思います。

その1つの問題は、基本料金が月トン当たり1,070円と、市の水道料金における一般用の基本料金と比べましても極めて高く、これは私どもの容認しがたいことであります。受水費のうち4億2,885万6,000円が、1日の契約受水量3万3,400トンにかかる基本料金となっております。これは全受水費の66.26%を占めております。この引き下げに当局が今後とも一段と尽力されるよう望むものであります。

2つ目の問題は、県水の実際の受水量に関してであります。県水の1日の契約受水量は3万3,400トンとなっておりますが、実際の61年度受水量は契約水量の49.76%であります。果たしてこの受水量も真に必要なものであったかどうか、疑問のあるところであります。ちなみに61年度の年間における県水の1日最大受水量は2万5,710トンであり、それ以下から2万トン以上を受水した日数は、夏季などの水需要の集中した54日間で、1日最小受水量8,820トンとなった61年1月2日を含め、1日受水量が1万トン以下という日が3日間、1万トンから1万5,000トン以下が124日、1万5,000トンから2万トンが184日という実態が示しますように、ほとんどの期間は自己水源能力に十分な余力があるにもかかわらず、県水を受水していたのであります。このことは、相当量の不必要な県水を受水していたと言えるわけでありまして、あるいは県水を買わされてきたと言っても過言ではありません。このために、水需要のピーク時、1日2万トン以上を受水した54日を除いて、少なくとも1億5,000万円もの使用料金を余分に払ってきたと言ってもいいのであります。この点についても、私どもは

認めることはできないのであります。不必要な水は受水しなくとも済むように、県との間で合理的な解決を図るよう望むものであります。

なお、仮に県水の受水基本料金や受水量について、現在の状況を改めることが困難だというのであれば、県水の受水契約水量に応じた水需要を積極的に図る方策を考えることも、水道事業の健全経営のいま一つの重要な課題と言えるのではないのでしょうか。電力、ガス等においては、需要拡大策を積極的にとっていると聞くわけですが、この点についても、当局は今後創意性を発揮し、格段の努力を払うべきであることを提言するものであります。

なお、上下水道料金徴収と検針を63年度より隔月化するとの当局の方針については、市民の家計のやりくりを困難にするなど、市民サービスの低下ともなり、また滞納増やトラブルの増加になりかねないこと、さらには長年にわたって水道事業をその面で支えてきた集金・検針に当たる委託職員の収入低下を強いることになるなどの理由で反対であり、再考を求めるものであります。

次に、議案第80号昭和62年度四日市市一般会計補正予算（第1号）についてであります。

その問題の第1は、財政運営、予算編成にかかわってのことです。私は、本年3月議会に提案された62年度一般会計当初予算における市税の計上額が、対前年度当初比2.9%の伸びと、少なくとも昭和30年代以降をとっても最低の伸び率となっていることに対して、県や幾つかの近隣他都市の例を挙げつつ、果たして的確なものかどうか、ただしたところであり、ます。この当初予算がスタートして6カ月を経過した今日、本議会に提案された補正予算を見て、複雑な気持ちであります。一般会計補正予算（第1号）によると、歳入における市税は、8億4,311万3,000円の追加補正額を計上し、さらに当初予算審議の段階では、年度末までの補正財源として留保している市税収入見込み額は約12億円ということでありましたが、

これが先日の当局の説明によりますと、今回の補正後においても、なお留保財源として16億6,000万円もあるということであり、ます。確かにこの6カ月間近くの経済情勢や政治情勢絡みの税制動向など、不透明な事情があったことは事実であります、それにしても当初見込みとの違いが大きいのではないかと思うのであります。財政運営あるいは予算編成に当たって、すぐれた先見性の発揮と市民の要求に積極的にこたえる果敢な姿勢のもとに、的確な判断が望まれるところであります。

なお、今後の留保財源の使途について、土地開発公社により先行取得している公共用地の買い戻しを増やすということよりも、むしろ山積している市民要求の1つでも多く実現することに意を払い、そのために必要な補正予算を11月臨時会にも提案されることを求めたいのであります。

第2の問題は、今回の補正予算においては、確かにいわゆる内需拡大策としての公共事業は、積極的な予算の増額補正の措置がとられたわけですが、これ以外の円高不況に苦しむ萬古工業など、地場産業をはじめとする中小商工業対策は、全くといってありません。他の自治体における例を見ますときに、残念でなりません。62年度当初の超緊縮予算のあたりを食った福祉、教育等の分野での措置が極めて不十分であることも、また事実であります。この点の今後の配慮を積極的に求めたいと思います。

さらに、議案質疑の段階でも申し上げましたが、痴呆性老人在宅ケアモデル推進事業の計上とかかわって、痴呆性老人対策のより積極的な展開を求めたいと思うのであります。

また、中学校における格技場の整備を、短期に整備されるこの方針を明確にして、計画的に整備されることを求めるものであります。

3番目の議案第85号昭和62年度四日市市交通共済事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、さきの6月議会で議決された同条例の一部改正による一部共済見舞金の引き上げと、会費の大幅引き上げ等に係る予算の補正でありますけれども、私どもは6月議会で、会費の大幅値上げに反

対したところであり、したがって、今回の予算措置にも反対をするところ  
であります。

市交通共済事業は、1人1日1円と安く、市民こぞって加入して交通災  
害に対処することでスタートしたものであります。1人1日1円の会費と  
いうのが崩れて、今回のような会費の大幅値上げが今後もなされるとい  
うことになれば、加入者減を生じ、この事業を成り立たなくさせることすら  
危惧するものであります。私どもは、今後市当局が市の交通共済事業を会  
費だけで運営し、収支に不足を生じたら会費を値上げするというやり方を  
改め、市民の70%余りが加入していること、交通災害が市をはじめ行政の  
交通安全対策上の不備や、道路構造上の不備にも多く起因していることな  
どを考慮して、一般会計から相当額の繰り入れを行い、会費をこれ以上引  
き上げることのないようにすることを、改めて強く求めてまいりたいと思  
います。

最後に、議案第88号国民健康保険条例の一部改正につきましては、その  
中の保険料の賦課限度額の引き上げについて反対するものであります。

保険料の賦課限度額を後期18万5,000円を19万5,000円にするとい  
うことではありますが、これは年間にすれば、2万円の引き上げということに  
なるわけでありまして、59年に29万円であったものが、今回39万円になり、こ  
の4年間で何と10万円もアップするわけでありまして、さらに国は、63年度  
に41万円に持っていかうとしているのであります。この賦課限度額が一律  
に定められていることにより、年間所得数百万円の世帯にとっては、極め  
て過重な負担となっております。固定資産税額いかんによっては、年間所  
得300万円、200万円、100万円の世帯でも、この最高保険料が賦課され  
るのであります。一方、年間所得1,000万円、2,000万円、3,000万円でも、  
同じ賦課限度額による保険料となっており、ここに大きな不合理がある  
のであります。この点を何ら改めることなく、賦課限度額を一律に大幅  
に引き上げることが、到底認めることはできません。

市として、少なくとも年間所得1,000万円以下と以上の2段階ぐら  
いに分けて賦課限度額を設け、1,000万円以下の賦課限度額を大幅に引き下  
げ、1,000万円以上の賦課限度額を適宜なものに定めることにすることなど、  
また国に対してもそのような措置がなされるように努力することを求めて、  
討論といたします。

○議長（橋本増蔵君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案第78号昭和61年度四日市市水道事業剰余金処分並びに決算認  
定について、議案第80号昭和62年度四日市市一般会計補正予算（第1号）、  
議案第85号昭和62年度四日市市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1  
号）、議案第88号四日市市国民健康保険条例の一部改正について、議案第  
89号四日市市住宅新築資金等貸付に関する条例の一部改正について、及び  
議案第91号四日市市沿道整備計画区域における建築物の構造の制限に関す  
る条例の制定についての6件を一括採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定及び可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めま  
す。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本増蔵君） 起立多数であります。よって、本件は認定及び可  
決されました。

次に、ただいま採決いたしました議案を除いた18件を一括採決いたしま  
す。

本件に対する委員長の報告は、認定及び可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本増蔵君） ご異議なしと認めます。よって、本件は認定及び  
可決されました。

日程第2 議案第101号 公平委員会委員の選任について及び議案第102号 固定資産評価員の選任について

○議長（橋本増蔵君） 日程第2、議案第101号公平委員会委員の選任について、及び議案第102号固定資産評価員の選任についての2件を一括議題といたします。

〔収入役（毛利道男君）退場〕

○議長（橋本増蔵君） 提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいま上程されました各議案についてご説明申し上げます。

議案第101号は、本市の公平委員会委員のうち、志貴信明氏の任期が来る10月10日をもって満了いたしますので、その後任として、杉本雅俊氏を選任いたしたいと存じ提案するものであります。

議案第102号は、昨年11月以来欠員となっております本市の固定資産評価員として、現収入役毛利道男氏を選任いたしたいと存じ提案するものであります。

なお、各氏の経歴は、お手元の経歴書のとおりであります。

どうかよろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本増蔵君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本増蔵君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

まず、議案第101号公平委員会委員の選任についてを採決いたします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本増蔵君） ご異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決しました。

次に、議案第102号固定資産評価員の選任についてを採決いたします。

本件は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本増蔵君） ご異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決しました。

〔収入役（毛利道男君）着席〕

日程第3 委員会報告第3号 請願の審査結果について

○議長（橋本増蔵君） 日程第3、委員会報告第3号請願の審査結果についてを議題といたします。

委員会の審査報告に対し、ご質疑がありましたらご発言願います。

水野和子君。

〔水野和子君登壇〕

○水野和子君 請願第6号、第7号について継続審査となっておりますが、私どもは継続審査にすることに反対であり、今議会で採択して、第6号については、政府関係機関に意見書を提出することを主張するものであります。

請願第6号については、今日狂乱地価が国民生活を根底から脅かしているにもかかわらず、政府は実効ある地価対策を何一つせずに、3年ごとの評価がえを口実に、来年4月、固定資産税、都市計画税の増税に踏み切ろうとしております。

勤労者の生活に必要な土地・家屋、農業経営に必要な農地、中小企業の零細な営業用地などは、憲法第25条の「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という規定に裏づけられた生存的財産であると思います。

ところが、現行の固定資産税は、国民の生活や営業に不可欠な生存的財産にまで容赦なく課税し、その上実際の取引価格を基準としてスライドして引き上げる仕組みになっております。国土庁の調べでも、住宅地の地価上昇率は、この3年間で全国平均で8.2%、四日市では8.1%となっております。大都市の狂乱地価は異常な値上がり率であり、これを固定資産税にはね返らせるようなことになれば、市民の負担は耐えがたいまでに増えることになることは必至でございます。

私ども共産党は、来年の固定資産税評価がえに当たって、第1には、固定資産税については、来年の評価がえを全面凍結し、現行額に据え置くこと、第2には、固定資産税そのものの改革を進めること、第3には、宅地に係る相続税について特例を設けるなどして、零細な宅地への課税軽減を図るべきであると考えます。

今回出されました請願、幾つかの不十分な点がありますが、その願意は切実なものである。採択して、不十分な点は議会で補うなどして、この願意にこたえるべきでございます。

次に、請願第7号について。

この道路は、日々の交通量は4万7,000台を超え、また恐ろしい化学物質を積んだ車も通行しています。沿道の住民の方々は、この十数年、危険や騒音、振動に悩まされ、また排気ガスに健康をむしばまれるのではないかと心配しながら、毎日生活をしてこられました。しかし、これらの問題も解決しないまま、ただ防音壁のみで対応しようとしておられる道路管理者、そして今後建てかえなどにも建築規制を迫られている被害住民の声は、当然と言わなければなりません。切実な住民の声も聞かないで切り捨てて

いくようなことをしないで、この請願は採択して、すべての住民が納得いく解決をするために理事者に求めていくのは、議会の任務ではないかと思えます。

○議長（橋本増蔵君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は、委員会報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本増蔵君） 起立多数であります。よって、本件は委員会報告のとおり決しました。

---

日程第4 常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（橋本増蔵君） 日程第4、常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長からお手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続調査について申し出があります。

おはかりいたします。本申し出を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本増蔵君） ご異議なしと認めます。よって、本申し出は承認することに決しました。

なお、さきの6月定例会から今定例会までの各常任委員会の閉会中の調査結果については、お手元に報告書を配付いたしておりますので、これによりご了承願います。

---

○議長（橋本増蔵君） 以上で今定例会の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じ、昭和62年9月4日市市議会定例会を閉会いたします。

連日にわたりご苦勞さまでございました。

午後3時5分閉会

地方自治法第 123条第 2 項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長 橋 本 増 蔵

署 名 議 員 川 口 洋 二

署 名 議 員 久 保 博 正

1. 会期日程
2. 議会運営委員会決定事項
3. 議決事件等一覧表
4. 一般質問通告一覧表
5. 議案質疑通告一覧表
6. 付託議案一覧表
7. 常任委員会の閉会中の調査報告について
8. 常任委員会の閉会中の継続調査項目

昭和62年 9 月定例会会期日程

9月10日(木)	午前10時開会 議案上程. 説明
11日(金)	休 会
12日(土)	
13日(日)	
14日(月)	午前10時開議 一般質問
15日(火)	休 会
16日(水)	午前10時開議 一般質問
17日(木)	午前10時開議 一般質問 議案質疑. 委員会付託 追加議案上程. 説明. 質疑. 委員会付託
18日(金)	各常任委員会
19日(土)	産業公営企業委員会・建設委員会
20日(日)	休 会
21日(月)	
22日(火)	
23日(水)	
24日(木)	
25日(金)	午後2時開議 委員長報告. 質疑. 討論. 採決 追加議案上程. 説明. 質疑. 討論. 採決

議会運営委員会決定事項

(62.9.3)

◎9月定例会市議会について

1. 会期日程 別紙のとおり

2. 発言通告等の期限

- |            |          |        |
|------------|----------|--------|
| (1) 一般質問   | 9月10日(木) | 午後2時まで |
| (2) 議案質疑   | 9月14日(月) | 午後4時まで |
| (3) 請 願    | 9月14日(月) | 午後4時まで |
| (4) 討論・その他 | 9月22日(火) | 正午まで   |

3. 発言順序

(1) 一般質問

- ① 日本共産党 ② 新政クラブ ③ 清風会  
④ 緑水会 ⑤ 新風クラブ ⑥ 政友クラブ  
⑦ 市民クラブ ⑧ 公明党

(2) 議案質疑 通告時にくじにより決定

4. 発言時間

(1) 一般質問(答弁を含む)

- |       |        |       |        |
|-------|--------|-------|--------|
| 市民クラブ | 2時間    | 新風クラブ | 2時間    |
| 政友クラブ | 2時間    | 公明党   | 1時間40分 |
| 新政クラブ | 1時間40分 | 清風会   | 1時間40分 |
| 緑水会   | 1時間40分 | 日本共産党 | 1時間    |

(2) 関連質問 5分以内(答弁を含まない)

(3) 議案質疑 15分以内(答弁を含む)

(4) 討 論 15分以内

\*一般質問の要領

- ① 一般質問は、一定例会議員1人当たり答弁を含む20分を基準とし、

所属議員数に応じ各会派に時間配分する。なお、一定例会における議員1人当たりの発言時間は、答弁を含め1時間以内とする。

- ② 各質問者は、通告に際して自己の持ち時間(答弁を含む)を会派内で調整の上、質問通告書に記載する。

- ③ 各質問者は、自己の持ち時間を超えて発言しない。

\*関連質問の要領

- ① 一般質問に限る。

- ② 同一会派の議員で発言通告をしていない議員1人に限る。

- ③ 発言の時期は、各質問者の質問が終了した直後とする。

- ④ 発言時間は5分以内とする。ただし、答弁は含まない。

議決事件一覧表

〔市長提出議案〕(26件)

議案名	議決結果
議案第 77号 昭和61年度四日市市立四日市病院事業決算認定について	認 定
議案第 78号 昭和61年度四日市市水道事業剰余金処分並びに決算認定について	原案可決
議案第 79号 昭和61年度四日市市農業共済事業決算認定について	認 定
議案第 80号 昭和62年度四日市市一般会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第 81号 昭和62年度四日市市競輪事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第 82号 昭和62年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第 83号 昭和62年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第 84号 昭和62年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第 85号 昭和62年度四日市市交通災害共済事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第 86号 四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例等の一部改正について	原案可決
議案第 87号 四日市市地区市民センター条例の一部改正について	原案可決

議案第 88号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について	原案可決
議案第 89号 四日市市住宅新築資金等貸付に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第 90号 四日市市漁港管理条例の制定について	原案可決
議案第 91号 四日市市沿道整備計画区域における建築物の構造の制限に関する条例の制定について	原案可決
議案第 92号 四日市市道路占用料徴収条例の一部改正について	原案可決
議案第 93号 四日市市水路使用条例の一部改正について	原案可決
議案第 94号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	原案可決
議案第 95号 市道路線の廃止について	原案可決
議案第 96号 市道路線の認定について	原案可決
議案第 97号 工事請負契約の締結について	原案可決
議案第 98号 製造請負契約の締結について	原案可決
議案第 99号 工事請負契約の締結について	原案可決
議案第 100号 工事請負契約の締結について	原案可決
議案第 101号 公平委員会委員の選任について	同 意
議案第 102号 固定資産評価員の選任について	同 意

〔請願〕(2件)

番号	件名	請願者の住所・氏名	審査結果
		紹介議員	

6	62.9.14 受理 固定資産税の据え置きを求 めることについて	四日市市昌栄町21-10 三泗地区労働組合 協議会 議長 岡 興 三	継 続
	水野 幹郎・森 真寿朗	総 務 委 員 会	
7	62.9.14 受理 国道23号四日市地区沿道整 備計画について	四日市市浜町3-13 名四沿道住民のくら しをまもる会 代表 辻 東 子 ほか 329名	継 続
	佐藤 晃久・森 真寿朗	建 設 委 員 会	

一般質問通告一覧表

順序	氏 名	要 旨	ページ
1	日本共産党 橋 本 茂 (発言時間60分)	1 今後の市政運営について 2 市民生活をおびやかす悪法 悪政への対応について (1) マル優廃止問題 (2) 公害健康被害補償法改悪 問題 (3) 固定資産税の評価がえ問 題	20
		3 火災・防災対策について 4 清掃事業の委託について 5 富田山城線の無料化につい て(四日市大学開設等に関 連して)	
2	新政クラブ 佐 藤 晃 久 (発言時間60分)	1 橋北地区の諸問題について (1) 区画整理事業 (2) 交通安全対策 (3) 農業用水路と生活排水路 の浄化対策 (4) 近鉄川原町駅前の放置自 転車対策 (5) 浜一色町、陶栄町、京町 の子供たちの遊び場確保	45

(9月14日)

		(6) 三滝川四日市橋付近の緑地公園整備	
3	清風会 伊藤信一 (発言時間60分)	1 平和運動について 2 文化費1%について 3 国際交流試合について 4 陸上競技場について 5 桜地区のシンポジウムから	59
4	緑水会 田中武 (発言時間60分)	1 「社会の変化」への対応策について (1) 高齢化社会への適応(高齢者の生きがい対策) (2) 国際化社会への適応(農業特に米作の体質強化策) (3) 高度技術化社会への適応(多様化・増大する行政需要への対応策-行財政改革の推進) 2 塩浜地区の問題について (1) 県立総合塩浜病院の整備計画 (2) 公園の整備	77
		1 社会的<災害>弱者の防災対策と消防について	

(9月16日)

5	新風クラブ 野崎洋 (発言時間60分)	2 中学生の豊かな育成を願って 3 駅周辺の駐車場整備計画について 4 オーストラリア記念館について	94
6	新風クラブ 谷口廣陸 (発言時間60分)	1 地域コミュニティの単位について 2 文化施設の活用問題について 3 財政問題について	118
7	政友クラブ 長谷川昭雄 (発言時間60分)	1 四日市北部周辺道路網の整備について (1) 南北道路の新設 (2) 富田山城線有料の撤廃 2 四日市大学誘致に伴う諸件について (1) 萱生川の改修他 3 国の内需拡大策への市の対応について	136
	市民クラブ	1 市道の改良と管理について 2 2年保育について 3 市立四日市病院の駐車場の確保とバス停の設置について	

(9月17日)

8	坂口正次 (発言時間60分)	て 4 ロングビーチ都市提携25周年記念事業の取り組みについて 5 北勢中央公園について	145
9	市民クラブ 渡辺一彦 (発言時間60分)	1 四日市大学の開校に関して 2 財政について	161
10	公明党 久保博正 (発言時間50分)	1 中学校における給食制度について 2 私有林について 3 官公庁の土曜閉庁について 4 四日市港の諸問題について	168
11	公明党 毛利道哉 (発言時間50分)	1 大型放射光施設誘致について 2 高齢者生きがい対策について 3 洋上学校構想について 4 潤いのある街づくりについて (1) 花いっぱい運動 (2) 親水装置 (3) エコ作戦 (4) 都市景観形成	188

議案質疑通告一覧表

順序	氏名	件名	ページ
1	日本共産党 小井道夫	1 議案第78号 昭和61年度四日市市水道事業剰余金処分並びに決算認定について 2 議案第80号 昭和62年度四日市市一般会計補正予算(第1号) (1) 歳入全般 (2) 歳出 ア 第3款 民生費 イ 第10款 教育費 3 議案第88号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について	203
2	日本共産党 橋本茂	1 議案第91号 四日市市沿道整備計画区域における建築物の構造の制限に関する条例の制定について	209

付託議案一覧表

○ 総務委員会

議案第 80号 昭和62年度四日市市一般会計補正予算（第1号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入全般

歳出第2款 総務費

第9款 消防費

第2条 債務負担行為の補正

第3条 地方債の補正

議案第 85号 昭和62年度四日市市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 86号 四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例の一部改正について

議案第 87号 四日市市地区市民センター条例の一部改正について

議案第 94号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

議案第 97号 工事請負契約の締結について

議案第 98号 製造請負契約の締結について

議案第 99号 工事請負契約の締結について

議案第 100号 工事請負契約の締結について

○ 教育民生委員会

議案第 80号 昭和62年度四日市市一般会計補正予算（第1号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第3款 民生費

第10款 教育費

議案第 88号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について

○ 産業公営企業委員会

議案第 77号 昭和61年度四日市市立四日市病院事業決算認定について

議案第 78号 昭和61年度四日市市水道事業剰余金処分並びに決算認定について

議案第 79号 昭和61年度四日市市農業共済事業決算認定について

議案第 80号 昭和62年度四日市市一般会計補正予算（第1号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第6款 農林水産業費

議案第 81号 昭和62年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 82号 昭和62年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第1号）

議案第 90号 四日市市漁港管理条例の制定について

○ 建設委員会

議案第 80号 昭和62年度四日市市一般会計補正予算（第1号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第8款 土木費

議案第 83号 昭和62年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第1号）

議案第 84号 昭和62年度四日市市土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 89号 四日市市住宅新築資金等貸付に関する条例の一部改正について

議案第 91号 四日市市沿道整備計画区域における建築物の構造の制限に関する条例の制定について

議案第 92号 四日市市道路占用料徴収条例の一部改正について

議案第 93号 四日市市水路使用条例の一部改正について

議案第 95号 市道路線の廃止について

議案第 96号 市道路線の認定について

常任委員会の閉会中の調査報告について

常任委員会の閉会中の調査について、会議規則第98条の規定により別紙のとおり報告します。

昭和62年9月25日

総務委員長 古市元一  
教育民生委員長 山路剛  
産業公営企業委員長 伊藤雅敏  
建設委員長 豊田忠正

四日市市議会

議長 橋本増蔵 殿

総務委員会

○ 清掃業務の委託等について

行政改革の取組の一環として、民間経営の持つ効率性、弾力性の導入を目的として、昭和61年10月に四日市市及び民間業者の間で株式会社四日市市生活環境公社が設立された。

市は、生活環境公社の事業目的に応じて61年度から公園施設の清掃管理、公衆便所の清掃消毒、競輪場・衛生施設清掃等の業務の委託を順次進めており、63年度は、し尿収集業務の一部、ポンプ場運転管理業務の委託が予定されている。

その中で、特にし尿の収集業務の委託については、市行政の一つの大きな転換であり、かついろいろな問題を内包しており、慎重な取組が必要と考える。市は担当職員を退職者不補充とし、63年度には、まず直営部分の一部を委託し、将来的には民間業者を統合、し尿収集業務はすべて生活環境公社に委託する考えである。また、庁内にプロジェクトが設置され、し尿処理の在り方、業務委託、浄化槽の維持管理等について研究がなされている。

当委員会としては、し尿収集業務の委託について一部反対意見があったものの、行政改革という大きな時代の流れの中で、委託の方向で進めることについてはやむを得ないことであるが、この推進にあたり、次の事項を指摘するものである。

- ①し尿収集は市の責務であること、また市民生活に直結した業務であることからさらに一層市民サービスの向上を期すること
- ②公共下水道整備の推進とも関わり、現在一部委託している民間業者に対する将来の対応、さらにし尿処理業務についての本市の基本的な考え方を確立すること
- ③し尿の海洋投棄は好ましくなく、生活環境公社に対し、単に収集業務だけを委託するのではなく、し尿の再利用に取り組みさせること
- ④生活環境公社設立の目的を十分認識し、その実現にあたっては積極的な姿勢で臨むこと

なお、生活環境公社自体についても設立後間もないということもあり、運営面、あるいは業務内容、市との連携等、検討を要する点が多々あり、今後十分研究検討を重ね、その育成に努力すべきである。

次に、四日市再生資源協同組合は、全国的に高い評価を得てきた本市独自のゴミ分別収集方式の推進に大きく貢献してきたところであるが、円高その他の影響により、62年3月現在で2億円にのぼる負債を抱え、今後このまま推移すれば、さらに負債は増加するなど極めて厳しい経営状況にある。

市としては、再生可能物を含めゴミ処理は市の責務であること、ゴミの減量化に効果があること、市民からも評価を受け定着していること、組合業務の生活環境公社への委託は現組合業者との関係上困難であることなどから、現収集体制を維持することを前提に組合の累積債務の解消を含めた対応策を検討、62年度は組合に対し、一般回収業者からの買取代金を市が補填する、累積債務の解消のために組合の所有地を市が買い上げ、替わり

の場所を無償貸与する等の考え方が示された。

当委員会としても、現収集体制については評価するものであり、維持すべきものとする。しかし、組合に対し、補助金を交付するからには、経営状況をよく監視するとともに企業努力を促すべきである。また、累積債務の解消については、組合自身が努力すべきである。なお、その結果、移転先を必要とするなら、南部埋立処分場等適当な場所について検討のうえ、対処することが望ましいと考える。

#### ○ 情報公開について

情報公開については、「四日市市における情報公開制度の在り方」について調査研究報告が行われただけの状況であり、引き続き当委員会の閉会中の調査事項として研究を進めたい。

#### 教育民生委員会

#### ○ 保育園等の改修・整備について

現在、本市には市立保育園が30園あるが、園舎の屋根については鉄板葺（折板・瓦葺）あるいは露出アスファルト防水（ALC版）等を使用している。しかし、これらの工法は比較的耐用年数が短いため、塩浜西・笹川・神前保育園等では建築後10年程度であるにもかかわらず、雨漏りのため保育に支障を来す状態が現出している。

言うまでもなく、保育園は園児を安全に保育することが基本であり園舎の改修・整備には建築工法等、施工面での十分な配慮が必要である。

当委員会ではこうした実態を踏まえながら、今後の保育園の改修・整備の在り方について調査・研究を行った。

#### 1. 現状の分析について

(1)ほとんどの保育園の屋根は、当時の公共施設建築の需要を満たすため安価な工法として、鉄板葺あるいは露出アスファルト防水等が使用されている。

- (2)鉄板葺(折板・瓦棒)は、雨あるいは結露により5年から10年程度で錆等を生じ、雨漏りの原因となっている。
- (3)露出アスファルト防水(ALC版)は、昼間に膨脹・夜間に収縮が繰り返されるために防水層に剝離状態が生じ、雨水が浸透して雨漏りの原因となっている。
- (4)当時主流であった箱型の建物に使われている陸屋根の構造のものは、水の浸透経路が複雑であるため雨漏り個所の特定ができず、全面改修が必要となる。
- (5)改修計画が後手に回っており、雨漏りの状態が出てきてから対処するという状態である。

## 2. 当面の対処方法について

- (1)現在、雨漏りのため63年度の改修計画に上がっている塩浜西・笹川・神前保育園については、磯津保育園で試験的に施工されて耐候性が実証されている“ベンチレーション工法”等、耐用年数の長い工法を採用することが望まれる。
- (2)上記の改修は、昭和62年度予算に補正計上するなど、速やかな対応が望まれる。

## 3. 今後の対処方法について

- (1)当面对処すべき塩浜西・笹川・神前保育園の3園以外で近々改修が必要となる園についても、機を失することのないよう計画的な改修を行うことが望まれる。
- (2)改築あるいは新築にあたっては、長期的な観点から維持管理コスト等を十分に考慮した設計を採用するとともに、それに必要な予算措置を講ずることが望まれる。
- (3)今後の園舎等の設計にあたっては、園児に夢を与え、のびのびと保育できるよう、お伽ぎの国のお城といったメルヘン的な外観、あるいは緑を含む自然的空間を取り入れるなど、文化的な要素を加味すること

が望まれる。

当委員会は、以上の調査結果について十分留意し、保育環境の向上に努めるよう強く望むものである。

## 産業公営企業委員会

### ○ 萬古業界の現状と今後の課題について

四日市市の地場産業の代表である萬古業界が、一昨年来の円高の下、国の特定地域中小企業対策臨時措置法における地域指定を受け、緊急融資額は業界全体で28億円余にも達し、輸出関連業者を中心に苦境にあえぐ現況から、当委員会は、その現状と今後の課題について調査研究を行った。

#### 1. 業界の現状

四日市萬古業界は美濃、瀬戸に次いで業界第3位の生産量を誇るものの、知名度は九谷、伊万里、有田、清水焼などに比べ、全国第10位と極めて低い。

特に昨今の消費者の嗜好は、量より質、価格より個性的なものへと変化しつつあり、萬古焼は消費者ニーズの変化、各産地との過当競争、市場の低迷なども加わって、誠に厳しい状況にあると言える。

また業界は、特に小規模企業者(工業組合 191業者中 146業者、商業組合 104業者中72業者)が多く、経営体質の脆弱な事業所、後継者難の事業所が多い。ただ、小規模なるが故に十分にその実情把握ができていない面も指摘できる。

一方、業界を代表する萬古陶磁器工業協同組合と萬古陶磁器卸商業協同組合のより一層綿密な連携、協調を期待するとともに、両組合の連携組織である萬古陶磁器振興会については、業界の一体的な発展を促進する積極的な役割を担うべきである。

しかし、業界においては、このようにいろいろな問題を抱えているものの、廃業あるいは業種転換が積極的になされないといったところは、長い

歴史と伝統の産業だけに意外に足腰の強い業界とも言える。

## 2. 今後の課題

以上のような観点から、今後は消費者ニーズに合った商品の個性化、高級化を図ることが不可欠の問題であり、そのためには高品位、高品質の新商品開発に努めるとともに、マスメディアの活用、展示会・各種見本市などを中心に知名度向上策に力を入れる必要がある。市民、消費者と結びつく陶磁器資料館、スーパーや百貨店での即売場、萬古のまちというイメージアップ作戦などにより積極的に行うべきである。特に、モータリゼーションの発達により、東名阪四日市インターの利用客が多いことを考えれば、この付近に萬古焼の宣伝塔や展示即売場を設けることにより、市を訪れる人々に萬古焼の産地としての四日市を印象づけるべきである。

また、行政サイドとしては、イメージアップにつながる陶芸作家を中心とする萬古陶芸協会への助成、各融資制度の充実はもとより、経営者意識の改革（経営合理化講座・専門講座の開催、企業診断など）、後継者及び技能者等人材育成への側面的な援助も重要であろう。

同時に、本年8月開設された三重北勢地域地場産業振興センターにおいて行われる需要開拓事業、人材育成事業、情報提供事業、相談指導事業の総合振興事業を有効に活用すること、あるいは萬古陶磁器振興会を中心とした各種団体の連携、協調など組合組織の一層の強化に強力な行政指導を行うべきである。

なお、今般中堅窯屋5社による協業化が実現したことは誠に喜ばしいことであり、今後もこの種の協業化、異業種交流などが活発化して市郊外に進出することが予測される。行政としては、企業が健全な発展をするために設立の時点から指導援助を行うことはもとより、これに付随する道路、排水など環境面での整備についても、各部局との連携を十分に行い、問題のないように実施すべきである。

以上、課題としていくつか提言したが、総じて言えることは、行政の強

力な指導、側面的な援助等にもまして、業界全体及び各経営者個々が旧態を脱皮し、四日市市の伝統産業を守り、地場産業として大きく発展させようという意欲の高揚、意識改革、そして自助努力こそが究極の方策と言えよう。

## 建設委員会

### ○ 線引き及び用途地域について

都市の健全で秩序ある発展を図るため、昭和43年新都市計画法の施行に伴い、線引き制度が発足し、本市では、昭和45年に市街化区域、市街化調整区域の当初線引き決定が行われ、本年まで過去2回の見直しが実施されてきた。しかし、市街地中心部におけるスプロール化、内陸部における乱開発、住居地域における住工混在等の問題がみられ、土地利用の見直しとともに、効率的な公共投資が強く望まれている。当委員会は、64年度内に実施予定となる第3回目の線引きの見直しをひかえて、現況における問題点について検討を行った。

各委員から出された主な意見は、次の通りである。

- ・地域の活性化を図るうえからも、見直しの時期については、5年に一度ではなく、柔軟な対応をすべきである。
- ・線引き見直しの際の人口フレームの設定について、現状も踏まえ、政策的な面での人口フレーム設定を加味した検討も考慮すべきである。
- ・市街化区域の既成市街地一特に、近鉄四日市駅周辺一は今後、オープンスペースの確保等土地の有効利用という面で建物の高層化が求められており、今後のまちづくりにそなえ、容積率、けんべい率の設定において、市の独自性が加味できるよう配慮すべきである。
- ・市街化調整区域では、法的条件を整えば、住宅でも工場でも建てることができ、今後ますます住工混在化が進むことが懸念されており指導要綱の設置について検討すべきである。

- 住宅地域内における地場産業（萬古、素麺等）との混在問題については地場産業振興の面から、住宅等との共存が図られるよう早急かつ積極的に解決策を図ること。
- 市街化区域の住宅密集地については、今後行われるであろう再開発、区画整理事業等の計画を踏まえ、市街化調整区域と一体化して見直すべきである。
- 用途地域の境界付近においては、騒音等の規制値について極端に数値が違う等の問題が生じており、合理的な数値設定ができるよう用途地域の設定について考慮すべきである。
- 東名阪四日市I・C、四日市東I・C周辺および四日市大学建設地周辺は、将来四日市の「顔」として重要な場所であり、各々の地域の特性にあった土地利用をたて計画的に整備すべきである。  
また、将来北勢バイパスが計画されており、東名阪との接続付近の土地利用について今から検討していくべきである。
- 地域のなかで、一定した規模での開発行為における指導については、その地域周辺での位置づけを十分考慮し、将来を見越した一体的な指導をすべきである。
- 区画整理事業及び団地開発の実施に伴い、隣接集落との道路が接続されていない場合には、市が接続道路を整備するなど、思い切った施策を取り入れるべきである。
- 都市計画区域から都市計画税を徴収しているのであり、それに見合った整備について検討すべきである。

当委員会は、線引き及び用途地域の見直しについて、各委員から出された意見を十分に踏まえ、64年度の線引き見直し実施時期に向け、検討を行うとともに、現在策定中の新総合計画との整合性に十分配慮し、各地域の特性を生かしつつ、より総合的かつ計画的な土地利用を図るよう強く望むものである。

なお、線引き及び用途地域の見直しについては、62、63年度が基礎調査の段階であり、今後いろいろな問題提起が予想され、必要に応じ調査研究を行っていくこととする。

以上をもって、当委員会の閉会中の調査事項の報告といたします。

常任委員会の閉会中の継続調査項目

総務委員会	情報公開について
教育民生委員会	子どものしつけについて
産業公営企業委員会	地場産品の振興について
建設委員会	再開発に関連する公有地の現状と展望について